

決算審査特別委員会

平成20年9月8日
午前9時00分 開会
於 斑鳩町第一会議室

議 長

中 川 靖 広

委 員 長

辻 善 次

副 委 員 長

里 川 宜志子

出 席 委 員

宮 崎 和 彦

小 林 誠

吉 野 俊 明

西 谷 剛 周

理 事 者 出 席

町 長	小 城 利 重	副 町 長	芳 村 是
教 育 長	栗 本 裕 美	総 務 部 長	池 田 善 紀
総 務 課 長	佐 藤 滋 生	総 務 課 参 事	吉 田 昌 敬
企画財政課長	西 卷 昭 男	税 務 課 長	山 崎 善 之
住民生活部長	西 本 喜 一	福 祉 課 長	西 川 肇
国保医療課長	植 村 俊 彦	環 境 対 策 課 長	乾 善 亮
住 民 課 長	清 水 昭 雄	健 康 対 策 課 長	寺 田 良 信
建 設 課 長	加 藤 保 幸	観 光 産 業 課 長	川 端 伸 和
都市整備課長	藤 川 岳 志	都 市 整 備 課 参 事	今 西 弘 至
教委総務課長	野 崎 一 也	生 涯 学 習 課 係 長	大 野 彰 彦
上下水道部長	谷 口 裕 司	会 計 管 理 者	浦 口 隆
会 計 室 長	清 水 孝 悦	代 表 監 査 委 員	辰 巳 忠 次
監 査 委 員	中 西 和 夫	監 査 委 員 書 記	山 崎 篤

議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係 長 峯川敏明

(午前 9時00分 開会)

○中川議長 本日、決算審査特別委員会を開催いたしましたところ、委員の皆さんには、早朝から御出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまより、本会議から付託を受けました平成19年度斑鳩町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行っていただきます。

会議に先立ちまして、正副委員長を互選いただきますため、暫時休憩いたします。

(午前 9時00分 休憩)

(午前 9時01分 再開)

○中川議長 再開いたします。

休憩中に互選をいただきました結果、委員長に辻委員、副委員長に里川委員を互選されましたので、お二人にはよろしく願いをいたします。

ここで委員長と交代のため暫時休憩いたします。

(午前 9時01分 休憩)

(午前 9時01分 再開)

○辻委員長 再開いたします。

皆さんの御推挙によりまして、決算審査特別委員会の委員長を務めさせていただきます。里川副委員長とともに、委員会の運営に当たらせていただきますので、皆さんの御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、理事者各位におかれましては、的確な説明、答弁をされるように努められ、スムーズな審議ができますよう、お願いいたします。

それでは、ここで署名委員を委員長において指名いたします。

署名委員には、宮崎委員、小林委員を指名いたします。両委員には、よろしくお願い申し上げます。

初めに、町長のあいさつをお受けいたします。

小城町長。

○小城町長 おはようございます。

委員の皆さんには、きょうから3日間ということで、決算審査をいただくわけでございます。

せんだっては、1日の本会議でもあいさつの中で申し上げましたように、暑い中、5日間にわたって、緑巳、中西両監査委員におかれましては、決算をいただきまして、特

に19年度の決算の概要につきましては、形式収支では3億8,471万3,000円の黒字であって、前年度と比較して、1億2,239万8,000円と46.7%の増加になっているという監査をいただいております。

委員の皆さん方にはこの監査等について、またあるいはこの決算について、いろいろと御意見等をいただく中で、また21年度に、予算の関係等において反映してもらいたいと考えております。

そしてまた、認定の第3号等につきましては、平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定、あるいは認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号につきましても、それぞれ慎重審議を経まして、例年通り御認定をいただきますよう、よろしくお願いをしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

○辻委員長 ありがとうございます。

それでは、本会議から付託を受けました認定第2号 平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成19年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成19年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成19年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成19年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成19年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括上程し、議題といたします。

初めに、審査の方法についてお諮りいたします。

お手元にお配りをしております資料、平成20年9月議会決算審査特別委員会進行予定表をごらんいただきたいと思います。

最初に、代表監査委員さんの方から、決算審査意見書に基づく報告を受けた後、委員の皆さんから意見書に対するお尋ねがあれば質疑を行い、次いで一般会計及び各特別会計の決算概要について、会計管理者から、また財政健全化判断比率について、総務部長の説明を受け、これに対する質疑を行った後、一般会計の歳出について、各款ごとに説明、質疑を行い、その後、歳入全般について説明、質疑を行っていただきます。

次に、各特別会計については、各特別会計ごとに所管部長から説明を受けました後、それぞれの質疑を行うことで審議を進めてまいりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 異議なしということで、認めます。

それでは、そのように進めてまいります。

委員並びに理事者の皆さんには、議事進行につきまして、御協力方、よろしくお願いたします。

まず最初に、辰巳代表監査委員さんの方から、審査結果に基づき、御報告をお受けいたします。辰巳代表監査委員。

○辰巳代表監査委員 それでは、平成19年度斑鳩町一般会計、特別会計歳入歳出決算の審査意見、それから当年度より始まりました財政健全化判断比率等の審査に関しまして、意見を御報告申し上げたいと思います。

まず、決算審査についてでございますが、お手元の決算審査意見書に従いまして、説明していきたいと思っております。

いずれ町の方からも説明いろいろ、所管事項ごとに説明はあるというふうにお話ございました。私の方の説明は、私の監査委員としての立場からの説明ということにさせていただきます。

まず1ページ、審査の対象でございますが、審査の対象は斑鳩町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、それから、歳入歳出決算事項別明細書等でございます。

審査期間は、そこに書いてあります期間、こちらの方で実際に具体的な審査を、審査手続を実施いたしましたのは5日間でございますが、その後、いろんな分析とか、あるいは意見をまとめたり、あるいは調書を整理したりするのに日数がかかっておりますので、審査の期間は8月25日までというふうになっております。

審査手続は、記載のとおりでございます。

審査の結果でございますが、2ページの一番冒頭のところでございます。ちょっと読み上げてみます。

審査の結果。審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、及び財産に関する調書の各計数は、関係法令に準拠して調製され、誤りのないものと認められた。また、基金の運用状況についても、計数に誤りなく、適正に運用されているものと認められました。

というのが審査の結果でございます。いずれも適正に作成されておりますということでございます。

以下、決算の総括以降、若干補足して申し上げたいと思っておりますが、まず決算の規模、

2ページの真ん中でございますが、前年比、歳入歳出、そこに記載どおり、歳入歳出決算とも、連結ベースでは増加しております。一般会計は若干減っておりますが、特別会計の方で増加しておるということで、差し引き、連結ベースで見ますと、ここで書いてありますように、少し増加しておる。

連結会計と言っておりますが、連結というのはこの表の場合、一般会計と特別会計、全部合計したものを、私のその意見では連結と言っておりますが、本来、本当に町全体で連結ということになりますと、水道事業会計も入れるということになるんですが、企業会計でありますので、ちょっと一緒くたに、そのままでは連結できないということで、収支会計をしております一般会計、特別会計のみを合わせまして、連結ベースというふうに申し上げております。

今申しましたように、一般会計は町長も言われましたように、一般会計決算収支でございますが、一般会計は形式収支と、16ページの表を見てもらいますと、一般会計は決算収支、差し引き決算額3億8,471万円の黒字、それから特別会計、合計しまして6億3,116万7,000円の赤字、差し引き形式収支、収入から支出を引いた単純な収支差額であります。これが差し引き2億4,645万5,000円の赤字ということになります。これは、いつも言っておりますが、特別会計の国民健康保険事業特別会計で依然として赤字が続いておりますが、本年度も6億4,527万3,000円という赤字になっておりますが、それが全体に影響しております、トータルでは赤字になっておるということでございます。

この形式収支の赤字は、毎年そういうぐあいにして、国保の赤字が増加していますので、前年比、形式収支で3,997万6,000円赤字がふえておるということになります。この、後ほどまたお話申し上げますが、形式収支あるいは実質収支と言っているところは、前年度繰越金、前の年の余った歳計剰余金を加えておりますので、毎年、前年度赤字が累積してきますと、この実質収支までは赤字がふえていくだろうということになります。

その年度だけを区切って計算します単年度収支では、黒字になることはありましても、今のこの計算の仕方でいきますと、形式収支、実質収支というのはだんだんふえていくということになるかと思えます。

もう、委員の方々、よく御存じだと思っておりますが、役所のこの収支計算は、その年度に入ってきた、外部から入ってきた全体の収入、お金ですね、それに基金、積立金の取

り崩し、それから前の年からの繰り越したお金、それから翌年度へ繰り越す財源が入った場合は、その財源も入れまして、それを全体で収入と。それから、支出の方は、当年度に出てきた全部の支出、それにプラス積立金の積み立て、あるいはまた町債の繰上償還、こういうものまで全部入れて支出という。その差額を形式収支というふうに言っているんですね。形式収支から翌年度繰越財源、翌年度へ繰り越す財源が入っておりますと、それをのけたものが実質収支ということです。さらに実質収支から、前年度から繰り越した繰越金、前年度繰越金、前の年の余ったお金、それをのけたものを単年度収支と言っております。それから、単年度収支から積立金の繰入額をのけたもの、支出のうちの積立金の繰入額をのけたものを、実質単年度収支ということになっておりまして、非常に単年度収支だとか、実質収支と形式収支、非常にややこしくなっておりますが、用語の使い分けをそういうふうになっておるようでございます。

だから、ほんまはこの形式収支が連結ベースで赤字になっているということは、ほんまはお金が足りないわけなんですけど、ところが、役所というのはぐあいええことで、5月まで出納整理期間がありまして、その二月間の中に、翌年度の収入も一緒に入ってくる。だから、翌年の収入を前年度につまみ食いするということで、前の年はお金は不足する。結局、国保の赤字、6億何円というのを、翌年度繰上充用でまかなっておりますが、国保事業のお金が翌年度の4月、5月で6億も入ってくるわけやありません。お金は色ついておりませんから、ほかの会計も全部寄せたお金を前の年入れて、繰上充用ということで、2億4,600何がしの赤字を、資金繰りとしてはつないでいくと、こういうような形になっておるといってございませう。

次に、3ページにいきまして、予算の執行状況でありますけど、書いてありますように、収入額の方は、歳入は予算に対しまして20億ほどの減収、減収というか、予算未達成ということですね。減収というより。これが、前年度の未達が16億2,800ほどでございましたから、差し引きは、未達額は、減収額は4億6,500万ぐらいになってきておると。そうしまして、そこに書いてありますように、予算に対する収入率は88.9%、これが前年度は91.1%でしたから、予算に対する収入額も2.2%下がっている。これは先ほど言いますように、繰上充用額がふえていきますと、どんどん下がっていきます。それが繰上充用額の部分だけ、歳入に予算として、歳入欠陥補てん収入ということで上げておりますが、その収入は入ってきませんので、繰上充用をやりますと、年々、予算に対する収納率というのは下がっていくかなというふうに思われます。

それから、(3)のところ、真ん中、不納欠損処理額は、4,927万2,000円でありました。前年度が2,903万4,000円でありましたというふうに書いてありますが、そこで本日のなんかこのいただいた、ここにある資料にも、不納欠損あるいは未収額が書いてあるということですが、意見書の一番後ろ、40ページの一番上を見てもらいますと、未収町税と滞納処分後の不納欠損処理額の表をつくっておりますが、当年度のこの真ん中のところ、④、※の④、当年度の不納欠損処理額は、真ん中の19年度と書いてありますが、これが4,927万2,000円、これは町税から国保税、全部入れて、すべてで4,927万2,000円。平成18年度、これが2,903万4,000円、平成17年度は1,214万3,000円ということで、年々、不納欠損処理額も上がってきておりますが、これは町税の方のいろんな滞納処理がどんどん進められた結果というふうになる、その理由はそういうことになるだろうというふうに思います。

それから、もとへ戻りまして、3ページの予算の執行でございますが、歳出でございますが、歳出の執行率90.2%、それから不用額、不用額を6億7,795万5,000円となっております、前年度が不用額が8億3,358万1,000円でございます、不用額も1億5,500万ほど減っております。それから、執行率も、去年の90.2%が92.2%、約2%増加しておるということになっております。

不用額が減ったというのは、国民健康保険事業の不用額、前年度、2億9,300万ほどあったのが、ことし1億4,900万ということで、1億4,000万ほど不用額が減っておる。これは何でかということ、それだけ療養給付費がかなり増加しておる。1億9,699万1,000円、保険の給付、療養給付費が増加しておるからということで、執行率は上がってきておりますが、執行率が上がったらいいと思えるか、そういうふうにどんどん支出がふえていくということで、先行き懸念だというふうにとるか、なるだけ不用額が少ないこともいいんですが、不用額が少なくなるということは、それだけ余計、歳出が膨らんでいくということにもなるかもわかりません。

それから、3ページ下、財政の構造であります。このところは一般会計だけの部分もあります。そこでは、自主財源と依存財源という言葉が書いてありまして、自主財源、町独自の収入ですね。それから依存財源、国などに頼った収入ということになりまして、これも18ページの表5で、前年度と比較しております。自主財源と依存財源。前年度が自主財源が48.3%、当年度は44.6%ということで、かなり下がっております

が、何が大きく違うかという、前年度は前年度繰越金、前の年の余ったお金ですね、これが6億800万ほどあった。ことしは2億6,200万ということで、これが3億5,000万ほど、前年度繰越金が減っております。だから、この繰越金を除いた計算でいきますと、46.7%ぐらいの自主財源比率に変わりました、前年度よりは低くなってありますが、あんまりここに書いてあるとおりに低くならないというようなことでございます。

自主財源のうち、39億のうち、町税ですね、メインの収入であります町税は、町税の内訳が21ページの表の10のところにあります、当年度の税収は31億8,797万3,000円、これが前年度は29億1,900万でありましたから、2億6,800万ほど税収がふえた。これは税源移譲とかいろんな理由があるかと思いますが、町税の比率がそれでいきますと、全体の歳入の31億8,700というのは、31.7%ということになります。昔から地方自治は3割自治だとかいうふうに言われまして、自前の税金は3分の1やなんて昔から言われてきて、それは地方全体を足した数字であったんでは、今は税源移譲で若干上がっている。それで31.7%というのは、ここに書いてあるように、いろんな積立金の取り崩し、あるいは前年度繰越金、あるいは町債の発行、そういったものも入れての比率で31.7%であります、純然たる外部からの収入、先ほど申しましたように、前年度繰越金だとか、積立金だとかの取り崩しやとか、あるいは町債の発行だとかいうことなしに、外部から入ってきたお金ということの中で、比率どのぐらいかと言いますと、37ページの表20というところの下の方に、主な歳入の内訳ということでちょっと書かせてもらってありますが、一般会計の中で、そういった積立金の取崩し、あるいは町債の発行、あるいは前年度繰越金というのをのけますと、一般会計の歳入は67億なんです。67億のうち31億8,700万ということは、全体の一般会計の歳入のうち、47.5%ですね。だから、3分の1じゃなしに、半分近くが町税が占めておるということになって、町税の動向がこれからは非常に大きな影響を持つてくるのではないかというふうに思われる。これが前年度は41.8%でしたので、相当町税の比率が上がってきておる。大きな今後の財政に影響を及ぼすかなというふうなふうに思われます。

それから、4ページにいまして、歳出の構成であります。あんまり大きな著変はないと思います。ないというふうに見られるんですが、前年度と比べまして、38ページに主な内訳ということで書いてあるんですが、一般会計では、投資的経費が2億1,6

00万ほど減っております。それから特別会計の方では、国民保険事業特別会計の療養給付費、これが1億9,600万ほどふえております。あるいは公共下水道費が1億4,700万ほどふえておるといふことで、その他はあんまり大きな変化はないというふうに思われます。

それから、4ページの中ほど、財政分析でございますが、財政力指数であるとか、あるいは経常収支比率とか、そういったものが出されておまして、この19ページのところで財政分析の表をちょっと書かせてもらってるんですが、よく言われるのは、経常収支比率ということが高くなると、あんまりよくないんだということ、当町の場合は、現在当年度92.3%、ずっと90%台で、90%前後で推移してきておるんですが、これは経常的な経費、いわゆる企業の会計でいきますと固定費ですね。どうしても決まりきったような、経常的に出るもの。それから臨時的に出てくるもの。経常的な経費は経常的な収入で賄うと。臨時的な経費は臨時的収入で賄うべきだということ、そういう臨時的に不規則に発生するのは、そういう臨時的な収入で、これ経営上、充当の原則というふうに言っておるんですが、なかなか簡単に区分できない。企業の固定費と変動費を分けるというのも、これもそんなに一口で経常支出と臨時支出に分けるわけにはいかないんですが、経常収入の中でも、臨時支出に充当するような普通交付税が中に入っているという言われたりしますので、とりあえずこれは100%を超えますと、経常収入で経常経費を賄われないということになりますから、100%になってしまうと新しい事業ができない、新規の需要に対応できないということになりますから、100%未満でとどめるべきだということかなと思います。

余りこの分析値にとらわれることなしに、実態を見て、要するに実際のいろんな収支はどうして、どんだけその収支の計画、財政収支に基づいてそれを管理して、コントロールして、歳入歳出を維持していけるかということなんで、あんまりこの比率にこだわることもないかなというふうに思います。

実際の資金繰りは、もうここ数年、ずっとその基金はあるんですが、年度中は基金を一部流用して繰替運用でまかなっております。基金の半分ぐらいは、年度中は一たん取り崩して、歳出に充当して、また年度末に戻すというようなやり方をしておまして、基金も要するに基金の半分ぐらいは歳計剰余金化してきておるといふのが実態でございます。そういった実態をどう見るかの方が大事でないかというふうに思います。

それから、公債費比率というのがそこにありまして、この公債費比率では17.2%、

ここに書いてありますように、ここで言う公債費比率というのは標準財政規模、当町の場合、50何億と言っておりますが、その標準財政規模に対して公債費がどのぐらいついでおるかという、これが17.2%ということになっておりますが、連結ベースのその本年度始まりました財政健全化比率、このところの健全化比率の公債費比率は12.4%というふうになりました。これはいろんな将来の収入を見込んで入れますので、健全化比率では下がるということになります。

それから、当年度の実際の収入に対する公債費はどのぐらい占めているかというのを見ますと、37ページを見てもらいまして、要するに先ほど申し上げてますように、前年度繰越金とか除いた当年度の連結ベースの収入、連結活動資金収支分析表と書いてありますが、その一番上のところの真ん中の右、当年度活動収入と書いて129億9,248万1,000円というのが右から3列目というか、そこに書いてあります。これが要するに一般会計、特別会計の当年度の129億9,200何がしというのは外部からはいつてきたお金ですと。129億9,248万1,000円、言ってみればこれだけが純然たる稼ぎの収入だということになるんですが、129億9,200万に對しまして、当年度の公債費は幾らかと言いますと、公債費の当年度の償還額、要するに公債を返した、借金を返したというのは、20ページに町債の状況というのが書いてありますが、その中で当年度の町債発行額25億1,280万円と、当年度の町債の返還ですね、償還額、12億852万、要するに12億、こしは町債返しておられます。12億800万の町債の返還、これは元金だけです。これに利息が3億526万1,000円かかっている。だから、12億4,000万近く、当年度は元利合計で公債に対してはお金かかっている。今、さっき申し上げました129億9,200万の収入に對しまして、この15億何ぼかという比率はどうなるかと言いますと、これは11.65%となりまして、そこに書いてあるような公債費比率よりは、実態、実際の収支に対する公債費はずっと下がってまいります。11.65%、10%ぐらい、10%余りが当年度の収入に對して町債の償還と金利にかかっている。これが当年度だけに限った数字というんですか、取り方、統計の取り方ではそんなふうに変わりますということですね。

町債の状況は、今申し上げましたように、当年度25億、20ページですね、25億発行して、12億償還なさって、当年度末の20ページの表8の一番上のところの右側、162億7,729万7,000円、これが一般会計と特別会計合計した町債の残高です。162億、去年が149億でしたから、その差額だけ町債がふえてきておるとい

ことになります。

これ以外に、町債は開発公社で8億6,000万円、それから7ヶ町村でやっておりますこの一部事務組合、消防組合だとか、三室応急診療所だとか、そこの町の負担部分が計算していきますと2億8,500万ぐらい。それから水道の企業債が15億1,400万。合わせますと189億3,705万3,000円。これが町全体の現在の19年度末の町債の残高だということになるかと思えます。

先ほど言いました連結収入129億、それから水道の1年間の売り上げ約7億8,000万、これに対しまして町債、借金の残高は137億に対しまして1.何倍かという数字になりまして、町全体の財政規模をはるかに上回る町債の残高ということになっております。

しかし、将来それをどう償還していくかというのは、財政健全化比率のところでは30%でしたか、限度の350%に比べるとはるかに下回っている数字で、長期的には大丈夫だという、健全化比率では出ておりますが、それは今現在の町債の残高に対して、あるいは今現在の退職金、職員の退職金債務に対して、それらの合計に対して、将来の収入を見越してどうかということですが、今後は少子化などが進みまして、財政規模が縮まりますと、それはどう変わるかわからん。あるいは今後、町債もふえていきますから、それに対してどうかということになりますと、健全化比率の数字どおりにいくかなというようなことも考えられます。

それから、5ページにいきまして一般会計の状況でございますが、一般会計は、先ほど申し上げましたように、歳入歳出とも規模が4.6%ないし歳出で6.2%、規模が縮小になっております。21ページの歳入の表でございますが、ここ見てもらいましたらわかりますように、町税は先ほど申し上げましたように増加しておりますが、地方譲与税、あるいは地方交付税は、地方譲与税で72.4%、地方交付税で6.4%の減収になっております。それでトータル、少し減収になってきておるということでございます。

町税の6ページのところに、町税の収入未済額は幾ら幾ら、それから当年度の不納欠損処理額は幾らという、真ん中の辺に書いてあるんですが、40ページの表の21の裏側を見てもらいますと、町税の滞納の未収額は、前年の当年度末の町税の未収額は、一番上のところですね、町税、前年度が1億8,331万6,000円、ことしが1億5,271万6,000円で、未収額は3,060万円減ってきております。しかし、3,

060万円のうちで、そこに書いてありますように3,024万9,000円、不納欠損処理をしておりますので、差し引き、純然たる町税の未収は、未収の減少は35万1,000円だということになります。

それから、その他の収入、上の未収町税等の増減のところの一番上の右側、その他の収入でございますが、これは住宅家賃であるとか、あるいは学童保育料だとかいうふうなもの未収なんです、こっちの方は前年度が519万円、これが580万7,000円ということで、これは増加してきております。しかも36万7,000円、不納欠損処理をしましてそれですから、当年度に純然たる未収がふえたのは、98万4,000円ということで、100万近くのその他収入の未収が、収入未済額が増加してきておるということになっております。

一般会計はこんなような状況でございます。

それから、その次、特別会計の状況でございますが、7ページ真ん中以下。全体は形式収支あるいはこの特別会計の合計版が29ページに書いてあるんですが、合計で形式収支、実質収支とも、先ほど申し上げてますように、赤字がありますとこれはやっぱり累積していきますので増加していく。単年度収支は前年度よりはやや好転しておるといふふうになっております。

まず、国民健康保険事業特別会計であります、ここに書いてありますように、収納率は去年の89.0%から89.9%、やや好転しております。その中でも、国保税の収納率が71.3%から72.7%というふうな、少し上がっております。これは保険税の改定があったりしましたので、実際にはトータルでは未済額、収入未済額はふえてきておるんですが、大口の方々の歳入がそれだけふえて、トータルでは収納率が上がっているのかなというふうに思っています。

7ページの下のところ、歳出、国民健康保険の歳出ですが、先ほどから申し上げてますように、給付費が1億9,699万6,000円増加しております。保険税の方が1億141万増加しただけですが、給付費の方は1億9,699万6,000円と。入ってくる保険税の倍ぐらいの給付費の増加があるということで、これでいきますと、なかなか赤字を解消するのが難しいかなということですね。だから繰上充用額、先ほど言いましたように翌年度の収入を繰り上げて使うというのは、去年が5億3,367万6,000円だったのが、ことしは6億4,527万3,000円ということで、繰上充用額も相当ふえてきておるといふことになろうかと思えます。

その他の特別会計は記載のとおりでございます。特に申し上げることも何もありません。

それから、9ページ、財産の状況でございますが、当年度は総合福祉会館の整備事業用地が大きな増加でございまして、それ以外は余り大した変動はございません。物品についても同様でございます。

それから、基金は20ページの基金の状況を書いておりますが、平成15年から19年まで、基金の変動状況が書いてありますが、平成15年は33億6,900万ありました基金が、平成19年度では23億3,600万ということで、約10億円減少しております。この中で基金の明細、書いてあるんですが、国保財政調整基金の2,477万1,000円、それから、藤ノ木古墳整備基金が600万、この辺は事業が済んでしまっていたり、あるいは国保財政は赤字ですから、取り崩して充当してはどうかというふうに思います。基金の状況はそんなところでございます。

10ページ以下、結びのところでございます。読みながら、ちょっと説明していきたいと思いますが、10ページの真ん中の上、結びでございます。企業会計方式を適用している水道事業会計を除く当年度の連結決算、実質収支額ですね、収支と書いて、実質収支額は記述のとおり、3億8,041万1,000円の赤字で、前年度の2億9,666万5,000円から、さらに8,746万6,000円の赤字幅が増加し、連結単年度収支は同額8,746万6,000円の赤字となった。このように、連結単年度収支が連続して赤字となったのは、一般会計が収支均衡を回復したものの、国民健康保険事業特別会計において、なお1億円余りの単年度赤字を計上していることによるものであろう。これらの実質収支額及び単年度収支はいずれも前年度繰越金、町債の発行と償還の額、基金の積み立てと取り崩しの額及び翌年度収入の繰上充当額といった名目的収入や借入金、預金の出し入れのような性質のものも含まれている。したがって、これらを除いた実質的な行政活動による連結収支は、収入が129億9,248万1,000円、支出が143億2,569万7,000円となり、差し引き13億3,321万6,000円の支出超過と大きく変化する。前年度のそれが13億9,223万2,000円であったところから比較してみると、5,901万6,000円の支出超過の額はわずかながら減少している。

13億3,000万余りにも上る資金の調達源泉は、結局、町債の純増額である13億428万円にほぼ合致し、借金による財政運営であることが、この点から物語られて

いよう。

借金はふえておる、その分だけ、現実の実際の対外部の収支は減っていておりますよということですね。これは、形式収支は17ページの上の表で、この連結ベースの形式収支あるいは実質収支は、国保財政が黒字転換でもしてこない限り、あるいは基金の繰り入れでもしない限り、なかなかこの状態は即変わらないかもわかりませんね。

単年度赤字は、そこで申し上げましたが、8,400何万ですね。その単年度赤字は、17ページの上の決算収支の上から三つ目、当年度の単年度収支8,746万6,000円ですが、そのうち、国保の単年度赤字が1億1,159万9,000円とありますので、それを除きますと、2,400万ほど単年度収支はほかの会計を合計しますと黒字になるということになるかと思えます。

そこに申し上げたように、形式収支、実質収支、その辺の収支はいろんな収入支出が入っておりますので、それをのけた収支は、先ほど言いましたように、一番後ろの表のところではありますが、外部から入ってきたものは129億、出ていったお金は123億、差し引き13億3,300万ほど支出超過になっておるということですね。これが純粹の、町へ流入した、あるいは流出したという数字で、お金の額でございます。

10ページの下のところでございますが、ちょっと読んでみます。

しかしながら、財政規模に対し、相対的に大型事業があった場合、その資金調達に町債に頼らざるを得ず、法隆寺駅周辺整備事業や総合保健福祉会館建設事業が続き、加えて全計画区域工事完了まで、その工事費の大半を公債で賄わねばならない公共下水道事業費も毎年度かなりの金額に達するところから、こうした資金収支計算書では支出超過となるのも当然のことであり、必ずしも否定されるものではない。

次に、こうした資金収支の赤字が企業会計に準じた発生主義会計に置きかえた場合の数値がどうなるかを見た場合、およそつぎのように試算されよう。

連結行政活動資金収支計算における支出超過額から、支出に含まれる設備投資額27億907万2,000円を省き、かわって非資金取引となる減価償却額や退職給与引当金の繰入額等を支出に加算すれば、発生主義による当年度行政活動支出超過額は3億8,996万6,000円となり、13億3,000万円よりは大幅に縮減されるものの、やはり赤字となります。前年度はこれが若干の黒字と試算されたところから、悪化してきていると見るべきであると考えます。

その両方の差、大きなものは、主因は職員の退職手当債務の増加、前年度、これが大

量の職員退職者の出現により、特別負担金の支出が急増したが、当年度は通常の負担金程度にとどまったため、未払い込みの退職金債務が増加したものと思われる。

要するに、経費の中で、歳出の中で、投資的経費というのがありまして、18ページの歳出の構成のところ、投資的経費、これが21億5,378万8,000円、要するにこれは、設備投資、企業会計で言うところの資本的支出でありまして、これは要するに資産をふやした。お金は流出してるけれども資産はふえた。企業会計で言いますと、それは土地がふえたとか、建物がふえたとか、機械がふえた、そういったものになるかと思われま。だから、経費とみてるけど、企業会計ベースで考えると、それは資産を取得したんだから経費を使ったことにならない。それ以上、土地を除いて減価償却という手法で経費にしていったということになります。

それから、その次、未収の町税でございますが、毎年未収が増加していきますけれども、未収金は租税債権として、町の資産になるわけですね。だから、収支計算ではお金が入ってこない限り収入になりませんが、未収町税は租税債権として発生しておる。町の資産となっておりますから、全額回収できるということにはなりません、一たんそれは普通の企業会計の計算でいきますと、それは売上げが上がった、まだお金はもらってないけど、売上げ相手から請求してもらおうんだということと同じになりますから、未収町税は加算しなければならない。

それから、不納欠損処理額は、収支計算では出てまいりません。お金、支出が伴いませんから。だから、要するに貸し倒れですね。これは経費に出てこないけど、逆に引かなきゃいけない。

それから、先ほど言った歳入未済額、町税なんかの未収金ですが、これはやっぱり滞納されておるといふ限りは、入ってこない部分もかなりある。そうすると、過去の歳入、要するに不納欠損率に基づいて、何ぼの町税に対して何ぼぐらい入ってこないかという、企業会計で言う貸し倒れ引当金と言いますが、そういった収納不能引当金をとらなきゃいけないんです。そういった計算。それから、設備投資した分は、年々の減耗していく、あるいは減価していくということで、減価償却費をあげないかん。減価償却額を計算すると。それから、職員の退職金の経費は、退職手当組合へ向けて掛金を出しておりますが、実際にはそれでは不足するという掛金の程度になりまして、年々年々、職員の退職金に充当する際にはふえてきます。これは、実際の精密な計算をしようと思いますと、アクチュアリーと言いまして、年金数理人、保険会社とか信託会社のような、その人ら

の計算で退職率だとかあるいは死亡率だとか、あるいは現在のその市場利回り率だとか、いろんなそういったものを総合して、今の退職給与規定をもとにして、幾ら要るか、何年度にどのぐらい発生したかという計算をするので、そんなものはとてもできませんので、単純に年度末の、今払うとしたら幾らかかるかという、要支給額方式で出すのがやむを得ない数字かなと思うんですが、今、町で出しております貸借対照表に退職給与引当金が計上されてるんですが、これはその年度の職員の平均給与、それから平均退職手当の支給率、こういったものを掛けて出しておられますので、やや粗いものになっている。だから、この3年間比較してみますと、貸借対照表の退職給与引当金は、平成17年度末では15億3,800万、今、全員やめるとしたら15億3,800万要るだろうと。それから、平成18年は12億5,000万に下がっております。ことしはまた14億6,000万とふえております。これはなぜかという、平成18年は大量の退職者があったので、退手組合の方へ、負担金を、相当特別負担金を払った。だから、実際の現金の支出、歳出の中にもう既に経費としてかなり入ってしまっている。ところが、ことしはそういった分が余り出なかった。そのかわり、退職給与引当金がふえた。だから、そういったものは、当年度の経費に逆にふやしてやらないかん。これは去年は若干戻しであったのが、ことしはふやしてやるということで、上下4億ほど変わっております。

そんなことで計算しますと、そういった発生主義でいくと、若干赤字になるかなという計算であります。39ページの、今申し上げた計算がそこでしてあります。

資金収支でいきますと、13億3,300万ほどの赤字が、資産計上の27億を引いてやる。それからあとは未収の町税とその不納欠損引当額は、本当はマイナスなんですが、去年よりことしが不納欠損額が多くて、逆に引当金を減らしてもいいだろうということになって加算になっておりますが、そういった減価償却、あるいは退職給与の引当債務、そういったものを繰り入れると、3億8,996万6,000円ぐらいになるんじゃないかと。

精密な計算ではありません。あくまでもこっちで入手できる資料の範囲でつくったものでありまして、正確な数字ではありません。おおよその傾向として見ていただいたら結構かと思えます。

その次、11ページの真ん中のところからでございますが、ただし、これらは厳密に計算した正確な金額ではなく、例えば退職手当債務については、職員の普通退職によった

とした場合の現時点での全職員の退職手当要支給額を、平均給与額に平均退職手当支給率を乗じることによって算定した推定値によるものであり、仮に全職員の退職手当要支給額を個々に算出した場合のその合計値との誤差は生じる。また、実際の退職に際しては、定年退職による額との追加差額、これはあくまでも自己都合の計算でありますから、定年退職による額との追加差額が必要であり、本来、それらを織り込んだ年金数理計算をすべきものである。また、不納欠損引当額についても、過年度の不納欠損処理額の平均実績値によったが、これもふえ続ける国民健康保険税の収入未済額推移から勘案すれば、本来、引当額は上積みをするべきものである。その他、減価償却額についても、遊休化した資産は一挙に減損すべきであるし、また廃却取壊費も見積もって経費処理すべきものであって、その他種々もろもろの経費増加要素もあるところから、前記支出超過額は控え目の数値と理解しておかねばならない。

このように、財政では現金主義により経費をとらえているので、支出がなければ認識されないが、発生主義会計では支出に関係なく、発生した期間に経費が配分され、現金主義会計とは違った計算になることが多い。

今、申し上げたようなことでございます。

それから、その次、町債は連結ベースで年度末残高162億7,700万円となっているが、このほか土地開発公社、これは先ほど申し上げたとおりでございます。

ちょっと飛ばしまして、当年度行政活動支出超過額は13億3,300万円であるが、投資的経費27億900万円を除けば、13億7,600万円の投資的経費支出前のキャッシュフローとなり、町債150億8,500万円の償還にすべてを充当すれば、約11年で完済可能と計算される。

要するに、設備投資を一銭もしなかったら、お金はすぐに返せると、こういうことになるかということでございます。

12ページの下のところ、当年度の収納未済額は、前年度比2,445万7,000円減少しましたということで、全体で4億5,972万4,000円となっております。これは町税の滞納処分が進み、3,060万円減ったことが大きい。しかし、それでも当年度の町税の不納欠損処理額3,024万9,000円を差し引けば、純額では町税の収納未済額は35万1,000円の減少にとどまる。国民健康保険税を含む全収入未済額は、不納欠損処理額が4,927万2,000円であるため、実際には滞納が2,481万5,000円、新規に発生したことになる。

全体では収入未済額は減ってきておりますが、不納欠損処理でどんどん落としてますので、ネットで純額にすると、やっぱりふえておる。新たな収納未済はふえてますよということですね。恐らく毎年の不納欠損処理額も今後は膨らんでいくであろうと。

13ページへいきまして、以下は前年にも触れたところであるが、公共下水道事業特別会計は、現在、企業会計方式をとらず、特別会計で収支計算によっている。多くの市町村でもそうしているようであるが、企業会計方式を採用すべきとの包括外部監査意見が聞かれたりもすると。企業会計方式に移れない最大の理由は、赤字決算の露呈を懸念することと思われる。

下水道法では、公共下水道の使用料は「能率的な管理の下における適正な原価を超えないものであること」としており、この点から、原価とは結局、企業会計基準で言う公正妥当な原価計算の手法によらざるを得ない。

下水道事業に地方公営企業法の強制適用はないようであり、企業会計方式の採用は任意であるが、同法適用事業の料金は、「公正妥当で能率的な経営の下における適正な原価を基礎とする」とし、ここでも発生主義会計に基づく企業会計方式でなければ、原価は把握できないと想定しているものと思われる。

供用開始後、間もない現在、発生した総原価を料金に転嫁することなど、到底不可能である。原価のうち、未供用部分にかかるものは営業外費用、あるいは特別損失とすることで一般会計から補てんを行い、供用部分のみのコストがいかほどとなるのかを算定し、使用料に対しての正常原価及び一般会計補助額を明らかにすることが、住民に対するアカウントビリティを果たすこととなる。

会計というのは、一般の方は単に収入から支出を引いた計算そのものが会計だと思われているんですが、家計簿のように。会計というのはそういうことではありませんで、事業に対して会計がどういうふうにそれを反映させて証明するかとか、明らかにするかというのが、会計でありまして、会計には必ず説明責任がつく。会計責任がある、というのがアカウントビリティと言われるもので、どういうふうに運営をしたかという、そういう説明をするというのが会計の機能であります。だから、アカウントビリティを果たすためにどう会計すべきかというようなことを申し上げておるんです。

公共下水道では、奈良市あたりの包括外部監査意見では、企業会計を採用すべきというような意見も出たりしておりますが、これは任意でありまして、する必要も強制されることはありません。しかし、制度外で、要するに裏帳簿ということはありますが、

制度外でそういう簡易な計算をしたらどうかというのも去年も申し上げたと。検討課題ということで申し上げておるんですが、要するにそうすることによって原価が明らかになる。どのぐらいが、正常コストがどのぐらいかというのがはっきりする。それと、そういうことで住民に対する説得材料になるだろうと。

それから、企業会計方式をとりますと、企業努力というものが必ず出てきます。収支会計では全部受けるけれども、企業会計で原価が幾ら、固定費が幾ら、収入はこれだけだという、だからこれだけのマイナスになるというようにいろんな計算値を出しますと、コストダウンしようとか、あるいは収益をもっと上げようというふうに企業努力が働く。そういった意味で、企業会計というのが、そういう経営努力をするのに効果が非常にあるというふうに言われている。そういった意味で、企業会計方式も別途計算、簡易な方法で、そんなものに複雑に手間かけていたら何なりませんので、簡易な方法ですることはどうかということをお願いしております。

それから最後。国民健康保険事業特別会計は、当年度保険税の改正が実施されたが、それでもなお、単年度収支が1億1,159万9,000円の赤字で終わった。

西和7カ町村の国民健康保険事業会計を比較してみると、一部基金の取り崩しでしのいでいるところも見受けられるが、黒字を維持しているものも多い。しかし、それにしても当町の累積赤字の額は突出している。他町とは被保険者一人当たりで比較してみても、健康保険税は中位であるし、保険給付費は黒字を確保しているところに次いで下から2番目と低く、健康保険税が低く、保険給付費が高いのではないかというふうに、思い込みは全く外れた結果となる。奈辺にその因があるのか、分析と研究をする必要がある。

国保は大きな赤字なんですけど、一人当たりの国保料は、一番低いところが年間7万7,890円、うちは8万1,690円で、下からいっても4番目、上からいっても4番目で、全く真ん中の所に位置しております。

それから、一人当たりの療養給付費は、一番高いところが年間24万4,727円かかっておるが、当町は一人当たり、あんまり差はないんですが、22万6,679円で、6番目。下から2番目というところで、一人当たりの保険給付費はそんなに高くついてないのかな。

うちは、だからリタイアした高齢者が多くて、だから保険税が低い。逆によく見てもらいはるから給付が高いのかというふうに、私らも思っておったんですが、それでも

ないのではないかと。

この辺はいろんな、その会計の中の詳細な科目分析じゃなくて、どの辺が違うのかということも見てもいいのかなというようなことになるかと思います。

それから、引き続きまして、斑鳩町財政健全化判断比率の審査でございます。これはことしから施行なりまして、ことしはまだ、そういう何て言うか、強硬ないろんな計画を立てるというところまでいきませんが、来年からは、これに従うとおり、財政健全化とかあるいは再生計画とかいうふうなのを立てないかんとということになるようであります。

こういった財政健全化比率が出てまいりましたのは、今、申し上げてますとおり、収支計算ではなかなか真実が見えにくい。危機的な状況になっておっても隠れてしまっているということで、北海道の方で破綻したようなところは、あるいはそれに近いところがいっぱいあるというふうに新聞で書かれておりましたが、北海道へ行きますとね。なるだけ発生主義にはできないけれども、発生主義に若干変えたような計算をしてみたらどうかというのが、この目的かなと思います。翌年度のお金を前の年に繰り上げて使ったりすると、隠れてしまうというようなことで、一般に私の審査意見は、いつも連結ベースで書いておりますが、普通決算だけ見ておりますと、それぞれ特別会計、一般会計ばらばらで出ておりますので、なかなか全体を見にくいというところで、こういった財政健全化比率で一遍、ひっかけてみようということになったのかなと思います。

五つほどありまして、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、それから実質公債費比率、それから将来負担比率、資金不足比率、この五つありまして、このどっかにひっかかったらいかんとということになっておるわけです。実質赤字比率というのは、一般会計と一部の特別会計、普通は、普通会計と一般に言われておりますが、その範囲とほとんど一緒のものでありまして、当町の場合は一般会計だけということになります。それが標準財政規模に対してどのぐらいのものか、それから連結実質赤字比率というのは、公営事業法適用になります企業会計まで入れて、赤字が標準財政比率に対してどのぐらいか。それから、実質公債費比率は、一部事務組合あるいはそういった広域連合、そういったものも含めた公債を、将来収入も入れたその収入に対してどのぐらいの比率になるか。それから、将来負担比率というのは、いろんな、先ほど言いました公債あるいは職員の退職金、いろんなもろもろのものを入れまして、土地開発公社の借金、いろんな第3セクター、いろんなものを入れまして、それらの負担が将来、標準財政規模に対し

てどのぐらいか。ここまではすべて、標準財政規模に対するの比率です。

それから、資金不足比率というのは、公営企業対象ですね。公営企業は、一般にその企業債という借金で運営しておるのですが、企業債の償還期限を28年とか30年であります。水道事業なんかそうなんです、設備の耐用年数が大体40年と、あるいは中には50年という、耐用年数の長いものが出てまいります。そうすると、どうしても企業会計方式では採算ベースになってるけれども、資金の返済の方が早く来るということで、資金不足が生じる。だから、本当の資金繰りはどうして見るかということで、資金不足比率を出してくる。これで、一応、財政状態のある程度部分はあぶり出されるということになっておるようであります。

具体的にちょっと数字、その審査意見書を出してもらっておるんですが、1ページ目に、平成19年度普通会計財政健全化審査意見書と書いてありまして、実質赤字比率から将来負担比率まで、比率を出しております。

実質赤字比率は、当年度はマイナス4.5%になっております。これは赤字比率ですから、赤字の場合が黒字になるわけでありまして、うちの場合は、一般会計と特別会計では、マイナスになりますが、それ以外に企業会計を入れたりしますと、これは黒字になってまいります。

審査意見書の、連結ベースでは赤字ですが、これが企業会計を入れますので、ちょっと計算根拠が、要するに黒字になる、黒字になることで、赤字がどのぐらいかというのを見ておりますから、4.5%黒字で、何も問題ないということになります。標準財政規模が54億2,416万1,000円という数字に対してということで、実際の会計の財政規模とはちょっと異なります。これ、標準税収だとか、普通交付税だとか、あるいは臨時財政対策債だとか、その発行限度額、そういったもろもろの合計しまして出す数字で、ちょっとややこしい数字であります。実質赤字比率は黒字ですから問題ない。

それから、実質赤字比率は、一般会計だけでいきますから、一般会計は黒字だということで、問題ない。それから、連結実質赤字比率は、それに特別会計を加えます。それから、企業会計も加えます。だから、特別会計の赤字が大きいというところから、差し引き、連結ベースの赤字は1億3,954万9,000円となりまして、標準財政規模54億に対する赤字比率が2.57%ということになります。これは、早期健全化比率というのがありまして、これもややこしい計算なんです、当町の標準財政規模に100億円という数字を加えまして、それを30で割って、さらに標準財政規模で割って、

それに0.2を足して、その半分。というのが、この早期健全化比率14.74%になります。

それから、連結実質赤字比率は、その早期健全化比率の実質赤字比率の14.74に5%を足しまして、19.74が基準だということになっておりまして、2.57%はこれよりはるか下回る数字で、問題はないということになるわけでございます。

早期健全化比率、早期健全化基準というのは、一般にそのイエローカード、財政再生基準というのはレッドカードと言われておりまして、イエローカードが出ますと、財政健全化計画を策定して、なおかつ個別の外部監査が適用がある。レッドカードになりますと再生計画を策定して、個別外部監査の適用を受ける。それから総務大臣と協議をするというふうなことになるようであります。

それから、その実質公債費比率であります。これは3カ年の過去の公債費を、この公債費ですが、これも元利償還金からいろんなぐちゃぐちゃとした基準財政需要額云々というものを引きます。それから、分母の標準財政規模も標準財政規模から元利償還金に算入した基準財政需要額というのを引きますので、一般的なところでずばっと出ません。しかし、計算したところによりますと、12.398%で切り上げますと14.4%となりまして、これは健全化基準では全国一律に25%となっておりまして、約半分の位置にあるということで、これもほかの比率に比べますとやや高いですが、まあセーフということになるわけでございます。

それから、将来負担比率というのは、将来負担していくべき実質の負債ですね。これは町債であるとか、職員の退職金であるとか、一部事務組合へのという公債であるとか、あるいは連結赤字の額まで入れまして、それを現在ある基金だとか、あるいはいろんな将来入ってくる都市計画税の35年分だとか、住宅家賃の何年分だとかいうような、あるいは基準財政需要額、算入額、要するに交付税措置地方債というんですかね、こういったものを標準財政規模から引いた数字になりますので、非常に低い数字になります。

将来負担額が、これでいきますと13億9,900万という数字になります。もう町債の残高が大きい割に、ものすごくこの負担額が少なくなりまして、結局、標準財政規模から公債費、算入公債費の額を引きますと46億ほどですから、パーセンテージは30%と、将来負担は非常に少ないということになりまして、これが基準額が350%ですから、楽勝でセーフということになるんですが、実際には180何億の債務がある、それから23億の基金、引いて160近い公債、町債の残高がありまして、35年間の

都市計画税も加えて収入に見ておりますが、46億円、都市計画税、収入に入れておりますが、わずか1億2,500万円の1年間の都市計画税を、そんな長いこと見てもいいのかどうかと。

あるいは、88億円の交付税措置地方債の収入も見ておりますが、これがどんどん国の財政が悪くなっているのです、果たしてそれがもつのかどうか。あるいは、町債も現在の数字でいっておりますが、向こう10年間で見ますと、財政の数字で見ますと、一般会計では5年間ふえて5年間下がりますから、約、現在より10億ぐらい下がる。しかし、公共下水道ではずっとふえ続けますので、22億ふえて、差し引き、10年先には12億ほどまだ町債がふえるということになっておりますので、現在額よりももっとふえるという数字になりますので、この健全化比率がこのまま当てはまるかどうかというのは、また疑問であります。

それから最後、資金不足であります、これは企業会計の水道事業の資金不足と、あるいは公共下水道の資金不足が幾らかということではあります、これも資金不足比率でありまして、実際にお金が足りない公営企業についての対象でありまして、うちはこの場合の資金というのは、みなし資金、流動資産ですね。要するに未収金だとか、そういったものから未払金を引いた、流動資産から流動負債を引いた金額を年間の収入で割るということになっておりまして、うちはこのみなし資金3億4,700万ほどの流動資産から9,800万の流動負債を引きますと、2億4,900万の資金が残っておることになりまして、1年間の給水収益だとか、その他の収入を足しました4億3,000万に対しまして、33.8%程度の資金が逆に余っているということになります。だから、資金不足は何にも関係ない。

それから、流動負債にさらに1年間に償還しなければならない企業債、1億円ほど加えたら、その数字はどうなるかということではあります、それもそこに書いてありますように、それでいっても1億4,900万、資金がまだ余るということで、プラスの20%のところプラスになりまして、資金不足はないということになります。

それから、公共下水道の方は企業会計を適用しておりませんので、差し引き決算額から繰上充用額、あるいは支払い遅延額、事業繰越額、建設事業費以外の町債残高、こういったものを足すことにはなりますが、それら一切ありませんので、公共下水道収支がゼロでありますから、これもゼロ。ゼロのゼロで健全化比率の20%のマイナスからかなり遠い数字で問題ないということになります。

こういった面で、財政健全化は何の問題もありませんが、今申し上げましたように、将来の収入を入れていく、あるいは将来のふえていく町債もあるというようなことも考えて。だから、実際のいろんな財政、資金繰り、そういったものは長期の財政の計画をお立てになって、シビアな財政計画を作成し、それに合わせていく、コントロール、管理していくということが、いわゆる管理であります。それが管理になりまして、あんまりこの比率にやきもきすることもないと思います。将来のことは予断を許しませんので、慎重な財政運営が望まれるということになるかと思えます。

ちょっと長くなりましたが、すいません。清聴ありがとうございました。

○辻委員長 辰巳代表監査委員さん大変お疲れでございました。大変ご苦労さまでした。

ただいま報告を受けました決算審査意見書及び財政健全化判断比率等審査意見書について、質疑があればお受けいたします。議長。

○中川議長 結びのご説明の中で、入手できる資料であるのでという言葉がございましたが、監査委員さんが監査していただく中で、入手できない資料があるのかなということを思ったんで、もしかあるのであれば、どのような資料が入手できないのか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○辰巳代表監査委員 ちょっと言い方があれでしたかな。資料は全部いただいています。ただ、先ほど言いましたように、入手しているその数字がやや荒っぽいような計算過程で出てきているかなというのがありますから、そういったものの上でつくったものだと。資料は全部いただいています。ただ、その資料に、この決算にあらわれないような非公式でつくっておられるような資料もあつたりしますから、その点は、そういうものが前提だという、そういう意味です。えらいすんません。

○辻委員長 ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 それではこれをもって質疑を終結いたします。

辰巳代表監査委員さん、中西監査委員さんには、あらかじめ決算審査結果の報告後、退席の申し入れがございますので、これを許可いたしたいと思えます。

両監査委員さんには、一般会計及び特別会計決算審査に当たり、詳細なご報告をいただき、ありがとうございます。委員長として、心からお礼申し上げます。

それでは、暫時休憩いたします。

(午前 10時16分 休憩)

(午前 10時16分 再開)

○辻委員長 それでは、再開いたします。

それでは、10時35分まで休憩いたします。

(午前 10時16分 休憩)

(午前 10時35分 再開)

○辻委員長 再開いたします。

続いて、一般会計及び5特別会計の決算概要及び健全化判断比率の説明を求めます。

まず、一般会計及び5特別会計の決算概要については浦口会計管理者、続いて健全化判断比率の説明については池田総務部長よりお願いします。説明は着席していただいて結構ですので、よろしくお願いします。

浦口会計管理者。

○浦口会計管理者 それでは、一般会計並びに特別会計決算の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料2の方をごらんいただきたいと思います。

そしたら座らせていただいて、説明をさせていただきます。

それでは、一般会計決算、特別会計決算の状況につきまして、若干の補足説明を加えながら、朗読をもって説明をさせていただきますと思います。

まず、1ページをごらんいただきたいと思います。

平成19年度の予算編成に当たりまして、

一つには、ともに生き心ふれあうまちづくり～地域づくり・人づくり～

二つには、すこやかにともに生きる福祉のまちづくり～保健・福祉・医療の充実～

三つには、文化の香り高く心豊かなまちづくり～教育・文化の振興～

四つには、潤いのある魅力的なまちづくり～都市基盤の整備～

五つには、安全で快適なまちづくり～生活環境の整備～

六つには、にぎわいのあるまちづくり～産業・観光の振興～

以上、6項目をまちづくりの基本施策として掲げ、前年度当初予算と比較して7億円、8.1%増の93億円で予算を編成いたしました。

なお、これら各それぞれの施策における取り組みの状況につきましては、初日に町長からの提出議案説明の中でご説明をさせていただきます。

また、主要な施策の成果報告書の1ページから70ページにわたり、とりまとめをさ

せていただいております。

平成19年度予算補正の状況であります。予算執行の過程において、次のとおり補正予算を編成いたしております。

第1号補正予算につきましては、平成19年4月2日専決、（仮称）総合福祉会館建設事業において、仮契約を行った建築工事にかかる業者の不祥事により、指名停止処分を行ったことに伴い、すべての工事にかかる仮契約を解除したことから、19年度中の工事完成が難しくなり、やむを得ず工事請負費等7億5,690万円を限度とした繰越明許費の専決処分でありました。

第2号補正予算につきましては、平成19年5月10日専決、補正額11万円で、すこやかいかるがスポーツセンター内の進入路において、横断側溝のコンクリート部の破損により、通行中の車両に損傷を与えたことによる損害賠償金支出のための専決処分でありました。

第3号補正予算につきましては、平成19年6月4日提出、補正額296万8,000円で、普通財産売却処分収入、町制60周年記念事業寄附金の受け入れ及び消防団員の退職に伴う退職報償金支出等のための補正でありました。

第4号補正予算につきましては、平成19年7月11日専決、補正額4万円で、衛生処理場職員がごみ収集車を運転中、個人所有の建物等に接触し、破損させたことに対する損害賠償金を支出するための専決処分でありました。

第5号補正予算につきましては、平成19年8月8日専決、補正額42万6,000円で、同じく衛生処理場職員がごみ収集車を運転中、個人所有のフェンスに接触し、破損させたことに対する損害賠償金を支出するための専決処分でありました。

第6号補正予算につきましては、平成19年8月9日専決、斑鳩中学校男子バレーボール部が近畿ブロック代表として全国大会に出場することに伴い、助成金168万円を支出するために専決処分したもので、総額を補正することなく、歳出予算の款、項のみを補正したものでありました。

第7号補正予算につきましては、平成19年9月3日提出、補正額5,416万3,000円で、地方特例交付金、地方交付税の交付金額の決定による補正、平成18年度決算の確定による繰越金の受け入れ、（仮称）総合福祉会館建設等の起債同意予定額の確定に伴う補正、公共下水道事業債の充当率の引き上げによる繰出金の補正、学校給食調理洗浄業務委託を実施するための債務負担行為の補正等が主なものでありました。

第8号補正予算につきましては、平成19年10月5日専決、補正額78万5,000円で、史跡中宮寺跡に設置していた日よけポストが突風にあおられ、個人所有家屋まで飛び、同家屋の外壁、雨戸等に損傷を与えたことによる損害賠償金を支出するための専決処分でありました。

第9号補正予算につきましては、平成19年11月9日専決、補正額65万7,000円で、衛生処理場職員がごみ収集車を運転中、個人所有の乗用車と接触し、負傷及び車両を破損させたことに対する損害賠償金を支出するための専決処分でありました。

第10号補正予算につきましては、平成19年12月3日提出、補正額185万5,000円で、既存木造住宅耐震診断支援補助金の交付希望者数、私立幼稚園就園奨励事業の認定者数がそれぞれ当初見込みを上回ったことによる補正、障害者自立支援特別対策事業補助金創設による補正、職員の人事異動及び人事院給与勧告による給与改定等の人件費補正、職員の産休等による臨時職員の雇用数の増、医療給付費が当初見込みを上回ったことによる老健医療費繰出金の増、西小学校通学路の変更に伴う交通安全対策事業、法隆寺線整備事業についての繰越明許費補正等が主なものでありました。

第11号補正予算につきましては、平成20年3月3日提出、補正額2,155万円の減額で、歳入では町税、町債及び各基金の運用益の決算見込額の確定、王寺周辺広域土地開発公社解散に伴う残余財産の受け入れ、歳出では、職員の退職に伴う退職手当組合への負担金の支出、参議院議員、知事、県議会議員、町議会議員選挙執行経費の確定、後期高齢者医療制度に伴う電算システム改修費用、公共下水道事業特別会計等への繰出金、衛生処理場周辺対策事業、道路新設改良事業の繰越明許の補正等が主なものであります。

以上、11回の補正予算を編成いたしました。また、平成18年度からの繰越事業は、JR法隆寺駅周辺整備事業のほか4事業で、その額は2億2,045万5,000円で、これらの繰越明許費等を含めた最終現計予算額は95億5,990万9,000円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと、248万4,000円、0.03%の減となっております。

2ページをお願いいたします。

平成19年度決算収支の状況についてであります。

1. 決算規模

平成19年度の一般会計決算額は、前年度と比較して、歳入が4億3,370万5,

000円、4.7%の減少、歳出が5億5,610万2,000円、6.2%の減少となりました。

2. 決算収支

(1) 形式収支

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額です。歳入決算額8億7,351万5,000円から、歳出決算額8億3,880万3,000円を単純に差し引いた形式収支は、3億8,471万3,000円の黒字であり、前年度と比較して1億2,239万8,000円、46.7%の増加となっています。

(2) 実質収支

形式収支の中には、「繰越明許費にかかる翌年度へ繰り越すべき財源」1億3,767万6,000円も含まれています。この翌年度へ繰り越すべき財源を形式収支から差し引いたものが実質収支です。

形式収支から翌年度への繰越事業に伴う繰越財源（（仮称）総合福祉会館建設事業3,691万2,000円、衛生処理場周辺対策事業963万9,000円、道路新設改良事業7,350万円、法隆寺線整備事業1,762万5,000円）を差し引いた実質収支額は、2億4,703万7,000円の黒字であり、前年度の実質収支額2億1,311万1,000円と比較して、3,392万6,000円増加しています。実質収支は、地方公共団体の財政運営の良否を判断する重要ポイントであり、一般的に黒字、赤字とは実質収支上のことを言います。

(3) 単年度収支

当該年度の歳入には前年度からの繰越金も含まれていますので、実質収支では当該年度だけの歳入歳出の関係を見ることはできません。そこで、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引く必要があります。これが単年度収支です。

平成19年度の実質収支から平成18年度の実質収支を差し引いた単年度収支は3,392万6,000円の黒字であり、前年度（2億2,857万6,000円の赤字）と比較して、2億6,250万2,000円増加しています。

(4) 実質単年度収支

単年度収支には、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額、町債の繰上償還額）や赤字要素（財政調整基金の取崩額）が含まれています。当該年度にこれらの黒字、赤字の要素がなかったとした場合、つまり、単年度収支から基金積立額や取崩額、町債繰

上償還額を加減したものが実質単年度収支となります。

平成19年度の実質単年度収支は4,183万4,000円の黒字となり、前年度(3億5,854万7,000円の赤字)と比較して、4億38万1,000円増加しています。

続いて、3ページの決算収支の推移でございますが、過去5年間の決算収支の推移を表にあらわしたものでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

続いて、4ページをごらんいただきたいと思います。

歳入の状況です。

1. 概要

平成19年度の歳入決算額は、87億8,351万5,000円となり、前年度(92億1,722万円)と比較して、4億3,370万5,000円、4.7%の減少となりました。

平成19年度決算における歳入の特徴を見ると、自主財源の中心である町税は、前年度と比較して、町民税(2億5,249万5,000円、17.6%)、固定資産税(1,810万9,000円、1.6%)、軽自動車税(189万1,000円、5.8%)、都市計画税(89万3,000円、0.7%)が増加したことにより、町税全体で対前年度比2億6,883万2,000円、9.2%の増加となりました。なお、町民税の伸びは本格的税源移譲によるものであり、このことにより暫定的に措置されていた所得譲与税(前年度1億9,576万1,000円)は廃止されています。

地方交付税では、地方財政計画の圧縮などにより、国全体の地方交付税総額が4.4%の減少となっている中、本町においては、基準財政需要額における事業費補正の減及び町民税の増収等による基準財政収入額の増により、対前年度比1億2,566万5,000円、6.4%の減少となっています。

この結果、一般財源は60億3,445万1,000円で対前年度比5億4,655万9,000円、8.3%の減少となり、歳入に占める割合は68.7%となりました。

また、その他の歳入では、国庫支出金は、児童手当にかかる被用者児童手当負担金等、障害福祉費補助・負担金等、まちづくり交付金などが増額となったものの、交通安全施設等整備事業費補助金などが減額となったことから、対前年度比1億7,040万5,000円、25.2%の減少となりました。

繰入金については、都市計画事業整備基金、藤ノ木古墳整備基金などの目的基金から

の繰り入れを行ったものの、公共施整備基金、都市計画事業整備基金、財政調整基金からの繰入金の減等により4億3,940万円、87.6%の大幅な減少となりました。

財産収入は、財産売払収入等が増加したことにより、166万4,000円、14.3%の増加となりました。また、町債では、土地改良事業債、JR法隆寺駅周辺整備事業債、道路新設改良事業債、地方一般財源の不足等に対処するため「地方財政法」第5条の特例として発行が認められている臨時財政対策債、減税補てん債が減額となったものの、(仮称)総合福祉会館建設事業債、地方特定道路整備事業債、まちづくり事業債が増額となったことにより、対前年度比6億2,460万円、55.4%の大幅な増加となりました。

平成19年度末における町債残高は、前年度より7億2,949万5,000円増の93億2,377万3,000円となっております。

以下の説明につきましては、省略をさせていただきます。

続いて、5ページですが、平成19年度の一般会計歳入歳出、歳入決算の内訳ですが、4ページの説明を表にまとめたものでございますので、説明につきましては、省略をさせていただきます。

続いて、6ページの自主財源と依存財源比率の状況並びに一般財源と特定財源の状況につきましても、同じく4ページの説明を表にまとめたものでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

続いて、7ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の状況

1. 概要

平成19年度の歳出決算額は、83億9,880万3,000円で、前年度(89億5,490万5,000円)と比較して、5億5,610万2,000円、6.2%の減少となりました。

歳出の内容を目的別に見ると、民生費が(仮称)総合福祉会館建設事業費の増加により、対前年度比7億3,398万円、38.6%、商工費がシルバー人材センター事務所建築工事費の増加により、対前年度比1,485万6,000円、15.0%の増加となりました。

一方、土木費が、JR法隆寺駅周辺整備事業費、道路新設改良事業費、公共下水道事業特別会計繰出金などの減少により、対前年度比9億1,186万1,000円、38.

4%の減少となりました。

この結果、歳出の構成比の順は、①民生費（構成比31.4%）、②土木費（構成比17.4%）、③公債費（構成比14.0%）、④教育費（構成比10.6%）、⑤総務費（構成比10.5%）等となっています。

また歳出の内容を性質別に見ると、義務的経費は、人件費14億9,739万5,000円（構成比17.8%、伸び率△5.6%）、扶助費4億9,578万8,000円（構成比5.9%、伸び率7.2%）、公債費11億7,698万円（構成比14.0%、伸び率△14.9%）となっており、義務的経費全体では31億7,016万3,000円（構成比37.7%、伸び率△7.6%）となっています。

投資的経費は、普通建設事業費21億5,378万8,000円（構成比25.6%、伸び率△9.1%）となっています。

その他の経費では、物件費14億3,598万8,000円（構成比17.1%、伸び率4.3%）、補助費等6億2,754万7,000円（構成比7.5%、伸び率△10.1%）、積立金4,857万7,000円（構成比0.6%、伸び率57.6%）、繰出金8億4,945万1,000円（構成比10.1%、伸び率△5.6%）等となっています。

（1）義務的経費

義務的経費とは、歳出のうちその支出が義務づけられ任意に削減できない経費のことで、極めて硬直性の強い経費であり、人件費・扶助費及び公債費からなっています。この義務的経費の比率が大きくなるほど経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化に伴い、地方公共団体が財政の健全化を図る場合、大きな障害となる場合があります。

義務的経費全体の歳出総額に占める割合は、人件費で収入役の廃止、退職による新規職員採用の抑制など、公債費で平成8年度に借り入れたふるさとづくり事業債の償還が完了したことなどにより、前年度（38.3%）と比較して0.6ポイント減少し、37.7%となっています。

また、歳出に充当された経常一般財源総額に占める義務的経費充当一般財源の割合は、前年度（52.9%）と比較して3.9ポイント減少し、49.0%となっています。

（2）消費的経費及び投資的経費

消費的経費とは、人件費や物件費のように後年度に形を残さない性質の経費であり、一方、投資的経費とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設などがストックし

て将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費・災害復旧事業費などでありま
す。

消費的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度（47.7%）と比較して1.9
ポイント上昇し、49.6%となっています。

また、投資的経費全体の歳出総額に占める割合は、前年度（26.5%）と比較して
0.9ポイント減少し、25.6%となっています。

8ページの平成19年度一般会計歳出決算、目的別の内訳でございますが、7ペー
ジの説明を表にまとめたものでございますので、説明につきましては、省略をさせていた
だきます。

9ページをお願いいたします。

平成19年度一般会計歳出決算（性質別）の内訳、義務的経費では、人件費が収入役
の廃止、退職による新規職員採用の抑制などにより、前年度比8,895万8,000
円、5.6%の減、扶助費が児童手当の増加などにより前年度比3,322万1,000
円、7.2%の増、公債費が平成8年度に借り入れたふるさとづくり事業債の償還が
完了したことなどにより、対前年度比2億565万7,000円、14.9%の減とな
ったことから、義務的経費全体で対前年度比2億6,139万4,000円、7.6%
の減となっています。

投資的経費については、（仮称）総合福祉会館建設事業、シルバー人材センター事務
所建設事業費、法隆寺線整備事業費、史跡藤の木古墳整備事業費などが増加したものの、
土地改良事業費、道路新設改良事業費、JR法隆寺駅周辺整備事業費、史跡中宮寺跡史
跡用地公有化事業費などの減少により、対前年度比2億1,678万円の9.1%の減
となっています。

その他の経費では、物件費が臨時職員の賃金見直しによる各種賃金、町制60周年記
念式典などが減少したものの、参議院議員、県議会議員、町議会議員選挙準備、後期高
齢者医療電算システム導入費等、地域活動支援センター機能強化事業費などの増加によ
り、対前年度比5,976万6,000円、4.3%の増、補助費等は、後期高齢者医
療広域連合負担金などが増加したものの、土地開発公社損失補てん、水道事業会計繰出
金などの減少により、対前年度比7,038万1,000円、10.1%の減、積立金
は住民参加型市場公募地方債の償還対策積み立ての増加により、対前年度比1,775
万7,000円、57.6%の増、繰出金は老人保健特別会計繰出金が増加したものの、

国民健康保険事業特別会計繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金が減少したことにより、対前年度比5,007万2,000円、5.6%の減となっています。

続いて10ページですが、義務的経費の状況、消費的経費の状況、投資的経費の状況の表につきましては、7ページの説明を表にまとめたものでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

続いて、11ページをごらんいただきたいと思います。

財政構造等

1. 経常収支比率

歳出のうち経常経費に充当された一般財源を、歳入のうち経常一般財源で除して得られる経常収支比率は、財政の硬直性、弾力性等を判断する指標の一つとされています。平成19年度決算による経常収支比率は92.3%となり、前年度(93.1%)と比較して、0.8ポイント減少しています。

経費別に見ると、物件費が学校給食調理・洗浄業務の一部委託化や地域活動支援センター委託などにより1.0ポイント、繰出金が、公共下水道事業繰出金で充当していた基金繰入金の減により2.0ポイント上昇しているものの、維持管理費が鳩水園や道路の維持補修費の減により0.5ポイント、公債費が大型事業に係る償還完了などにより3.6ポイント減少しています。

経常収支比率の推移につきましての表の説明は、省略をさせていただきます。

なお、平成13年度より、経常収支比率の算式において、臨時財政対策債及び減税補てん債は一般財源収入に加算することとなっております。

2. 公債費比率

標準財政規模に対する公債費の割合である公債費比率は、17.2%となり、前年度22.0%と比較して4.8ポイント減少しています。公債費比率等の推移につきましての説明につきましては、省略をさせていただきます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

3. 財政力指数

財政力指数は、地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられており、国の補助・負担金の額の算定に用いられたり、財政支援の対象団体を指定する場合に用いられています。

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を、基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年間の平均値を用いて表し、平成19年度では0.601となっています。

なお、この指数が1に近く、あるいは1を超えるほど財源に余裕があると言われていますが、近年は地方財政計画の圧縮や税源移譲により上昇する場合もあり、一概に余裕があるとは言えないとも言われています。

表の説明につきましては、省略をさせていただきます。

続いて、13ページをお願いいたします。

各特別会計の状況でございます。

まず、国民健康保険事業特別会計決算の状況であります。

平成19年度国民健康保険事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して、2億3,230万円、8.4%増加の29億8,320万円で予算を編成いたしました。

その後、予算執行の過程におきまして、第1号補正予算におきましては、平成19年5月31日専決、平成18年度特別会計において、歳入が医療に要した費用である歳出に不足したため、平成19年度会計より、不足分5億3,489万3,000円の繰上充用の専決処分を行ったものでございます。

第2号補正予算におきましては、平成19年9月3日提出、補正額5,358万5,000円で、老人保健拠出金、介護納付金の拠出金額の確定に伴う減額補正、療養給付費負担金の精算交付に伴う補正、前年度繰上充用金の執行額の確定による補正等でありました。

第3号補正予算におきましては、平成19年12月3日提出で、補正額37万3,000円、職員の人件費について、人事院勧告に伴う一般会計繰入額の補正、高齢者の医療制度改正の見直しによる高齢受給者証再発行費用等でありました。

第4号補正予算におきましては、平成20年3月3日提出、補正額403万1,000円、高額医療費、共同事業拠出金の確定に伴う補正、保健財政共同安定化事業拠出金の確定に伴う補正、国民健康保険税の軽減措置に伴う保健基盤安定繰入金及び事務費、並びに保健財政安定化支援事業繰入金補正、後期高齢者医療制度への移行による激変緩和措置に伴う国民健康保険システム改修並びに平成20年度の制度改正に伴う国民健康保険情報データシステム更新費用等の補正等でありました。

以上4回の補正予算を編成し、繰越明許費を含めた最終現計予算額は34億8,518万7,000円となっています。これを前年度最終予算額と比較いたしますと、3億

2, 077万円、10.1%の増額となっています。

平成19年度国民健康保険事業特別会計決算は、歳入総額26億8,995万2,000円、歳出総額33億3,522万5,000円で、収支差し引き6億4,527万3,000円の赤字となりました。このため、平成20年度会計より繰上充用の予算措置をし、決算を終えています。

なお、翌年度に精算交付を受ける療養給付費負担金398万円と、療養給付費等交付金1,509万2,000円が含まれていることから、実質的な収支額は6億2,620万1,000円の赤字となっています。

以下の表につきましては、説明は省略をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

決算収支等の推移でございますが、歳入決算額の推移の中で、国民健康保険税は8億806万7,000円、対前年度比8,752万5,000円、12.1%の増、療養給付費等交付金が6億7,748万4,000円、対前年度比9,845万7,000円、17.0%の増、国庫支出金が6億5,341万9,000円、対前年度比2,502万7,000円、4.0%の増、共同事業交付金が2億5,552万1,000円、対前年度比1億3,086万9,000円、105.0%の増、繰入金が1億6,286万1,000円、9.4%の減となっている。また、国民健康保険税の収納率は72.2%、前年度71.3%となり、本年度も長引く景気の低迷を反映して、1.4ポイントの増にとどまった。

歳出決算の推移の中で、保険給付費が18億8,663万3,000円、対前年度比1億9,699万6,000円、11.7%の増、老人保健拠出金では4億5,052万円、対前年度比433万3,000円、1.0%の減となっています。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

続いて、15ページをお願いいたします。

老人保健特別会計決算の状況でございます。

平成19年度老人保健特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して1億8,365万円、8.5%減少の19億8,700万円で予算を編成いたしました。

その後、予算編成の過程におきまして、第1号補正予算につきましては、平成19年5月31日専決、補正額3,747万1,000円、平成18年度特別会計において医療費に要した費用が医療費交付決定額を上回ったため、平成19年度会計から繰上充用

の補正、また支払基金が超過交付となったことから、平成19年度会計に繰り越して返還するための補正でありました。

第2号補正予算につきましては、平成19年12月3日提出、補正額1億6,300万3,000円で、歳入では老人保健法の規定に基づく支払基金、国、県、市町村の負担割合に応じた補正、歳出では医療給付費の動向を勘案した上で、決算見込み額を推計した補正でありました。

以上、2回の補正予算を編成し、最終現計予算額は21億8,747万4,000円となっています。これを前年度最終予算額と比較しますと1,012万3,000円、0.5%の減少となっています。

平成19年度老人保健特別会計歳入歳出決算は、歳入総額21億594万9,000円、歳出総額21億3,525万5,000円で、収支差引2,930万6,000円の赤字となりました。

このため、平成20年度会計より繰上充用の予算措置をし、決算を終えています。

本特別会計の制度上の仕組みにより、平成20年度会計において、支払基金から医療費分として813万5,000円、国庫から2,049万1,000円、県から68万円が精算交付されることとなっています。

以下の表につきましては、説明は省略させていただきます。

続いて、17ページをお開きいただきたいと思います。

大字龍田財産区特別会計決算の状況でございます。

平成19年度大字龍田財産区特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して、82万7,000円、15.1%減少の464万8,000円で予算を編成いたしました。

平成19年度大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額465万8,000円、歳出総額が11万6,000円で、収支差引454万2,000円で、実質収支額となっております。

以下の表につきましては、説明を省略させていただきます。

次の18ページの決算収支の推移等の表につきましても、説明は省略をさせていただきます。

続いて、19ページをお願いいたします。

公共下水道事業特別会計決算の状況でございます。

平成19年度公共下水道事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して、2,

590万円、1.4%増加の18億3,800万円で予算を編成いたしました。

その後、予算執行の過程において、第1号補正予算につきましては、平成19年9月3日提出、平成19年度からの公共下水道事業にかかる地方債の充当率に変更されたことにより、歳入歳出予算の総額を変更することなく、財源の一部を繰入金から町債に変更する歳入予算の款、項のみの補正でありました。

第2号補正予算につきましては、平成19年12月3日提出、補正額△186万1,000円で、職員の人事異動及び人事院給与勧告に伴う人件費の補正でありました。

第3号補正予算につきましては、平成20年1月9日専決で、継続事業であります第11処理分区、2工区－1工事について、河川占用許可や私有道路の承諾等の問題から施工できる路線がなく、改めて路線選定を進めたが、変更路線において土質等の施工条件から、工法の変更、工事期間の変更が生じ、年度の延長と事業費の変更及び年割額の変更等の継続費補正の専決処分を行ったものであります。

第4号補正予算につきましては、平成20年3月3日提出で、補正額2,276万4,000円の減額で、公共下水道への接続件数見込みの減による補正、国庫補助金の割当額変更及び首都圏近郊整備地帯等事業補助率差額補助金等による補正、年割額を入札執行に伴う確定額に変更にする継続費の補正、及び平成20年整備予定分の面整備を先行発注することとしたことによる繰越明許費の補正等でありました。

以上4回の補正予算を編成いたしました。

また、繰越明許費を含めた最終現計予算額は21億6,137万5,000円となっています。これを前年度最終予算額と比較いたしますと、1億6,778万2,000円、8.4%の増加となっています。

平成19年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額17億5,871万3,000円、歳出総額17億5,871万3,000円で、収支差引0円となりましたが、諸般の事情により、歳出予算の公共下水道事業費で継続費で2億8,840万円、繰越明許費で7,650万円の合計3億6,490万円を翌年度に繰り越しておりますが、翌年度へ繰り越すべき財源が0円であるため、実質収支額は0円となっております。

なお、平成19年度末におけます整備済み面積でございますが、135ヘクタール、供用開始は126ヘクタールとなっております。

また、平成19年度末の公共下水道への接続申請につきましては248件で、18年度617件との累計では1,520件となっております。また、公共下水道事業特別会計

の平成19年度末の町債残高は、昨年度より5億7,478万5,000円増の69億5,352万4,000円となっております。

以上で、公共下水道事業特別会計決算の概要につきましての説明を終わらせていただきます。以下の表につきましての説明は省略をさせていただきます。

続いて、20ページの推移等の表につきましても、説明につきましては省略をさせていただきます。

続いて、21ページをお願いいたします。

介護保険事業特別会計決算の状況でございます。

平成19年度介護保険事業特別会計当初予算は、前年度当初予算と比較して4,430万円、3.2%増加の14億1,290万円で予算の編成をいたしております。

予算執行の過程におきまして、第1号補正予算につきましては、平成19年9月3日提出、補正額3,337万3,000円で、歳入では、18年度決算の確定に伴う繰越金の補正、歳出では国、県、支払基金交付金から給付実績に対する多目に定める割合以上の介護給付費負担金及び交付金を受け入れており、翌年度精算として19年度に超過交付額を返還するための補正、基金積み立てへの補正でありました。

第2号補正予算につきましては、平成19年12月3日提出、補正額113万5,000円で、職員の人事異動及び人事院給与勧告に伴う人件費についての補正でありました。

第3号補正予算につきましては、平成20年3月3日提出、補正額256万6,000円で、介護保険給付費準備基金積立金の運用、介護保険制度の改正に伴い、介護保険システムの改修が生じることに伴う補正、介護保険給付費準備基金の運用益確定による利子分の受け入れと積み立て等のための補正でありました。

以上、3回の補正予算を編成し、繰越明許費を含めた最終現計予算額は14億5406万9,000円となっております。これを前年度最終予算額と比較しますと、7,430万1,000円で、5.4%の増加となっております。

平成19年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額14億1,533万9,000円、歳出総額13億7,646万9,000円、収支差引3,887万円となりました。

なお、翌年度に精算交付を受ける支払基金交付金170万7,000円、返還すべき国庫支出金482万2,000円、県支出金等254万6,000円が含まれておりま

すことから、実質的な収支額は3,320万9,000円の黒字となっております。

22ページの表、以下の表につきましては、説明は省略をさせていただきます。

以上で、介護保険事業特別会計決算の状況についての説明は終わらせていただきます。

続いて、財産に関する調書につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料1をごらんいただきたいと思います。

それでは、財産に関する調書につきまして、前年度から移動があったものについて、報告をさせていただきます。

まず、1ページの公有財産、(1)の土地及び建物で移動のあった分でございますが、行政財産のところの上から3行目の防災倉庫のところにつきましては、土地で100平方メートル、また右の方に移っていただいて建物の非木造で77平方メートル、その下の旧第2分団車庫の土地で128平方メートル、右へ移っていただいて建物で78平方メートルがそれぞれ減となっておりますが、これは用途廃止に伴いまして、行政財産から普通財産に移行し、自治会倉庫としての使用目的を変更したことによります減でございます。

続いて、2ページをお開きいただきたいと思います。

表の中段のところ、青少年野外活動センターのところですが、建物の非木造のところ、72平方メートルの減となっております。これにつきましては、便所棟の建てかえに伴い、滅失をいたしておりますが、また管理棟面積の誤記表示等もございまして、整理後、減としたものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

行政財産の区分の下から2行目の斑鳩町(仮称)総合福祉会館整備事業用地で、平成19年度で3,450平方メートルの増となっております。これにつきましては、平成19年度に用地分の購入をしたものでございます。

次に、下から6行目の法隆寺派出所のところの非木造の10平方メートルの減でございますが、既に滅失をいたしております、誤記表示で減といたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

上から2行目の法隆寺第三団地公園内の非木造の建物108平方メートルの減につきましては、法隆寺第三団地集会所建物として区分変更いたしましたことから、減となっております。

次に、下から4行目の公園の区分のところでございますが、(仮称)龍田北1丁目地

内公園の土地で、258平方メートルの増となっておりますが、開発行為により寄附を受けたものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

下から8行目の法隆寺第三団地集会所非木造建物108平方メートルの増につきましては、先ほどの法隆寺第三団地公園内のところから区分変更したことによるものでございます。

続いて、6ページをお開きください。

下から7行目の龍田2丁目地内自治会倉庫及びその下の法隆寺1丁目地内自治会倉庫の土地、また右の方を見ていただきまして、建物の増減の移動につきましては、さきの1ページのところで、行政財産の区分のところでご説明をさせていただきましたように、行政財産から普通財産への移動をさせていただいたことに伴います増でございます。

次に、その下の東福寺1丁目地内のごみ集積所、また（仮称）龍田北1丁目のごみ集積所の土地の部分で、それぞれ1平方メートルの増となっておりますが、開発行為により町へ帰属されたものでございます。

その下の龍田南2丁目地内宅地468平方メートルについては、個人から寄附を受けたものでございます。

その下の（仮称）興留4丁目地内ごみ集積所1平方メートル、その下の（仮称）法隆寺西3丁目地内ごみ集積所3平方メートルにつきましては、開発行為により町へ帰属されたことから、それぞれ増となっております。

その下の合計ですが、土地につきましては増で4,410平方メートル、減で228平方メートル、決算年度末の現在高は35万61平方メートルとなっております。建物につきましては、非木造部分だけの増減で、非木造部分の増では263平方メートル、減で345平方メートル、建物合計で決算年度末現在高は8万7,297平方メートルとなっております。

続いて、物品の移動でございます。

8ページをお開きください。

これにつきましては、取得価格100万円超の重要物品について、増減のあったものについてご報告をさせていただきます。

8ページの下から1行目の階段昇降車1増となっております。これにつきましては、東公民館で福祉用バッテリー式電動階段昇降車を購入いたしております。現在は斑鳩小

学校へ貸し出し使用をしております。

決算年度末現在高は、物品で119となっております。

続いて、9ページをお願いいたします。

車両の増減でございます。

車両につきましては、乗用車で1増2減で、右の備考欄の上から2行目、3行目でございますように、売却が2件で、これにつきましてはインターネット購買により処分したのによります減でございます。また、乗用車の区分の一番下、取得は購入により1増となっております。

その下の貨客車2台につきましては、廃車による減でございます。

次に、10ページをお願いいたします。

軽自動車の区分でございますが、これにつきましては、日赤から寄附を受けたことによりまして、取得で1増となっております。

次に、その下の区分でゴミ収集車1増2減となっておりますが、これはゴミ収集の一部委託により、3台を業者へ譲渡したことによる減でございます。また、1台は廃車による更新購入で、取得1で、一番下の決算年度中の合計では増が3、減が7で、決算年度末現在高が46台となっております。

次に、11ページをお願いいたします。

4番目の出資による権利でございます。区分の上から5行目、王寺周辺広域土地開発公社につきましては100万円の減となっておりますが、これにつきましては、平成20年1月16日の解散に伴うものでございます。

次に、増減の移動はございませんが、名称の変更はございましたので、ご報告をさせていただきます。

中段の奈良県畜産会につきましては、奈良県家畜・畜産物衛生指導協会の解散により、引き継ぎを受けたことにより、名称を変更いたしております。

また、そこから4行下の奈良県都市整備センターにつきましては、奈良県土地区画整理協会より名称変更がされております。

両会につきましては金額の増減はございませんが、移動の整備がおくれておりまして、大変申しわけございませんでした。

出資による権利の決算年度末現在高は5億3,584万円となっております。

次に、12ページをお願いいたします。

基金の状況につきましてでございます。

まず、公共施設整備基金につきましては、860円の増となっておりますが、これにつきましては利子分でございます。決算年度末現在高が44万1,601円でございます。

土地開発基金につきましては、土地開発基金の用地貸付、土地の部分も貸し付けいたしております、その貸付収入が103万6,201円、利子が1,488円で、合計103万7,689円の増となっております。

決算年度末の合計が180万9円でございます。

その下の財政調整基金につきましては、財産売却収入、それから残余財産収入、先ほどの広域土地開発公社の分で、それと利子分も合わせまして790万8,720円の増となっております。決算年度末現在高は16億2,655万5,347円でございます。

次に、都市計画事業整備基金につきましては、利子分で3万4,502円の増、減は下水道事業に充当いたしましたことから、2,700万円取り崩し分でございます。決算年度末が26万1,332円でございます。

続いて、減債基金につきましては、公募地方債の償還用積立金として4,000万円を積み立てていたしております。また、利子分として37万3,550円で、合計4,037万3,550円の増でございます。また、減分の510万6,000円につきましては、財源対策債の償還費用に充てさせていただいております。決算年度末現在高は1億8,568万8,281円でございます。

続いて、福祉基金につきましては、指定寄附金で15万円の増となっております。決算年度末が3億2,431万125円でございます。

続いて、藤ノ木古墳整備基金につきましては、利子分の増で10万9,588円、また減では藤ノ木古墳整備事業費に基金を取り崩し充当させていただきまして3,000万円で、差し引き決算年度末が669万4,602円でございます。

次に、文化振興基金につきましては、異動はございません。決算年度末は同額の8,651万3,283円でございます。

また、スポーツ振興基金につきましても異動はございません。決算年度末は2,090万1,509円でございます。

続いて、国民健康保険財政調整基金につきましては、利子分のみの増で、9万7,574円の増で、2,477万1,001円でございます。

一番下の介護保険給付費準備基金につきましては、利子分が13万9,418円、また積み立て分で2,324万9,787円で、増で2,343万4,205円の増で、決算年度末が5,866万9,321円でございます。

基金の決算年度中の増の合計が7,314万6,688円、減の合計が6,210万6,000円で、決算年度末の現在高は23億3,660万6,411円でございます。

土地につきましては、土地開発基金として取得いたしておりますが、増減につきましてはございませんので、報告はございません。

以上で、一般会計並びに特別会計、財産に関する調書につきましてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○辻委員長 それでは次に、健全化判断比率の説明を、池田総務部長にお願いします。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、引き続きまして、平成19年度決算における健全化判断比率等の状況につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第3項の規定に基づきまして、ご報告を申し上げたいと思います。

失礼いたしまして、座ってご説明をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じることにより、地方公共団体の健全化に資することを目的とされております。

健全化判断比率等の報告につきましては、法律制定後、今回の報告が初めてとなりますことから、初めにその概要について簡単にご説明をさせていただきます。

お手元に配付いたしております資料8の平成19年度健全化判断比率等報告書の10ページをお願いいたします。

左端の健全段階のところであります。

地方公共団体は、毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの健全化判断比率を、監査委員の審査に付し、その意見を付して当該比率を議会に報告し公表しなければならないこととされております。

次に、その右をごらんいただきたいと思っております。

財政の早期健全化として、自主的な改善努力による財政健全化が組み込まれておりま

す。地方公共団体は、健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、実質赤字比率については実質赤字を解消すること、他の三つの健全化判断比率については、早期健全化基準未満とすることを目標とする財政健全化計画を、議会の議決を得てこれを速やかに公表するとともに、総務大臣、都道府県知事へ報告しなければならないこととされております。

次に、その右のところの財政の再生として、国等の関与による確実な再生が組み込まれております。地方公共団体は健全化判断比率のうち、将来負担比率を除いた健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合には、財政の状況を著しく悪化した要因の分析を踏まえ、実質赤字比率については実質赤字を解消すること、他の三つの健全化判断比率については早期健全化基準未満とすること等を目標とする財政再生計画を、議会の議決を得て策定し、これを速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければならないこととされております。

次に、公営企業の経営の健全化についてであります。

本ページの中ほどのところがございます。

健全化判断比率と同様に、公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととされ、これが経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標とする経営健全化計画を定めなければならないとされております。

次に、健全化判断比率等の概要についてご説明をさせていただきます。

13ページをお願いします。

初めに、実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率とされており、赤字の深刻度を把握するものでございます。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全会計を対象とした連結ベースでの実質赤字での標準財政規模等に対する比率とされておりまして、地方公共団体全体として見た収支における資金の不足の深刻度を把握するものでございます。

次に、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率とされており、財政の弾力性を把握するものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

将来負担比率につきましては、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率とされておりまして、地方公共団体が発行した地方債残高のうち、一般会計が負担することとなるもののみならず、例えば地方公社や損失補償を付した第三セクターの負債も含めて、決算年度末時点での地方公共団体にとっての将来負担の程度を把握するものでございます。

次に、資金不足比率につきましては、公営企業法との資金の不足額の事業の規模に対する比率とされており、公営企業における資金不足の状況を把握するものでございます。

次に、これら一様にかかります平成19年度の状況についてでございます。

恐れ入りますけれども、1ページにお戻りください。

一つ目の指標でございます。実質赤字比率につきましては、平成19年度の一般会計における実質収支額は2億4,703万6,000円の黒字となりましたことから、実質赤字比率は△4.55%となっております。この比率の基準につきましては、早期健全化基準が現行の地方債協議許可制度における許可制移行基準2.5%から10%の数値と、財政再生基準との中間値をとり、市町村は財政規模に応じて11.25%から15%、本町の早期健全化基準は14.74%となっております。

また、財政再生基準は、財政規律を確保する上で、事実上の規範として定着している現法再建法の起債制限の基準を用い、市町村は20%とされております。

次に、二つ目の指標である連結実質赤字比率につきましては、2.57%となっております。この比率の基準につきましては、早期健全化基準が実質赤字比率の早期健全化基準に公営企業等における経営健全化等を踏まえ、5%を加算し、市町村については財政規模に応じ16.25%から20%とされており、本町の早期健全化基準は19.74%となっております。また、財政再生基準は同様の観点から、実質赤字比率の財政再生基準に10%加算し、市町村は30%とされております。

なお、この比率については、新しく導入されました指標であるこのことから、3年間の経過的な基準が設けられ、市町村の場合は平成20年度及び21年度決算に基づく比率は40%、平成22年度決算に基づく比率は35%とされております。

このように、赤字となった主な要因につきましては、恐れ入りますけれども、4ページをお願いをいたしたいと思っております。

一般会計では、2億4,703万6,000円、介護保険事業特別会計では3,887万円、水道事業会計では2億4,915万4,000円の黒字となったものの、国民

健康保険事業特別会計が6億4,527万3,000円、老人保健特別会計が2,930万6,000円の赤字となったことから、1億3,951万9,000円の赤字となりました。赤字の要因となっている国民健康保険事業特別会計につきましては、平成19年度において単年度収支において、その赤字額が現在以上に膨らまない範囲での税率の改定をお願いするとともに、平成20年度からは介護納付費にかかる赤字額について、一般会計からの繰出金による財政援助を実施しているところでございます。

国保財政の状況が、今後の町政運営に大きく影響してまいりますことから、保健予防活動による総医療費の抑制や、医療費適正化により歳出の抑制を図るとともに、保険者としての国民健康保険税収納対策、さらには税率改定など、収支両面にわたる施策を展開し、可能な限りその早期健全化を図ってまいりたいと考えております。

恐れ入りますけれども、1ページにお戻りください。

三つ目の指標である実質公債費比率につきましては12.4%となり、前年度の15.2%と比較して、2.8ポイント改善しております。この比率の基準につきましては、早期健全化基準については現行の地方債協議許可制度において、一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%とされております。また、財政再生基準は同様に、公共事業等について許可が制限される基準とされている35%とされております。

実質公債費比率が改善している主な要因につきましては、一般会計にかかる地方債の元利償還金が減少していることに加え、平成19年度の算定からは都市計画税を地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入として考慮されたことによるものでございます。

三つ目の指標である将来負担比率につきましては、早期健全化基準350%に対しまして30.0%となっております。

恐れ入ります。8ページをごらんいただきたいと思います。

本町の平成19年度末時点で想定される将来負担額は、長期の借入金である一般会計の地方債残高のほか、借入金ではないものの、土地開発公社へ依頼している事業にかかる債務負担行為額など、契約等で将来の支払いを約束したもの、公営企業等の他会計の地方債残高のうち、一般会計が負担するもの、一部事務組合より整備した施設にかかる地方債のうち、本町の負担金などを合わせ、将来負担額Aのところでございますが、その額は181億8,712万3,000円となっております。

また、この将来負担額に充当が可能とされる財源は、基金や都市計画税、国県支出金などの特定財源、基準財政需要額算入見込み額を合わせ、充当可能財源等Bのところ

ありますが、167億8,804万4,000円となり、実質的な将来負担額はA-Bのところではありますが、13億9,907万9,000円となっております。

一方、その分母となる標準財政規模を基本とした額は、C-Bのところではありますが、46億5,104万7,000円となり、将来負担比率は30.0%となったところでございます。

恐れ入りますけれども、2ページにお戻りください。2ページをごらんいただきたいと思っております。

最後に、資金不足比率につきましては、水道事業会計では2億4,915万4,000円の余剰額が生じておりまして、公共下水道事業会計は収支0円となっております、いずれにおきまして、資金不足は生じておりません。

以上申し上げましたとおり、いずれの健全化判断比率につきましても、イエローカードでございます早期健全化団体となる基準を大きく下回っております。ただ、本町におきましては、公共下水道事業やJR法隆寺駅周辺整備事業などの都市基盤整備が大きな課題となっており、これらの推進のためには、今後、地方債の活用は不可欠となっております。

そうしたことから、これらの健全化判断比率の推移を十分に注視しながら、住民の皆さんに住んでよかった、住み続けたいと感じていただける、そして次代を担う子どもたちに自信を持って引き継ぐことのできる斑鳩の実現を目指しまして、健全な財政運営を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上をもちまして、平成19年度決算における健全化判断比率等の公表についての報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○辻委員長 説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

里川委員。

○里川委員 少しお尋ねをしたいというふうに思いますが、最初に1点、会計管理者の方から説明がございました全般についてなんですが、19年度、斑鳩町では11回の補正予算を組んでいるということなんです。4回につきましては定例会などに上程をされているということですが、専決処分が非常にたくさん行われておりまして、7回の補正。大体、通常、補正予算というのは、町村レベルでどの程度行われるのが平均的なのかな、斑鳩町は常に、ちょっと補正予算多いん違うかなというふうな、ちょっと感じを持っておりまして。多分、衛生処理場の関係も響いているのかなというふうには思いますが、

ただ、補正予算に対する考え方については、1点、お尋ねをしておきたいと思います。

それともう1点、会計管理者の方から、財産に関する調書でご説明をいただいていたのですが、この調書を見させていただく中で、確認をさせていただきたい部分がございます。この調書の3ページでございます学童保育室の件なんです。斑鳩学童については建物だけというふうになってるんですが、西学童、東学童については土地もついているわけなんです。これは当初、事業実施なされるときに、学童保育室用として土地をプラス、また新たにその当時ご用意いただいた経過があったのかどうかということ。斑鳩学童については、もともとある敷地内に新たに、そうですね、敷地内に新たに保育室を建設されたというふうな形になっているのかなとは思いますが、その辺、西、東の学童保育室を建設されたときの土地の取得方ですね、そこを一応、とりあえず確認をさせていただきたいと思います。会計管理者が説明された範囲においては、その2点について、お尋ねをしたいと思います。

○辻委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 補正予算の件でございますので、私の方からご答弁させていただきます。

まず、補正予算、今回、平成19年度の補正予算につきましては、回数が多くなっております。これにつきましては、事故の専決処分、事故の損害賠償がございましたので、この関係で多くなっているということで、ご理解をいただきたいと思います。

それと、他町村の補正予算の状況ですが、一般的には、そういう事故がございましたら、おおむね補正予算というのは本来でしたら9月議会、これは決算に伴う補正でございます。それと12月、これはもう施策もございませけれども、緊急な施策はございませけれども、人件費の補正がございませるので12月。あと、3月になってまいりますと、年度末を見越した中での歳入の確定したもの、もしくは歳出の確定したものがございませるので、3月に補正されることがございませるので、おおむね3回が基本となっております。ただ、それ以外にもやっぱり先ほど申し上げたように、そういう事故の専決処分がございませるので、ご理解をいただきたいと思います。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 今、ご質問の学童保育、西学童、それから東学童につきましては分でございます。これにつきましては、駐車場用地ということでございませるので、上がっております。

それと、斑鳩小学校の分につきましては、斑鳩町の小学校の運動場の敷地内というこ

とでございますので、上がっております。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 補正予算について、平均しましたら斑鳩町でも割ともう、8回とか9回とか、今まであっても多いのかなと思いながら、今回11回ということで、非常に補正予算というもののとらえ方について、議会としても、やっぱりきちっと押さえるべきところは押さえとかないかなと、余り補正予算を繰り返すということは、行政としても好ましい状況ではないということの中から、原因につきましては、一定、わかつてはいたものの、あえて質問をさせていただきました。

それと、行政財産の方ですね、学童保育室については、これはあくまでもこの保育室となっておりまして、駐車場の用地ということで、小学校が建てられたときに、もうそのとき既にこの土地というのは確保されてた土地というふうに理解をしておいてよろしいのでしょうか。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 はい、そのとおりでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 はい、承知いたしました。

それと、もう1点、総務部長の方から説明していただきました健全化判断比率等報告書、これにつきましても、部長もおっしゃられました、初めての報告ということで、ちょっといろいろ説明をしていただけたんですが、この中で、一つだけちょっと気になった点がありましたので、お尋ねをしたいんですが、14ページの欄外、米印なんですけれども、指定管理者制度利用料金制を導入している公営企業についてはということで、特例があるんだというふうにあるんですけれども、これはあくまでも公営企業のとらえ方ですね。この辺のところ、私たちまだちょっと認識不足なんで、この特例について、もう少し説明をしていただけたらありがたいなというふうに思うんですが。

○辻委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 14ページの欄外のところの指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例があるんだということなんですけれども、これはあくまでも公営企業の方で指定管理者制度を導入しておりまして、その中で利用料金制が導入されている場合のみ、特例としてここへ入れるということになっております。一般会計とか、うちの場合は、あくまでも一般会計の方で行っており

ますので、その部分についてはここには関係してございません。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 当町としては関係はないんですけども、ちょっと参考までにお尋ねしたいんですが、この公営企業についての指定管理者制度導入の場合の特例というのは、営業収益の額に関しての特例というのは、申しわけございません、具体的にどういう特例が設けられているのか、参考までに教えていただきたいなと思います。

○辻委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 申しわけないんですが、額と言いますと、特例、あくまでもその営業収益の方に反映されてくるというところまでしか、ちょっと押さえておりませんので、申しわけございません。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 また、勉強したいと思いますので、また教えてください。

○辻委員長 ほかに。

西谷委員。

○西谷委員 関連なんですけど、健全化判断比率等の報告書の数字を見てると、数字を見る限り、非常に斑鳩町、健全やみたい感じがするんですけども、実質のこれまでの評価をするための、例えば財政力指数の0.6とか、この経常収支比率の92.3とか、公債費比率の17.2とかを考えますと、この健全化判断比率で言われるほど、斑鳩町の財政というのは決してよくないと思うんですけど、実際にこの、ことしから初めてされて、公表されるということなんですけど、この報告書でひっかかるような町村というのは、この斑鳩町の周辺であるんですか。

○辻委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 平成19年度につきましては、現在、県の方で集計中でございます、その結果の方はただいま把握しておりません。ただ、18年度の試算ですね、試算の数値の方は報道発表しておりましたけれども、これ以上になるというところはないですけれども、それに近い団体はおられるということで聞いております。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 18年の、前は新聞発表にあった、例えばこの周辺でしたら上牧とかという、そういう町村でしたかね。

○辻委員長 ほかに。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 ほかにないようでございましたら、これをもって意見を終了いたします。

13時まで休憩いたします。

(午前 11時57分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○辻委員長 再開いたします。

それでは、午前中に続きまして、午後の審議に入ります。

続いて、認定第2号、平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、各款ごとの審査に入ります。

第1款、議会費について、説明を求めます。

藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 ではまず初めに、議案書を朗読させていただきます。

認定第2号

平成19年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成20年9月1日提出

斑鳩町長 小 城 利 重

それでは、第1款、議会費の決算の状況につきまして、ご説明を申し上げます。

主要な施策の成果報告書の80ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度の歳出決算額は1億72万5,741円で、予算額に対する執行率は98.0%となっております。前年度決算額9,576万9,066円と比較いたしますと、495万6,675円、5.2%の増となりました。前年度と比較し、決算額が増加となりましたのは、議員の人件費関係で約492万6,000円の増となったことが主な理由で、平成19年1月に議員1名が辞職したことなどにより、平成18年度末では議員数13名に対し、19年4月の町議会議員改選により15名となったことによるものでございます。

それでは、事業別施策の取組み状況について、ご説明を申し上げます。

まず、住民意識の醸成と参加機会の充実についてでございます。

定例会、臨時会等、議会活動の状況についてでございますが、定例会4回、臨時会1

回及び各委員会が56回開催をされております。定例会における会期日数は延べ83日で、議案総数119件、うち町長提案は109件、議員提案は10件で、うち118件が原案可決となっております。

次に臨時会では、町長提案による議案9件で、すべて原案可決となっております。

また、閉会中の委員会活動として、各委員会において先進地視察研修や現地調査を実施いたしまして、先進地事例に学ぶとともに、継続審査案件について審議が諮られたところでございます。

なお、平成19年度におきましては、総務常任委員会、建設水道常任委員会が先進地視察研修を実施し、厚生常任委員会は、県内4町の保健福祉施設の現地調査を実施しております。

また、議会の自主性と自立性の拡大、地方分権時代に対応した新たな議会活性化を図るため、平成19年の議員改選により、複数常任委員会制度の導入などを実施いたしましたが、議会運営委員会において、現在この検証を行いますとともに、引き続き新たな議会運営のあり方について、継続的に審議がされているところでございます。

また、開かれた議会を目指し、定例会においては延べ36人の議員から、128項目の一般質問がされており、議員発議として、斑鳩町議会委員会条例等の改正2件、意見書7件が可決され、意見書については各関係機関に送付をされております。

さらに、議会公開につきましては、すべての会議を公開することを原則とし、住民の議会参加の充実を図り、一人でも多くの住民の方に議会を傍聴していただくため、議会だよりや町広報紙及び町ホームページを活用して、議会開催日の日程の周知を行ってまいりました。本会議、一般質問、委員会等の開催日においては、延べ268人の方が傍聴されております。

また、会議録の作成、閲覧につきましては、本会議における速記者による会議録作成記録を引き続き委託し、役場庁舎及び図書館、公民館に会議録を設置し、住民の方に自由に閲覧していただいているところでございます。

次に、広報活動の充実でございます。

議会活動の一環として、住民の皆さんに議会活動への理解と認識を深めていただくため、定例会ごとに議会だよりを年4回発行しております。19年度からは、さらに多くの方にお読みいただけますよう、町ホームページにも掲載をさせていただいているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、議会費の決算の状況につきましての概要の説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますよう、お願い申し上げます。

○辻委員長 説明が終わりましたので、第1款、議会費について、質問をお受けしたいと思います。なお、質疑、答弁がスムーズに行えますよう、ご質問の際には、主要な施策の成果報告書並びに関係書類等の資料番号、ページ数などもお示しいただきまして、ご質問していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問のある方、どうぞ。

里川委員。

○里川委員 すいません。不用額調書の1ページの議会費のところ、役務費で不用額が結構出てまして、会議時間の減少に伴い、筆耕翻訳料が減少したためということであげていただいているんですが、これ、具体的に、もう少し具体的にどういう状況やったかなど、ちょっと今、数字を見ながら、どういうことで会議時間の減少というのは、どういう部分であったんやったかなど。議会のことですが、我々いろんな議論させていただいている中で、どういうときやったかなど、今ふっとわからなかったのも、改めて確認だけさせていただけたらというふうに思います。

○辻委員長 藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 役務費の筆耕翻訳料につきましては、本会議等の速記者の委託料、それから、予算決算委員会におけますテープ翻訳が支出をされております。これにつきましては、例年、平均的な時間も見ておりますけれども、これが長時間にわたりますと、予算が不足するという事態もございまして、若干多目に見積もっておるところでございます。その予算の見積もりに対しまして、時間が少なかったということで、ご理解をいただければというふうに思います。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 すいません。そしたら、本会議や予算・決算、すべてこれ1時間単位で契約とかしてましたか。何か日にち、日数単位とか、そのちょっと私、失念いたしておりました、申しわけございませんが、予算組むときにどういう組み方してたのか、確認させていただけますでしょうか。申しわけないです。

○辻委員長 藤原議会事務局長。

○藤原議会事務局長 すいません。本会議の方は、すいません。委託料でございます。筆耕翻訳料は、予算委員会、決算特別委員会のテープ翻訳の分でございます。これにつ

きましては、予算上は予算3日間、決算3日間という形で組まさせていただいております。それが、実際、昨年でございますけれども、決算についてはおおむね2日半、予算につきましても2日という形で終えたということで、減少しておるところでございます。

○辻委員長 ほかに、ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 それでは、これをもって第1款、議会費の審査を終わります。

次に、第2款、総務費について説明していただきたいと思いますが、時間、説明時間が長くなりますので、先ほど同然、説明は着席していただいて結構ですので、説明をお願いします。

池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、第2款、総務費につきまして、ご説明を申し上げます。

失礼いたしまして、座ってご説明をさせていただきます。

平成19年度主要な施策の成果報告書の82ページから124ページであります。

初めに、第2款、総務費、全体では予算現額9億2,353万2,000円に対しまして、決算額は8億8,020万7,333円、総務費全体の執行率は95.3%でございます。第1項、総務管理費では、予算現額7億954万6,000円に対しまして、決算額は6億7,088万7,569円で、執行率は94.5%となっています。

それでは施策の成果表82ページをお願いいたします。

第1目、一般管理費では、予算現額3億9,404万1,000円に対しまして、決算額は3億8,037万9,597円で、執行率は96.5%となっています。

主な支出は、給料、職員手当、共済費等の人件費及び職員退職手当組合の負担金となっています。

まず、コミュニティ推進組織の確立として、自治会への助成であります。コミュニティ活動を支援するため、自治会に対し文具料の助成を行ったほか、自治会連合会活動の支援としまして、自治会連合会に活動助成のための補助金の交付を行うなど、コミュニティ組織の育成に努めました。

また、広報等の各戸配布文書については、8月より各家庭へ直接ポスティングする制度を導入し、町から発信する情報伝達がスムーズに行えるようになりました。このことにより、住民参加の向上と自治会役員の負担軽減が図られたものと考えております。

なお、ポスティング導入に伴い、文具料、コスト割について、各自治会の負担軽減が

図られたことと、補助金削減の一環として、1戸800円から600円に減額いたしました。

次に、83ページであります。

地域単位の活動拠点の整備充実として、地域集会所施設整備の支援についてであります。地域住民の福祉増進と地域のコミュニティの育成を図るため、自治会等が行う地域集会所の整備に対して、地域集会所施設整備費補助金として、平成19年度は4自治会に対して補助金110万4,000円を交付し、より一層の地域社会の福祉増進に努めました。

また、コミュニティバスの運行につきましては、利用者数は年々順調に増加しており、平成19年度の延べ乗車人員は4万3,158人と、平成18年度の4万2,494人と比較して、664人の増加となり、その運行が定着しているところから、今後も引続き住民の皆様へ愛され親しまれるコミュニティバスとして利用していただけるよう、啓発に努めてまいります。また、新たな自主財源確保の一環として、コミュニティバスに有料広告の掲載を開始し、平成19年度は延べ4件、1万5,000円の収入がありました。今後もさらなるPRに努め、収入増を図ってまいりたいと考えております。

次に84ページ、人権の擁護といたしまして、人権擁護委員会と協議会の運営では、人権尊重思想の啓発活動や相談業務を実施していただいております。人権擁護委員協議会に対しまして、13万7,000円の負担金を支出しております。

続きまして、相談体制の強化としまして、人権相談の実施であります。斑鳩町の人権擁護委員により、毎月1回開催していただいております。また、無料法律相談の実施につきましては、月3回相談を行い、住民の方々に行き届いた相談ができる体制づくりに努めました。その執行に要しました経費としまして、13万7,500円を支出しております。

次に、総合的な情報化の推進として、例規執務サポートシステムの運用についてであります。このシステムにより、町例規集をデジタルデータ化し、庁内LANシステムに組み込むことで、LAN端末機により条例規則等の迅速な検索や改正時の新旧対照表の作成など、例規執務の効率化を図るとともに、住民の皆様にも町のホームページ上から例規集を閲覧していただけるなど、情報提供の拡大に努めました。

次に、85ページ、パートナーシップの構築として、行政出前講座の開催についてであります。住民の皆様が関心のある行政課題等について、自主的な学習活動を支援す

るため、職員が地域住民のところへ出向いて説明等を行うことにより、行政と住民との相互理解と信頼感を高め、住民参加のまちづくりの推進を図る目的で開催してきており、平成19年度の開催講座数は33件でありました。

開催講座は健康づくりが18件、防災について、環境問題についてがそれぞれ3件、その他が9件という内容になっております。講師として派遣する職員の資質の向上も図れることから、今後も引き続き実施してまいりたいと考えております。

さらに、町長みずからが住民のもとへ出向き、町政の課題等について説明を行う町民対話集会を2回開催し、延べ62名の方が参加されました。

次に、86ページ、情報公開制度の充実として、情報公開の推進であります。公文書開示請求による平成19年度中の1年間における義務開示請求及び任意開示の申し入れは、合わせて13件ありました。

また、斑鳩町個人情報保護条例に基づきます平成19年度中の個人情報開示請求は17件ありました。

情報開示制度につきましては、平成10年10月1日から実施しておりますが、今後も引き続き、住民への制度の周知に努め、開示請求がしやすい情報公開制度の推進を図り、町政に対する町民の理解と信頼を深め、公正で開かれた町民本位の町政の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に88ページ、行政サービスの充実といたしまして、行政相談の実施につきましても、斑鳩町の行政相談委員より毎月1回開催していただいております。住民の方々が抱かれています諸問題の相談について、専門の先生方により問題解決への指導、助言等を行っていただきました。

次に、89ページ、第2目、文書広報費であります。予算現額601万5,000円に対しまして、決算額は571万833円で、執行率は94.9%であります。

初めに、広報活動の充実として、平成19年度におきましても、広報いかるがを毎月1日に、毎月15日にお知らせ版を発行し、町の重要施策、住民生活に必要な行政情報や生活情報、住民の諸活動を紹介し、町政に対する関心と理解を深め、住民と行政の相互理解に基づく町政運営の実現に努めました。

その発行に当たっては、より見やすくわかりやすい広報紙となるよう、紙面の充実に心がけるとともに、平成19年8月号広報紙からは、住民宅へのポスティングの導入により、情報提供の充実を図りました。

また、新たな財政収入を確保し、住民参加の向上及び地域活動の活性化を図ることを目的に、平成19年6月広報紙から有料広告掲載を開始し、延べ5件、44万2,000円のご契約をいただいたところでございます。

次に、90ページの町の声の広報では、すべての人に行政情報が提供できるよう、引き続き斑鳩草苗のご協力を得ながら、視覚障害者等の方を対象に、町広報紙、議会だより、いかるがホールイベント案内などの広報記事の録音テープを製作し、お届けしました。

次に、ホームページの充実では、インターネットの特性を生かして、タイムリーな情報提供に努めるとともに、広く町内外に行政情報や観光情報などを発信しました。平成19年度の町ホームページへのアクセス件数は8万4,900件となり、前年度と比較して1万994件、14.9%の増となっております。

次に、公聴活動の充実では、町政モニター62名の方を対象にアンケート方式による調査を実施しました。平成19年度においては窓口サービスについて、男女共同参画について、ごみの減量・再資源化について、自由意見など4項目16設問について調査を行い、回答率は79%でありました。毎回調査を実施している窓口サービスについての職員の接遇に関する設問では、前年度と比較して不満足と感じられる方が減少し、特に対応、態度、説明、用が済むまでの時間といった項目では、満足と感じていただいている方が増加しております。アンケート調査で寄せられたご意見、ご質問については、関係各課で回答させていただくとともに、アンケート調査結果については各課に配付し、今後の町政運営の参考とさせていただいているところでございます。

次に、行政ハンドブックの充実では、事務事業の変更等による内容更新を行い、平成19年度版斑鳩町行政ハンドブックを作成するとともに、既存の英語、スペイン語の外国語版行政ハンドブックにつきまして、内容の更新をいたしました。

次に、91ページの第3目、財政管理費であります。

予算現額262万4,000円に対し、決算額は258万2,240円で、執行率は98.4%であります。本町財政を取り巻く環境は低成長、少子高齢化、人口減少社会に移行する時代の転換期にある中で、地方分権一括法以降、分権改革は進みつつも、三位一体の改革により、交付税総額の抑制が図られ、収入の伸び悩みが続く中、少子高齢化によって財政負担がふえることで、年々財政は硬直化する状況にあります。さらには、これまで以上に自己選択、自己決定が重視される中、地方公共団体の財政の健全化に関

する法律が平成19年6月22日に公布されました。本法は、特別会計や外郭団体を含んだ起債の水準など、新たな財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、一定の基準以下の団体については、早期健全化計画策定や外部監査の義務づけ、起債の制限など、再生のための新たな法制度が整備されたものであります。

住民の皆様に住んでよかった、住み続けたいと感じていただける、そして時代を担う子どもたちに自信を持って引き継ぐことができる斑鳩町の実現を目指し、全職員が一丸となって財政健全化を進めてまいります。

このため、町広報紙等を通じた行財政情報の提供はもちろん、住民負担の公平性を確保するための収納対策や、積極的な行政内容の改革などに取り組み、引き続き住民皆様の財政健全化に対する理解に努めてまいります。

次に、92ページ、第4目、会計管理費では、予算現額52万7,000円に對しまして、決算額は45万9,676円で、執行率は87.2%となっております。町内において共用で使用します事務用品の購入、決算書等の印刷を行っております。

事務用品の調達に当たっては、斑鳩町グリーン調達手順書に基づき、環境に配慮した物品の調達を行っております。

また、公金の適正な管理については、斑鳩町資金管理並びに運用基準に従い、適正な資金管理を行うとともに、公金管理検討会議を開催し、安全で確実かつ効率的な運用を行いました。

次に、93ページの第5目、財産管理費であります。予算現額1億1,013万9,000円に對して、決算額は1億399万200円で、執行率は94.4%であります。

初めに、役場庁舎の整備充実では、施設、設備等の効率的な運営により、固定経費の節減を図りながら、安全で快適な施設環境の整備に努めました。

次に、総合的、計画的な行政運営として、基金の積み立てでは、後年の財政負担の軽減等を図るため、各基金に基金利子及び財産売払収入などを原資として基金積み立てを行ったほか、住民参加型市場公募地方債の償還準備のための減債基金積み立てを行っております。

また、都市計画事業整備基金2,700万円を公共下水道事業繰出金に活用し、公共下水道事業の積極的な推進に努めました。

平成19年度当初予算では、地方交付税総額の減額が国において示される中、行政サービスの維持向上を図るため、財政調整基金の取り崩しを予定しておりましたが、予算

執行において効率的、効果的な執行に努めた結果、基金の取り崩しを行うことなく決算を終えております。

次に、94ページの入札及び契約の適正化の促進では、制限付一般競争入札について、より一層の工事完成を担保するため、5億円以上の建築一式工事においては、管理技術者を2名配置する、2億円以上の制限付一般競争入札においては、保険会社との間において、本町を被保険者とする履行保障保険契約を締結させるものとするなどの内容を追加する、斑鳩町制限付一般競争入札実施基準の一部改正を行いました。また、町内業者として認定するに当たり、必要な要件等を示した斑鳩町建設業にかかる町内業者認定基準を制定するとともに、一層の向上を図るため、その必要要件に、県税について全税目に滞納がないことを追加する一部改正を行いました。

次に、95ページの第6目、企画費であります。

予算現額1億5,663万7,000円に対し、決算額は1億3,913万7,464円で、執行率は88.8%であります。

初めに、多様な交流活動の促進では、長野県飯島町、兵庫県太子町、大阪府太子町の友好都市提携各町が主催するイベント等の物産展への出展や、相互の住民参加を通して交流活動を促進するとともに、住民が郷土愛と誇りを持ち、本町のよさを再認識する機会づくりに努めました。

次に、男女共同参画社会の推進についてであります。男女平等教育啓発活動の推進では、引き続き町広報紙において、「わたしが私らしくあるために」をテーマに、男女共同参画の啓発を行いました。さらには、6月の男女共同参画週間においては、いかるがホールギャラリースペースで県作成の啓発パネル、町作成の推進啓発パネルを展示するとともに、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間では、女性に対する暴力防止の啓発パネル展を開催し、女性に対するあらゆる暴力や人権を侵害する行為の撤廃に向け、その啓発に努めました。

96ページにお移り願ひまして、男女共同参画社会づくりのセミナーの開催では、ジェンダーにとらわれることなく、女性がさまざまな活動に参加できるよう、女性のエンパワーメントを図り、地域の中でのリーダーとして活躍できる人材を育成するため、能力や強みを知り、可能性を最大限に引き出す思考法やコミュニケーション技術である「コーチング」を学ぶ講座を開催いたしました。また、女性のエンパワーメント活動の支援として、男女共同参画の啓発、実践を行うグループ「いかるがK A I G I」が企

画運営する事業を支援しております。

平成19年度においては、児童と留学生との交流、男女共同参画社会づくりセミナーママさんブラスNara演奏会の2事業を支援しました。

97ページの相談救援体制の整備では、女性の人権を侵害する深刻な問題や女性が抱えるさまざまな問題に対して、適切な相談、助言を行うため、引き続き女性総合相談を開設し、平成19年度では相談者数8名、延べ20回の相談がございました。

次に、総合的な情報化の推進では、従来から専用回線で接続していた水道庁舎、いかるがホールについて、光回線に変え、通信の高速化を図るとともに、中央公民館、西公民館、東公民館、すこやかいかるがスポーツセンターについても、新たに光回線で接続しました。

また、住民、企業等が時間や場所の制約を受けず、インターネット等を活用してオンラインで申請、届出等、行政手続を安全に行うことができるシステムの開発を行うため、奈良県及び県内市町村で組織する奈良県電子自治体推進協議会に対して、負担金を交付し、汎用受付システムの共同開発、運営を行っております。この中で開発された施設予約システムについて、公民館、体育館施設での平成20年度からの運用を目指し、その準備を進めました。

次に、歴史的・文化的資源の保全・活用では、聖徳太子ゆかりの町として、聖徳太子葬送の日である2月22日を太子の日として、太子の遺徳をしのぶとともに、住民が郷土愛と誇りを持てるまちづくりを進めるため、和の精神を現代の視点から問い、太子と功績の意義を考え、その精神を未来へ引き継ぐことを目的に、太子の日フォーラムを開催いたしました。

次に、98ページの文化・芸術に触れる機会の充実では、斑鳩町ならではの先輩・後輩のペアとゲストのトークなどを楽しみながら、町の魅力や人と人との結びつきのすばらしさを発見する公開番組「行くよ！後輩 ほいきた！先輩」をNHKとの共催で開催いたしました。

また、町制60周年、いかるがホールの開館10周年を記念して、シルクロードを東西へと分かれて進んだ文化が再び出会う最高の舞台、斑鳩の地でニューヨーク・シンフォニック・アンサンブル奈良特別講演を、財団法人斑鳩町文化振興財団とともに開催し、ニューヨーク・シンフォニック・アンサンブルと奈良の合唱団の共演により、東西文化の交流を行いました。

次に、99ページの文化芸術振興の推進体制の充実では、文化芸術活動の支援とその機会の創出に取り組んでいる財団法人斑鳩町文化振興財団を引き続き財政面から支援するとともに、地域文化創造の拠点施設として、その機能を最大限発揮できるよう、文化振興財団を指定管理者に指定することにより、施設管理と文化振興事業を合わせた一体的で効率的な、また質の高い運営を図り、個性と魅力ある地域文化活動を推進いたしました。

次に、100ページであります。

自主的なまちづくり活動の支援では、住民行政協働によるまちづくりとそのための人材育成を進めていくため、住民グループ「まちづくり太子塾」の活動を支援しました。平成19年度においては、龍田街道ウォーキング事業を支援し、ふだん見なれた町内を歩きながら、さまざまな歴史的価値のあるもの、また地域の町並みや農園を見学することによって、斑鳩町のよさを再発見していただく機会づくりの場を提供いたしました。

次に、広域行政の推進では、王寺周辺広域7町との連携を深め、広域行政機構の強化・充実を図る中、王寺周辺広域7町で設立した王寺周辺土地開発公社につきましては、近年、特段の活動を行っておらず、今後においても事業を行う予定がないことから、平成20年3月26日をもって清算をいたしたところでございます。

次に、行政改革の推進では、斑鳩町行政改革大綱第3次の前期実施計画は、平成18年度を計画の最終年度とすることから、その内容を引き継ぐ後期計画を平成19年度から平成22年度までの4年間を計画期間として新たに策定しました。その進捗状況につきましては、本年の広報1月号にて、できる限りわかりやすい表現で特集記事を掲載するとともに、町ホームページでも全取り組みの状況を公表し、積極的な情報の公開、提供に努めました。

次に、101ページ、第7目、公平委員会費であります。

予算現額6万4,000円に対しまして、決算額3万4,200円、執行率は53.4%になっています。公平委員会の運営では、登録職員団体の記載事項変更の審議、登録のため、委員会を1回開催いたしました。また、奈良県公平委員会連合会の研修への参加など、委員の資質向上に努めました。

次に、102ページ、第8目、交通安全対策費であります。予算現額862万3,000円に対し、決算額860万2,159円で、執行率は99.7%になっております。

まず、交通安全意識の向上のうち、交通安全対策の推進として、交通安全に対する意識の高揚を図るため、交通安全活動団体の協力を得て、広報活動、迷惑駐車自粛の啓発活動を行うとともに、幼児、児童、高齢者などに対し、交通安全教室を開催いたしました。また、交通安全の啓発、普及等を推進するために、交通安全活動団体に対し補助金を交付し、その活動の支援を行っております。

次に、103ページ、放置自転車の防止に関します事業であります。平成19年度におきましても、引き続き、JR法隆寺駅周辺での自転車等の防止指導及び放置自転車の移送、保管、引き渡し業務を実施しております。ここ数年、町立中学校にご協力いただき、中学校卒業時に、生徒及び保護者に対しまして、放置自転車禁止の趣旨、自転車等放置禁止区域の周知等を行いました結果、放置禁止区域内での自転車等の移送台数は、前年度と比較いたしまして8台少ない24台を移送しております。

また、放置禁止区域外で乗り捨てられた自転車等の移送は10台となっておりまして、平成19年度の自転車等の移送の合計は34台と、前年度と比較いたしまして18台減少しているところであります。

次に、交通安全施設の整備では、交通事故の未然防止の対策として、見通しの悪い箇所での交通反射鏡の整備や車両等を安全に誘導するための白線の整備、転落防止を図るための防護さくの整備、利用者に注意、喚起を起こすための各種標識の整備を行ったところであります。

今後も、各交通安全活動団体の協力を得ながら、だれもが安全に道路を利用できるように、交通安全の啓発や施設整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、104ページの第9目の自転車等駐車場管理運営費につきましては、予算現額2,074万3,000円に対しまして、決算額2,066万8,459円。執行率99.6%であります。

JR法隆寺駅北口、南口にそれぞれ設置しております自転車等駐車場の業務を、斑鳩町身体障害者福祉協会に委託し、円滑な運営に努めているところであります。特に北口駐車場で利用増加となったことにつきましては、長らく続いておりましたJR法隆寺駅舎等の整備工事が一段落し、北口駐車場利用の不便さが解消されたことが利用回復につながったことと分析をしているところであります。なお、南口駐車場の敷地のすべてが、JR法隆寺駅周辺整備工事の事業用地にかかることから、移転も含め検討してまいりましたが、JR法隆寺駅周辺にあります私営の駐車場の空きスペースが、当町南口駐車場

の利用台数を上回ること、及び、同様の立地条件で用地を確保することが困難なことから、平成20年9月30日をもちまして、南口駐車場は閉鎖することといたしております。

次に、105ページであります。

第10目、防犯対策費では、予算現額807万8,000円に対しまして、決算額789万7,836円、執行率は97.7%となっています。

まず、防犯意識の高揚として、生活安全推進協議会の活動に対する支援であります。平成9年12月に制定いたしました斑鳩町安全で住みよいまちづくりに関する条例の趣旨に基づき、斑鳩町生活安全推進協議会が中心となり、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めました。12月には、第6回「身近な犯罪から家庭を守る町民の集い」として、「空き巣商法の実態とその対応策について」と題しまして、振り込め詐欺や架空請求、悪質商法等への対応策についての講演会を開催し、住民皆様の自主防犯意識の高揚に向けて取り組みましたほか、引き続き、春休み、夏休み、冬休みや年末における犯罪や事故等を未然に防止するための特別巡回の実施、また平成20年3月には、「第10回安全と安心を守る町民集会」として、「暴力団の現状とその対策」と題しまして、暴力団による民事介入の現状とその対応方法についての講演会を開催いたしました。

また、青色防犯パトロール活動については、小学校の下校時を中心に活動回数の充実を行い、防犯活動の視認性を高め、地域の安全確保についての啓発、生活の安全に関する町民の安全意識の高揚と自主的安全活動の推進を図り、安全で住みよい地域社会の確立に向けた取り組みを行いました。

また、防犯体制の充実では、防犯維持管理等への助成としまして、防犯等の防止を図るために、全自治会が設置管理していただく防犯灯の設置工事並びにこれら自治会管理の防犯灯に要します電気料金等の維持経費に対し、それぞれ補助金を交付し、防犯対策の取り組みを行いました。

106ページであります。さらに年末警戒活動等につきまして、12月28日から30日までの3日間、夜から翌日の朝にかけて、町消防団によります巡回を行っていただき、より一層の安心して暮らせる町の推進を図りました。

次に、107ページ、第11目、青少年対策費であります。

予算現額205万5,000円に対しまして、決算額は142万5,085円となっており、執行率は69.3%となっております。児童虐待事件や青年における無差別殺

傷事件など、青少年による事件や、青少年が被害者となる社会を震撼させる事件が続発するなど、青少年を取り巻く環境は憂慮される状況にあります。青少年の健全育成をはぐくむため、青少年問題協議会が中心となり、警察等と連携しながら、学校の休業期間中における青少年に対する声かけなど、夜間を中心とした巡回補導を延べ12回実施し、非行防止に努めたところであります。また、青少年の非行防止や健全育成の強調月間に合わせて、啓発用の横断幕の設置や街頭における啓発物品の配布や、青色パトロール車での広報活動等を3回実施し、青少年の健全育成についての意識の高揚や協議会組織に対する認識と理解をいただいたところであります。

さらに、中央公民館では、青少年や保護者からの悩みに対し、専門の指導員が相談を受ける悩み事相談事業につきましては、22件の相談があり、年間延べ150日間にわたり、学校等と連携し、青少年を含めた住民への悩みの解消に努めたところがございます。

続きまして、108ページであります。

第2項、徴税費についてであります。

まず、町税の収納状況についてご説明申し上げます。主要な施策の74ページをごらんいただきたいと思っております。同じ資料の74ページ。

平成19年度の町税の収入額は、総額で31億8,797万3,000円となり、予算額に比較して1,007万3,000円の増となりました。前年度と比較では2億6,883万2,000円の増となっています。これを税目別に説明いたしますと、個人町民税現年度では、対前年度比2億6,824万1,000円の増、滞納繰越分では114万1,000円の増、合わせまして2億6,938万2,000円の増となっております。平成18年度の税制改正において、地震保険料控除の創設や分離課税にかかる税率の引き下げ等の措置が講じられたものの、所得税から個人住民税への税源移譲により、調定額は2億7,935万4,000円の増加となったことが主な要因であります。

法人町民税では、現年分では対前年度比1,716万7,000円の減、滞納繰越分では28万円の増、合わせて1,688万7,000円の減となっております。

固定資産税現年度分では、対前年度比2,211万2,000円の増、滞納繰越分では376万5,000円の減、交付金及び納付金は23万8,000円の減、合わせて1,810万9,000円の増となっております。これは、家屋の新增築にかかる調定額の増がその主な要因であります。

また、軽自動車税現年分では、対前年度比164万9,000円の増、滞納繰越分では24万3,000円の増となっております。登録台数が前年と比較して、原動機付自転車につきましては90台の減少したものの、軽四輪の乗用車両につきましては、228台増加するなど、全体で132台増加したことが主な要因であります。

たばこ税では、平成18年7月の改正によりまして、税率は約10%引き上げられておりますが、昨年度に引き続き、需要が落ち込んだことによりまして、対前年度比455万6,000円の減となっております。

都市計画税については、対前年度比89万3,000円の増となっております。固定資産税と同様、家屋の新增築にかかる調定額の増がその主な要因であります。

次に、歳出の執行状況について、ご説明を申し上げます。

また、108ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第2項の徴税费につきましては、予算額1億1,585万9,000円に対しまして、決算額は1億1,269万5,288円となり、執行率は97.2%であります。先ほど申し上げましたように、108ページであります。

第1目、税務総務費では、予算現額5,961万5,000円に対しまして、決算額は5,938万6,240円で、執行率は99.6%になっております。職員の人件費が支出の主な内容であります。

次に、109ページをお願いします。

第2目、賦課徴収費では、予算現額5,624万4,000円に対しまして、決算額は5,330万9,048円で、執行率は94.7%になっております。

町税の確保と収納率の向上を図るため、滞納者への催告書の送付、呼び出し、職員による訪問徴収、徴収嘱託員による定期的な訪問徴収を行いました。さらに、斑鳩町徴収対策本部会議を開催し、部課長を班長とする特別徴収班により、徴収が困難な者について納税指導等を行いました。

次に、110ページをお願いいたします。

再三にわたる催告や納税交渉を行っても納税に応じない者に対しましては、租税債権保全のため、差し押さえ等の滞納処分を行っております。平成19年度の差し押さえ等の滞納処分は、差し押さえ46件、参加差し押さえで1件、交付要求で20件、滞納額で3,241万7,000円を処分しております。

これらの中で、換価または配当があったものが30件、金額で492万4,000円

といった状況であります。なお、平成19年度は差し押さえ財産の換価にかかる新たな取り組みといたしまして、インターネット公売を実施いたしました。また、奈良県税務職員市町村派遣制度を活用し、個人住民税を初め町税の滞納整理の推進を図るとともに、町税務職員の徴収技術の向上に努めました。その結果であります、112ページをお願いをいたしたいと思っております。112ページであります。

現年課税分については、平成18年度の収納率98.5%に対して0.3ポイント減の98.2%になりました。滞納繰越分については、平成18年度の収納率25.4%に対し3.6%増の29.0%となっております。今後とも、納期内納付を啓発してまいりますとともに、財産調査を行い、差し押さえ等の滞納処分についてもさらに積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、113ページをお願いをいたします。

地方税法の規定により、財産のない者、担税能力のない者等に対しまして、収納見込みがないものとして206件、3,024万9,262円を不納欠損処分いたしました。今後も、公平中立簡素という税の基本原則に沿って、より一層の適正な賦課と収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、114ページから116ページまでの第3項、戸籍住民基本台帳費、第1目、戸籍住民基本台帳費でございますが、予算現額5,530万5,000円に対しまして、決算額は5,466万5,718円で、98.8%の執行率となっております。

まず、行政サービスの充実としまして、印鑑登録事務、住民基本台帳事務、戸籍事務など、住民記録の電算システムや自動交付機及び戸籍の電算システム化により、迅速、正確で親切な窓口対応と的確な事務処理に努めているところであります。また、当町では、窓口での各種申請、届出の際には、個人情報及び虚偽申請の未然防止の観点から、本人確認を行い、虚偽申請等の未然防止に努めているところでございます。

また、115ページであります住民窓口の充実では、平成15年6月から実施している町内3郵便局での公的証明書の交付事務につきましても、5年目を迎えるところでございますが、昨年度と比べると、3郵便局での利用者数が増加しており、住民の方々の利用促進につきまして、より一層の周知啓発に努めているところでございます。

次に、116ページ、事務の簡素化といたしまして、住民基本台帳ネットワークの運用であります。今年度中のカードの交付件数は127件で、昨年と比べると83件の増となっております。また、広域交付の承認は28件、広域交付の発行は15件となって

おり、これらの事務にあつては、個人情報に万全を期し、セキュリティ対策に努めているところがございます。

次に、117ページをお願いいたします。

第4項、選挙費であります。

予算現額3,035万1,000円に対しまして、決算額は3,015万3,195円で、執行率は99.3%となっています。

初めに、第1目、選挙管理委員会費では、予算現額155万3,000円に対しまして、決算額は137万3,972円、執行率は88.4%となっています。選挙管理委員会の運営等に要しました経費であります。選挙管理委員会の開催として、選挙人名簿の定時登録など、定期的な委員会の開催、在外選挙人名簿登録の委員会の開催を初め、奈良県議会議員選挙、斑鳩町議会議員選挙、奈良県知事選挙及び参議院議員通常選挙の適性かつ円滑な執行を図るための委員会を開催いたしました。

次に、118ページであります。

第2目、常時啓発費では、予算現額5万円に対しまして、決算額は4万9,560円、執行率は99.1%となっています。

明るい選挙啓発の推進として、新成人への選挙啓発パンフレットや、選挙啓発物品にの配布による選挙の仕組みや選挙違反防止等の啓発、明るい選挙推進協議会の委員研修を行うなど、委員の資質向上に努めました。また、小・中学校の児童・生徒にも選挙の理解と関心を高めていただくため、明るい選挙を題材とした啓発ポスターの募集を行い、55点の応募がありました。

次に、119ページ、第3目、奈良県議会議員選挙費では、予算現額547万5,000円に対しまして、決算額は547万477円、執行率は99.9%となっています。平成19年4月8日執行の奈良県議会議員選挙に要した経費であります。

なお、平成19年5月2日付の奈良県知事の辞職により、奈良県知事選挙の同時選挙になりました。

また、当選挙執行に向けての準備として、平成18年度から238万1,204円を支出いたしております。

次に、120ページ、第4目、斑鳩町議会議員選挙費では、予算現額586万4,000円に対しまして、決算額は586万442円、執行率は99.9%となっています。平成19年4月22日執行の斑鳩町議会議員選挙に要した経費であります。

なお、当選挙の執行期日が平成19年4月22日になったことにより、選挙執行に向けての準備として、立候補届出に要する物品の購入等、平成18年度から7万6,256円を支出しております。

次に、121ページ、第5目、奈良県知事選挙費では、予算現額546万4,000円に対しまして、決算額は546万1,338円、執行率は99.9%となっています。平成19年4月8日執行の奈良県知事選挙に要した経費であり、なお選挙執行に向けての準備として、平成18年度から325万8,843円を支出しております。

次に、122ページ、第6目、参議院議員選挙費では、予算現額1,194万5,000円に対しまして、決算額は1,193万7,406円、執行率は99.9%となっています。

平成19年7月29日執行の参議院議員通常選挙に要した経費であります。

次に、123ページ、第5項、統計調査費の第1目、指定統計調査費であります。予算現額177万9,000円に対し、決算額は120万3,836円で、執行率は67.6%であります。平成19年度では、引き続き個人情報の保護等には細心の注意を払いながら、商業統計調査と就業構造基本調査、工業統計調査の3指定統計調査の実施と、平成20年度に実施される住宅土地統計調査にかかる調査区設定調査を実施しました。

続きまして、124ページであります。

第6項、監査委員費、第1目、監査委員費では、予算現額1,069万2,000円に対し、決算額1,060万1,727円で、執行率は99.1%となっております。

決算額の内訳といたしましては、監査委員報酬及び職員の人件費が主なものであります。

毎月、例月出納検査を実施するとともに、一般会計、各特別会計と水道事業会計に対して、決算審査を計6日間、定期監査を計5日間実施しました。また、今年度は財政援助団体等監査として、社団法人斑鳩町シルバー人材センターの監査を実施いたしました。

以上で、第2款、総務費にかかる説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いを申しあげたいと思います。

○辻委員長 説明が終わりましたので、第2款、総務費について質疑をお受けいたします。

ページが82ページから124ページ。

西谷委員。

○西谷委員 ちょっと6点お尋ねします。

まず、90ページのホームページの充実ということなんですが、これは作成というのは、職員がされているのかどうかということ、尋ねておきたいと思いますのと、それと94ページの入札と落札、落札率についてなんです、この数字で見る限りでは、18年から19年度で、落札率が79.85から建設費ですね、91.39に上がってるし、あるいは郵便入札によるものでも、79.1から91.31に上がってるし、うち制限付一般競争入札でも、73から88.3に上がってるということの、1年でこれぐらい上がったということの理由と、それとこの工事の中で、私は大体93ぐらいと違うかなとは思ってるんですが、この数字そのものが、これで合ってるのかどうかというのは、再度ちょっと確認しておきたいのと、それとページ100ページの「まちづくり太子塾」というのはどのような団体で、ふだんどんな活動をされているのかということをお尋ねしておきたいと思います。

それと、106ページの地域防犯の推進についてなんです、今、ボランティアで各通学路で監視していただいているボランティアの方を見かけるんですが、あれについては、位置づけとして、自治会という形でそのボランティアの人がされているのか、ある意味では、相当強制的に、やっぱり地域のことは地域でせなあかんということで、自治会に割り当て、強制の割り当てというのは、そういう形でされているという、そういう事実はないのかという、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいのと、それと、ページ109ページの納税者の実態についてなんです、実際にその滞納者の実態についてなんです、100万円以上の滞納というのは、大体、斑鳩町でどの程度おられるのかということ、実際、その辺の滞納される方というのは、ある意味では、住民税だけじゃなくて、ほかのも絡んでくるかと思うんですが、件数にしてどの程度の件数の滞納者がおられるのかという、そのことと、最後、ページ115ページの郵便局での住民票とか戸籍、印鑑証明のサービスについてなんです、これというのは、この数字というのは、この100万3,399円、これ要った費用というのはどういう内容なのか、あるいは実際にこの郵便局で例えばそのサービスを、住民票を受け取られたら、町として郵便局に対して何らかの手数料とかそういう、支払ってる金額がこれなのか、その辺のところを聞かせてください。

以上です。

○辻委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 まず1点目のホームページの作業の件なんですけれども、これにつ

きましては、当初、構築させていただいたときには、業者委託はしておりますけれども、後の更新作業につきましては、職員の方がやっておる状況でございます。

2点目の、94ページの入札の落札率の状況についてでございますが、これにつきましては、ここで表記しておりますのが、低入札価格で落札のあった部分も含めまして、落札率の方を表記しているところでございます。これを除きますと、平成18年度では65件で、低入にあったやつを除きますと65件で96.05%、平成19年度では54件で97.17%となっているところでございます。

なぜ落札率が上がったのかということなんですけれども、平成18年度では、低入の入札件数が4件ございました。平成19年度は1件となっておりますから、そのことから影響しているのではないかと考えているところでございます。

次に、まちづくり太子塾の件でございますけれども、まちづくり太子塾につきましては、斑鳩町のまちづくりをどのようにすればいいのかということで、任意に設立された団体でございます。月1回、例会をしておられまして、またまちづくりの活性化ということで、年1、2回はウォークイベントなり、そういったものを企画運営されている団体でございます。

以上でございます。

○辻委員長 山崎税務課長。

○山崎税務課長 先ほどの質問の中の100万円以上の滞納者のことでございますが、平成19年度におきましては、29名の方がおられます。

それと、他の国民健康保険保税、国保税との関係でよろしいですか。傾向といたしまして、町税を滞納されておる方は、国保税も滞納されているというような傾向が多いようでございます。

○辻委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 住民窓口の充実でございますけれども、費用としては消耗品として、あと光熱水費、修繕料、通信運搬費、手数料、ファクシミリ使用料でございます。光熱水費というのは電気代でございます。郵便局にける電気代を支払っております。あと、修繕料というのは、機械のパフォーマンスチャージ料でございます。

それと、通信運搬費というのは、電話、回線の電話料金でございます。それと、使用料というのは、ファクシミリの使用料でございます。それと、あと一遍につき郵便局に168円の手数料を払っております。

○辻委員長 野崎教委総務課長。

○野崎教委総務課長 106ページの地域防犯のことで、自治会のボランティアによります位置づけということでございました。これにつきましては、別に強制的なものではございませんで、自治会や小地域福祉会、今現在、老人会などいろいろな団体にも、団体独自で子供たちの安全を守っていただくために、町内の巡回を行っていただいているということでございます。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 まずホームページ、職員がされてるということなんですが、この前、地域はちょっと忘れたんですが、町のホームページの中へこうするのに、住民の方もそういう方が入って行って、タイムリーに、その地域の話題みたいなものをホームページにして、相当アクセスがあって、住民から好評やというような、そういうニュースを聞いたんです。

私は、職員が確かに委託してするよりは、職員がした方がいいですし、それゆえに、もうちょっと住民の目線で、例えばホームページで、いま、この地域に、例えばこの辺では桜が見ごろですよとか、何かそういう季節のものを、例えばその中へ入れて、それを住民が見て、あるいは今、特産でこんなの売ってますよみたいな、そういう地産池消のそういうものを、このホームページに入れてもらって、それをやっぱり住民の中でも、そういうことの好きな人、あるいは関心のある人が入ってこられたら、もっとホームページが充実して、もっとアクセスしてもらえるのかなというようなことを思いますので、ぜひちょっとそういう検討をしてほしいなというふうに思います。これは、要望にしときます。

それと、落札率の件なんですが、実際に今、話を聞いて、低落札率があったんでこういう数字になったということなんですが、大変、今、大阪の柏原市で上限価格で全部業者が入札して、くじ引きで決めて、逮捕者が出てということのニュースがある中で、実際に上限の価格を出すことがええのかな、もう一遍元へ戻して、業者の方が自由にやっぱり入札してもらおうということで、ええん違うかなというふうに、僕らは素朴に思います。

というのは、それをすることによって、少なくとも1回で落ちへんかって、2回目あるいは3回目ということになって、一位不変の原則ということで、一時全国のオンブズマンの方々が指摘されたように、談合してたら二位、三位の業者の順序は変わっても、

一位は必ず、1回目にトップやったところは2回目もトップや、3回目もトップやということの中で、明らかにその談合ということをしてるとわかるということの中では、一般質問の中でも、副町長はやっぱり、業者を信用してるということの中では、一遍こういうことをされたらどうかなというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうかね。

○辻委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 まず、予定価格公表に踏み切った当初の経緯があると思います。ご承知だと思うんです。この予定価格の公表にまず踏み切りましたのは、やはり約10年ほど前、相当官公庁を取り巻いた中でいわゆる贈収賄事件というのが、相当はびこっておりました。これをまず第一に防ぐと。それと、指名競争入札している中で、予定価格を公表しても、当然、競争性が働いておるとということの中で、それだけは公表して行って、その中で競争上、働かして入札を執行するということでした。今、もし、西谷委員が言われた柏原、ああいう状況になりましたら、本町の場合でしたら、その時点でその入札は中止いたします。

というのは、例えば指名した業者、すべてが上限で、入札で上限の予定価格で入れてくる、100%入れてくるということは、もうその時点で競争性が働いてないということで、本町の場合でしたらもうその時点で中止して、事情聴取を行って、恐らく再入札になると思いますけれども、それを何回も続けられたことに、柏原市の問題があると思います。

そうしたことから、予定価格の今のところは事前公表をやっておりますけれども、事後公表につきましては、やはりもう少し状況を見た中で、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 確かに予定価格が導入されたときの経緯というのは、確かにそうやと思うんですよ。私もそのときはそうやなと思った。ただ、実際に考えてみて、そういう予定価格を議員あるいは有力者と言われる人がその職員から聞き出す、そういうことが頻繁に起こって、そういうのはある意味ではその職員にとっても大変やみたいな部分があったと思うんですがね。よく考えたら、それでも仮に漏らすような職員がいてたら、それはそれでわかって、クビになったらそれでええんちゃうかな。そやのうて、もっとほかに、何て言うかな、住民の税金を使ってるということの中では、もっとやっぱりいろんなことがあっても、もっとシビアに仕事をすべきなると違うかなということ、特に最近の

いろんな入札の談合とかという話がある中では、住民の方もそういうことについて非常に関心を持っておられるし、私らも元そういうことで勤めて、そういう仕事をされた住民の方もいろいろおられる中で話してたら、やっぱり予定価格をするというのは、すごく一見、行政としては話を聞いたら納得するような部分があるんやけど、まだまだそういう業者間の中では、やっぱりそういう裏の部分はあるんやという話を聞くその中では、これは町としてはずっとなかなかできへんことやと思うんですが、私らは住民としては、どうしてもこういうことについては、もう少しやっぱり検討してほしいなということを申し述べておきたいと思います。これは言うても多分平行線やと。

○辻委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 西谷委員の言われることも理解できます。ただ、予定価格を未公表にした場合、落札率下がるかと言うたらそうではないと思うんですわ。それはまた別個の問題やと思います。近隣でも予定価格を公表してないところあります。当然そういうところの平均とってみますと、斑鳩町より高い落札率になっております。はっきり申し上げて。ですから、予定価格の未公表が落札率の低下の原因ではないということをご理解いただきたいと思います。本町の場合でも、事前公表、以前より事前公表にしたときの方が落札率の率は下がっておりますので、それだけご理解願いたいと思います。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 予定価格というのものもあるけど、現実、私としては基本的にやっぱり一般競争入札が一番ええやろ、それはもう明らかに下がるのと違うかなということと思うんですが、なかなかその辺のところは行政の方で今まで何度も質問してますけど、なかなかそういうのができへんから、せめてそしたら予定価格ぐらい、この辺のところをちょっと手を加えたらどうやっちゃうかなということでも言わせてもらっただけで、これで全部がOKやということではありませんねん。

○辻委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 一般競争入札に西谷委員がずっとこだわっておられますけれども、例えば副町長、一般質問でご答弁していただいております。やはり町内業者の育成もあります。生駒市とかで一般競争入札やっておられますけれども、生駒市自体の業者数が多いです。ですから、生駒市内の業者で一般競争入札しておられるんです。奈良市も同じように、業者数多いですので、例えばA級、B級の業者数多いです。ですから、今回はB級の中で奈良市内の業者で一般競争入札しておられるという、こういう状況がございま

すので。設計金額が大きくなった場合については、今度は本町と一緒にです。一定の経審を決めて、奈良県内の中で何社だとか、奈良県内の業者で一般競争入札しておられると、そういういろんな業者数による特殊性もありますので、そこらやっぱりご理解いただきたいと思うんです。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 私はだから、一般競争入札を、別にその生駒市や奈良みたいにその町内の限定の一般競争入札とかせえって言うてるんやないんですから。その辺のところは、だからもっと斑鳩町とか外して、例えば印刷とか言うたら別に、斑鳩町の業者だけじゃなくて、奈良県内、あるいはもっと広いところで入札されますやん。だから、そういう形で私はしてほしいというのが私の希望ですので、これは何ぼ言うても多分平行線になると思う。ちょっと置いときます。

それと、まちづくり太子塾、これささいなことなんですけど、実際にこの100ページですか、この成果の中で、言うてはる成果として、住民主体のまちづくりを進めることを目的に手づくりのまちづくりイベントの企画運営を行える住民グループの育成を図るため、このまちづくり太子塾の活用をというんですが、その割にはちょっと、この内容ではどうやねんみたいな。もうちょっと、これやったら別に、そのまちづくり太子塾、関係者いてはったら怒られるかもわかりませんねんけども。もっとなるほどな、ああこういうのは確かに、斑鳩町のまちづくりの活性化、あるいはその種まきになるの違うかなというような、そういうやっぱり、もうちょっと内容の濃いイベントに私はできへんのかなと思うんですよ。

この程度のことやったら、別にその観光ボランティアいうたらまた怒られかもわからんけど、例えば観光でそういう興味の持ってはる人が、斑鳩町のそういった歴史を知りましょうということの中でも、同じようなイベントになるんやないかな。そやのうて、やっぱりさすが違うなみたいな。ちょっとやっぱり、ここからもう一歩、まちづくりや観光やというところまで、そのきっかけとなるようなイベントというのは、これはちょっと厳しいかもわかりませんが、僕は、何かそういうところまでしてほしいなということ、素朴に思いました。

それと、これはもう感想だけにしておきます。

それと、106ページの地域防犯のことなんですけど、これ、私、何でわざわざ聞かせてもらったかと言いますと、もうはっきりと地域言いますけども、服部のところでああ

いう事件があって、実際に子どもが危ないからということで、ボランティアの方が通学時、帰り、下校時のときに、大人の方が通学路とか立っていただけるんですが、それをその場でしてくれはるんやったら別に問題なかったんやけど、たまたま隣のアグリア服部の方々のところへ行かはったら、なかなか共稼ぎとかいろんなことをしてはって、なかなかそういう面倒を見られへんというような状況の中で、自治会長が、自分ら出られへんのやったら、ガードマン雇ってでもせえみたいなことを言われて、非常にそこまでしてせなあかんのかなみたいな部分があったものですから、私はこういうことというのは、その地域の大人が地域の子どもたちを守るということで、自治会ごとに区切るんやのうて、斑鳩町のやっぱりどっちかいうと、時間があいた、あるいはボランティアにさせていただける、住民の方が、地域を超えてやっぱりそういう活動に携わってもらうのが、こういう活動違うんかなと思うんです。

それをせっかくしてる自治会長が、新しく来られた自治会の事情で、なかなかそういうことができへん状況の中で、ガードマン雇ってでも、自分とこは自分とこでちゃんとせえみたいなことはやっぱり、ちょっと趣旨と外れているような、私、ことを思いますので、その辺のところはちゃんと、自治会連合会の中で、やっていることの意義とか目的みたいなものをもう少し徹底していただきたいなということを、ちょっと申し添えておきたいと思います。

以上で、私の方は結構です。

○辻委員長 ほかに。

宮崎委員。

○宮崎委員 すいません。106ページの、今のちょっと防犯のことなんで、僕もちょっとお聞きしたいなと思ったんですけど、青色防犯パトロールなんですけれども、これ実際にやっておられる方に、青色のパトロールとか、点滅灯というか、天井につけるやつとか、あと、ガソリン代とか、そんなんはもう支給はされていないと聞いているんですけど、その中に、この予算の中には入ってないですかね。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 全くこういうのは奉仕でございますから、各自治会でやっておられる橋西とか、あるいは興留の関係の方々とか、あるいはそういう登録をされているところが全部自主的に無報酬でやっております。

○辻委員長 ほかに。

小林委員。

○小林委員 94ページの職員駐車場の管理についてお聞きしたいんですけども、18年度ですね、借り上げ先と借り上げ面積が同じで、これちょっと、契約期間も19年度は変更がなさそうなんですけれども、借り上げ金額がちょっとふえてますので、どういふことかなというのと、職員さんからの徴収額は、平成17年度と同じように大体600万円ぐらいでいいのかなということを確認したいのと、もう2点ほどですね。110ページの徴収体制の強化について、お聞きしたいんですけども、ここに奈良県税務職員市町村派遣制度の活用によりというふうに書いてあるんですけども、徴収嘱託員2名の、ここで書いてあるのは、能率報酬の執行不用額に、33万ってあるんですけども、まあちょっと予想よりも徴収できなかつたので、ちょっと手取りが入ったのかなという感覚とってるんですけども、それでしたら、この県税務職員さんの徴収状況によって、この制度による支給額が変わるのかということをお聞きしたいんですけども、それともう1点、最後に、116ページの住民基本台帳ネットワークの運用についてお聞きしたいんですけども、1年前の答弁にあったように、19年度、127の交付というふうにふえてるんですけども、答弁の中で、高齢者の身分証明書としても使えるというふうに答弁ありましたので、実際問題、この127のうち、50以上の方はどれぐらいいるのかなと。と言いますのも、年金手続きに、この住基カードを持っていると便利だというふうにお聞きしてますので、ここに登録するつもりがなかったけれども、住基カードによって年金の手続きがすごい、書類も要らずにスムーズにいくんで、仕方なくされたというふうにお聞きしたんですよ。ちょっとインターネットで調べてみますと、税務の所得申告によるe-taxでしたかね、その制度の利用状況で、個人の利用される方で、20代の方が、そのシステムを利用するのがたった4%なんですよね。

でも逆に、60歳から69歳の方の利用率が、23.7%もありますので、そうなってくると、高齢者の方の身分証明書としてと、年金関係の関係で、これからどんどん登録がふえていくのかなと思ひまして、ちょっと年代別というか、そういうデータがあれば教えていただきたいんですけども、お願いします。

○辻委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 まず1点目の職員駐車場の管理の借り上げ金額なんですけれども、これは平成18年度と変わりございません。ただ、ここ、94ページの496万5,265円。前年度が495万9,340円となっているんですけども、これにつきまし

ては、草刈り等の委託料が若干ふえておりますので、その関係でふえております。ちなみに、借り上げ料金といたしましては、借り上げ先4名の方で、面積3,701平方メートル、借り上げ金額が495万9,340円となっております。

以上です。

また、職員駐車場の職員の借り上げ料金の方なんですけれども、使用料の方なんですけれども、平成19年度決算では489万5,485円となっております。

以上です。

○辻委員長 山崎税務課長。

○山崎税務課長 徴収体制の強化ということなんです、いわゆる嘱託徴収員等、県税務職員徴収の関係は全く別でございまして、嘱託徴収員の方は従来から町税と国保税を訪問徴収していただいておりますという部分でございます。

不用額が出ておるのは、徴収実績が少なかったということで、不用額が出ておることでございます。

県税、これは県税の職員がまいりまして徴収の指導を町の職員に行う制度でございますので、全くこの徴収員とはまったく別です。

○辻委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 失礼いたします。

住基ネットのことですけれども、50歳以上のカードの使用というものは、ちょっと年齢的には把握しておりません。

それと、年金の方は、使用される方は、11けたのコードを今調べておられまして、それを11けたの住民票コード番号であるんですが、それを年金の方の現況届けの中に書き込んで、それを送っておられるだけですので、それを入れておられるだけでございます。

○辻委員長 小林委員。

○小林委員 住基カードを申し込まないと、その便利なコードもいただけないんですね。

○辻委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 カードを申し込まなくても、コードは平成14年の7月に各ご自宅の方へ郵送で、配達記録の郵送で送らせてもらってます。わからないときには、本人様がこちらへ、役場にお越しになりまして、はがきとシートございますので、それを持ってこちらへ来ていただきましたらわかるようになります。それで書いて、それを年金の社会

保険事務所の方へ出されます。カードは必要ございませんので。

○辻委員長 小林委員。

○小林委員 すいません。失礼しました。

平成14年に1回送ってきただけなので、その住民さんも、パゴちゃんカードのコードなのか、こっちのどの番号なのかわからないという問い合わせも昔から、前から聞いてましたので、僕もちょっとはつきりとわかってなかったんで、ちょっと質問して申しわけございませんでしたけれども。

それと、駐車場についてお聞きしたいんですけれども、平成17年度の職員からの徴収金額は600万円を超えていたと思うんですけれども、それは間違いなんですかね。

○辻委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 平成17年は若干ちょっとわからないんですけれども、平成18年度が539万3,144円になるので、職員の退職等で若干減ってきてるのは事実でございます。すいません。

○辻委員長 ほかに。

里川委員。

○里川委員 私もせっかくの決算ですので、いろいろ尋ねさせていただきたいと思っております。

まず、成果報告書82ページに自治会のことが書かれているわけなんですけれども、もう何年か前に、私、申し上げたこともあります。自治会長さん、交代で1年ずつ会長当たっていったら、若い方なんかも当たられて、また自治会の研修と言って一泊で旅行行ったりするときに、あんなどうなんやろというような、比較的若い方たちから、そういう自治会の関係の話も聞いたりしてきた経過もあるんですが、この際ですので、この19年度については、自治会の研修ですね、一泊で行かれた研修先であるとか、費用、そしてまたそれぞれどういうふうに参加費用ですね、どうなっているのかなどについて、お尋ねをさせていただきたいというふうに思っております。

いろいろありますので、ややこしいですので、一つずつ聞いていきたいと思います。

○辻委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 それでは、自治会の研修ではございますが、これにつきましては、平成19年度につきましては、ヤマゼン上野エコセンターと長良川河口堰、エコパレット滋賀工場に行っております。これにつきましては、会員31名ということで、バス1台

で研修しております。参加費につきましては、参加される方は5,000円ということで、またこの平成20年度につきましては、この研修のあり方についてアンケート調査もしておりますので、その結果、日帰りということで、20年度は日帰りで参加するようしております。

以上でございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 そうですね。行かれる目的などがよくはっきりしないとか、参加される割合がやっぱりかなり低いとか、いろんな問題、比較的現役世代の方たちからいろんなご意見を私もいただいておったところ、町としても、これまで私も何回か言ってきたんですが、20年度はそういうふうに改善されるということで、この件については理解をさせていただいておきたいと思います。

そして、次、84ページに、人権相談の実施をやっていただいております。人権につきましては、これまでいろんな角度からいろんなことを私も申し上げてきた経過もございしますが、この相談件数というの、毎月、月一回の相談窓口持っていたのに、この件数がこんなに少ないというのは、どういうふうに見たらいいのかなど。法律相談の方はもういっぱい、なかなかもっと相談時間長くなれへんやろかとか、いろんなことを聞きますし、またほかの相談では繰り返しの相談、女性の分野なんかでしたら、繰り返しの相談、そして青少年の問題も繰り返しの相談も多いんですけども、これ、人権相談の場合、これ、月一回やっていただいて、年間12回で相談件数が3というのは、内容というのか、それと、これは必ず行政としては設けなければならないものなのかとか、ちょっとその辺のところ、教えていただきたいというふうに思います。

○辻委員長 清水住民課長。

○清水住民課長 人権相談でございますけれども、月一回で毎月第二水曜日の日となっております。そして、件数で3件でございますけれども、これにつきましては、斑鳩町が3件でございますのやけれども、この相談については、奈良法務局の人権擁護課でも毎日やっておりますので、月、ことしは斑鳩町の方でも、法務局の人権擁護課行ってもらったらいけるということで、来られる人が少ないだけだとは思いますが、件数的には向こうではちょっとこちらはわかりませんので、内容的にも人権相談の内容は、役場の方は把握しておりません。件数しかわかりません。これは、個人情報で、全部マル秘になってますので、役場の職員が、どんな状態で来られたということは全然わかり

ませんので、それはご理解お願いいたします。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 これ、一定法的に定められてやらなければならないものなのかなというふうにも思ったりはしてるんですが、これ自体は重要な問題であるという認識は持っているものの、せっかく行っているのに非常に少ないということは、かえって斑鳩町にとっては喜ばしいことなのかと。人権問題について、非常にいわゆる相談しなければならないことなどが多くはないんだというふうに、よい方に解釈をすればいいのかなというふうには考えます。

引き続きまして、85ページにあります町民対話集会の件なんですが、18年度より開催日数が、開催が2回減りまして、これ、1回の参加人数につきましても、18年度は1回41人、でも19年度は1回で31人という、ちょっと結構10名も、平均しましたら少なくなってる。私は町長が出向いて行ってこういうことをするのは、非常にいいことだし、大切なことだと思うんですけども、どうも周知したりするのに、方法としてもっとできることがないのかな。この対話集会の持ち方ですね、地域であったりとか、どういうふうを考えて進めてきておられるのか、今後のこともあわせて、周知なども含めて、お尋ねしておきたいと思います。

○辻委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 この町民対話集会は、平成18年度よりしているということで、19年度は少ないというのは、4月とか選挙関係、選挙等がございましたので、その関係で19年度は前年度より減っているところでございます。

それで周知につきましては、18年度より実施しておりまして、当初は1地区、斑鳩町を4地区に分けまして、18年度は龍田第一地区、それと19年度は龍田第二地区、平成20年度につきましては法隆寺地区、興留の方面と、年度ごとに分けておりますので、その辺、ご理解のほどお願いいたします。

それと、周知方法につきましては、各自治会長にいろいろご苦勞をかけておりますねんけども、回覧等で周知していただいているのが現状でございます。

今後につきましては、また自治会長さんにご相談申し上げながら、周知してまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 せっかくいいことをしていただくのに、より多くの方、参加していただける

ような内容にしていただけたらと思います。

それと、先ほどからも出ておりました94ページにあります職員駐車場の管理のところなのですが、予算の段階から、このことについてはちょっといろいろお尋ねをしていた経過もあるんですけども、ここの借り上げ面積は、すべて職員駐車場用の面積になるのかなど。その東側の来客用の駐車場の面積が含まれているのではないかなどというふうに私、どうも予算のときの議論を見てますと、来客用が含まれているように思ったりしてんですが、費用の方につきまして、実際、西側、東側の職員駐車場、そして出先などで職員さんがとめておられる駐車台数ですね。そういうことからお一人3,000円ずついただいておりますという状況なんですけど、役場がというよりも、これ何か借り上げ方、前にも以前お聞きしたような気がするんですけど、とりあえず職員さんが車を置くためにお借りになってる駐車場の面積ですね。去年の議論では、私、たしか2,406平方メートルだったように思うんです。職員駐車場としてというのはね。この面積では、この面積は来客用も含まれているのではないかと。来客用も含まれているのであれば、何か自分としては、職員さんから集めた費用の中に、来客用の方まで支払っていただいているのかなどという、ちょっと割り切れない気持ちがあったものですから、そこはちょっとこの決算において、ちょっと明確にきちっとしておいていただけたらと思いますので、お尋ねしておきます。

○辻委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 申しわけございません。里川委員ご指摘のように、この部分につきましては、来客が東駐車場、今、来客用に使っていただいている駐車場の部分が入った形で3,701平方メートルとなっております。これを除きますと、2,406平方メートルとなっておりますのでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 それで、2,406平方メートルであれば、これ平方メートル当たり1,340円で計算できると思うんですけど、そうした場合、職員駐車場として純粋に借りてる場所というのは、322万4,040円で済むと思うんですけど、実際、職員からもっと集まって、そして結局、来客用に借りてる東側のその駐車場の1,295平方メートルの分ですね。そこの分まで、言うたら職員にかぶっていただいているような格好に、私はなるん違うかなど、こういうふうと一緒に書いてあるというところについて、非常に私としては、職員さんたち一生懸命頑張っておいていただいている中で、こういう状況

になっていることに非常に疑問を感じてまして、町が来客用として借りてるのであれば、本来やっぱり町の一般会計から出すのが本筋だろうと思いますし、職員さんから、平方メートル当たり1,340円のこの2,406平方メートルの分をきっちり割った、台数何台とってはるのかわかりませんが、何台とってるのか、それできっちり割って、おおよその金額でいただいているということであれば、それはそれでもう今、そういうふうにいただくことになって何年かたってますので結構ですけれども。ちょっとそこがどうしても私、ひっかかってましたので、この決算で、これどう考えたらいいか、お尋ねをしたいなと思います。

○辻委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 まずこの職員駐車場の管理ということで、今、面巻課長も申しあげましたように、この東側の来客用も入っておりますので、これは分けさせて、このままでいったらややこしくなりますので、当然分けた表示でさせてもらうように、させていただきます。それについては。

それと駐車場、あの分を使用人数で割るのではなくて、職員駐車場というのは、例えば焼却場の職員さんもいただいております。あれは使われません。また公民館もあります。すべての職員さんがそこで使っておりますので、今、2カ所で借りておる分について、職員で割るという議論にはなっていないということだけをご理解いただきたいと思います。また水道は水道でやっておりますので。それはあくまでも行政財産のところについて、職員が使っておりますよということで、それについては、当初こういう費用もございまして、また維持管理もありますので、職員さんが払っておるということで、ご理解をいただきたいと思います。

くどいようですが、この表示につきましては、非常に誤解を招くおそれがあるので、これについては手当てをさせていただきますので、お願いしたいと思います。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 そのとおりだと思います。私たちは来客用と思ってました。あれは職員用と思ってませんので、その辺、はっきりしといていただいた方が、この書き方では、私ずっと悩んでたんです。これどない考えたらええやろと思ってね。ちょっと悩んでましたし、そういうふうに私も職員さんにえらいかぶってもろてるような気になりますのでね、こういう書き方されてましたらね。そしたらきちっとその辺は、来客用は来客用、それで職員用は職員用でちょっと分けて、きちっとしておいていただけたらというふうに思

います。

続きまして、報告書の100ページにあります広域行政の推進です。これは、私もちよっと問題にさせていただいてまいりました広域7町のそれぞれお金の使い方であるとかいうことの中で、申し上げてきた経過もあると思います。

ただ、19年度でも34万7,000円、これは前年度に比べたらかなり金額は下がってますけれども、まだ協議会は2回しか開かれてないという中であっては、まだやはり34万7,000円、協議会2回行われるだけで使う費用ではないので、この辺について、この34万7,000円、どのように使われたのか、内訳についてお尋ねしておきたいと思います。

○辻委員長 面巻企画財政課長。

○面巻企画財政課長 ただいまのご質問ですけれども、以前から里川委員からは、終始ご指摘をいただいているところでございます。それらの関係から、平成19年度につきましては、その規模を縮小されまして、多額の繰越金もございましたことから、各町の負担金が軽減されているところでございます。

平成19年度の本町負担金は、平成18年度の120万8,000円から71.3%の減となる34万7,000円となっているところでございます。

協議会から、事務局を設置する町に支払われていた事務委託料、いわゆる人件費部分の事務委託料につきましては、平成18年度の389万1,000円から、19年度におきましては3分の1の額に見直され、129万7,000円とされたところでございます。

また、補助金の支出基準等につきましても、今、事務局の方で議論されていることと聞いております。3分の1になりましたのは、いわゆる人件費部分の委託料が減ったということで、その負担に当てられているということでお考えいただければと思います。

以上です。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 そういうふうに改善が進んでいるということは、非常にいいことだと思いますので、今後もさらに私、申し上げてました補助金、こうやって負担金でいただいたところから、またさらに補助金で出すということについては、不透明になりやすいし、きちっとした一定の規定を設けてほしいということをお願いしてきてますので、それについても今後もまたぜひとも斑鳩町としては積極的に声を上げていっていただきたいと思

います。

それと、ちょっと見方がわからないので教えていただきたいのが、103ページの放置自転車の防止なんですけど、この表、見てますと、保管台数というのは去年とことしと変わっておらないんで、移送台数と引き取り件数と処分件数でも、移送台数、きちりの数字に、19年度なってるんですね。ということは、この保管台数の22というのは、18年度から引き継がれてるものかなというふうに思うんですが、この保管台数については、一定何か、災害のとき用とか、いろんなことを考えて、一定の台数、これだけは町が保管していこうというふうな考え方を持って、こういうふうに一定数になっているのかとかいうような、ちょっとこれを見てて、そんなふうに感じたわけなんですけれども、その辺のところの考え方だけ、ちょっと教えといていただけたらと思います。

○辻委員長 乾環境対策課長。

○乾環境対策課長 平成18年度の最終の末の保管台数が22台ということでございまして、それからその22台に、平成19年度中の総台数34台を足していただいて、それから引き取り件数5台ありましたので、それを引いていただいて、さらに19年度で29台の処分をしておりますので、その数字を引いた数字、残りが最終22台ということになりますので、あとたまたま18年度と19年度と同じ数字になったということでございます。この22台につきましては、当然、経過期間、通常は60日を経過いたしますと、告示の期間ですね、移送して告示をいたしますので、60日を経過して利用者の方が引き取りに来られない場合については、処分するという形になっているわけですが、当然乗れない自転車、タイヤがパンクしているとか、ハンドルが取れているとか、ブレーキがないとかいうことで、当然そういう自転車については、60日を経過いたしますと処分するわけですが、当然処分前には、もう一度警察に、盗難届等の照会もする中で処分するということになるわけですが、当然、60日を経過してまだ乗れる自転車というのがございますので、それについては6カ月経過時点で、町に所有権が移りますので、その時点で町でエコ自転車等に活用させていただいているということでございます。

以上でございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。ちょっと私、思い違いしてたんだなというふうに今、思いながら。利用させていただけるものにつきましては、やはり利用していけたらいいなあと

いうふうに思います。

それとすいません、もう1点だけ。報告書の107ページで、青少年悩み事相談の実施というのをやっていただいているんですが、この相談員さんですね。以前、非常に長いことやっていただいていた前教員の、元教員だった方がいらっしゃるんですけども、19年度については、もうその先生でなくなっていたのかなと思うんですが、この相談員さんについては、どういう方をお願いをされているのか、そして今現在はこの19年度、そしてさらには今年度ですね、どういう方をお願いしておられるのか、確認をさせていただけたらと思います。

○辻委員長 栗本教育長。

○栗本教育長 18年度までは藤田先生をお願いしてまいりました。19年度は臨床心理士の方に来ていただいたんです。失礼しました。18年度中、臨床心理士の方、そして19年の途中でその方がおやめになりまして、あとは高校の先生で生徒指導とか、そういう相談をされてた、勉強をされてた方がありまして、その方が19年度の後半をしていただきました。そして20年度は斑鳩南中学校を退職されました昇江先生がおられまして、昇江先生が今、20年度の相談員として相談に当たっていただいています。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 今、お名前が出ましたのであれなんです、藤田先生というのは、もう本当に長い間かかわってきていただいて、斑鳩町の子どもさんの状況やそういう傾向であったり、そういうことをいろいろわかりながら、相談内容の傾向、また保護者の状況とか、いろんなことをわかりながら進めてきていただいていたように思っております。今、お聞きしますと、何かこの間、藤田先生の後、結構かわっておられるようなので、ちょっとここ、心配なんです。やっぱり安定的にいろいろこれ、繰り返し相談されるケースも結構多いですので、相談員については安定的にある程度、ちょっと一定期間、やっぱり最低限来ていただきまして、そしてやっぱり相談員が一定しておられるということで、安心して繰り返し相談ができるというような、そういう状況をやっぱりつくっていただきたいなと、こういうふうになんか短期間の間にいろいろ人がかわられるというのは、ちょっと問題かなというふうに思いますので、ちょっとその辺はご努力をお願いしたいなというふうに思います。

以上で。

○辻委員長 答弁よろしいですね。

○里川委員 はい、もうそれは要望としておきます。

○辻委員長 ほかに。

西谷委員。

○西谷委員 この資料の部分で、訴訟の関係で言うとしたら多分総務のこのところかなと思うので、聞いておきたいと思うんですが、訴訟一覧表を見せてもらいますと、弁護士費用に相当バラつきというか、あるんですが、この弁護士費用、この100万を超えてる部分について、これは要は町としては棄却とか、却下なったから、成功報酬も入れてこういう数字になってるのかどうかということをお聞きしたいのと、それとこの2ページ目の費用負担なしというのがようわからん。これは顧問弁護士が赤でしたということなんですかね。ちょっとその辺のところ、ちょっと教えてください。

○辻委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 初めの弁護士、1ページの弁護士費用につきましては、1から6ございます。6件の分につきましては、まだこれは着手金のみでございます。6番目の訴訟事件については、着手金のみでございます。1から5につきましては、着手金、成功報酬が含んでの額となっておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

それと、2ページの訴訟一覧で、費用負担なしというのは、町の負担がなかったということでご理解のほどお願いいたします。

西谷委員がおっしゃいました顧問弁護士、2番目の事件でございますが、これにつきましては、被告が町の顧問弁護士であるということから、着手金も弁護士料は発生しなかったということで、ご理解のほどお願いいたします。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 北海道の視察についても、一切そういうのは要らへんかったということなんですか。

○辻委員長 池田総務部長。

○池田総務部長 これは提訴が平成元年です。このときの地方自治法、また住民訴訟の関係につきまして、住民訴訟につきましては、当事者が支払うこととなっておりますので、いわゆる訴えられた者がその弁護士費用をも個人のお金で払うということ、法律がそうなっておりますので、このときは代理請求もなかったです。その後、代理請求が起きてきました。途中から代理請求がきまして、勝った場合については町が払いますよとなっております。今現在は、もっと住民訴訟しやすくなって、すべて行政が払いますよ

となっておりますので、ですからこういう表示させてもらっております。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 この訴訟一覧の北海道視察の関係等については、私は100万円着し金を川崎弁護士に払っております。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 それで実際に、それでわかったんですが、例えば、そしたら着し金と成功報酬が入ってのこの1から5までの分ということなんですが、今の説明を聞いてますと、和解と棄却、あるいは却下というのはわかるんですが、2番目のこの取り下げというのがありますね。これも一応これ、成功報酬ということなんですか。

○辻委員長 吉田総務課参事。

○吉田総務課参事 一応、この場合は着し金が72万1,000円でございます。本来、大体成功報酬は、大体その着し金の倍ぐらいになりますけれども、一応、取り下げということで裁判が行われて、向こうが取り下げられたということで、成功報酬は40万円ということになっております。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 これちょっと、聞いてどうも腑に落ちないんですが、着し金72万、若干高いかなと思うんですが、このときにはたしかあれですよ、取り下げ、それで地元の、当然地元の議員もおられましたので、この件について、地元で住民は負けたんやけど、町はその弁護士費用を払ったんやという話になって、それが実際に私もかかわったんやけど、一切その原告の松本さんにしろ辻さんにしろ、弁護士費用を払っておられないんですよ。通常考えたら、何ぼそれは気のいい弁護士さんでも、費用を、かかった費用ぐらいは当然それは払われる、払わないかんもんやと思うんですが、それを払わんでよかった、あるいは構へんと言われた部分については、これは町がその分を払ったということに、それはそういうことはないんですかね。

○辻委員長 芳村副町長。

○芳村副町長 この場合につきましては、原告は弁護士料金を支払ってないと、これは取り下げた関係から、この弁護士さんが判断されて、その費用は結構ですということをやわれたんじゃないかなと、そう推定しますので、服部の方でどういうことの話されてるか、されてきたかということは、我々一切関知しないし、また聞き及んでもおりません。ただ、町として、一応、提訴された限りは、代理人として立てやならんということから、

町としても顧問弁護士をこの代理として立てたと、こういうことですので、そのことによってこの費用が70万1,000円の着手金とその後の残りの成功報酬を支払ったと、こういうことで、御理解願えたらどうかなと思います。

○辻委員長 西谷委員。

○西谷委員 今のどう見ても、取り下げしようと少なくとも、弁護士さんも仕事でされてるわけで、報酬というのは当然、私は要と思いますし、その中で、私が実際にその最終の取り下げの段階で言われた、裁判官がですよ、原告側の辻さんに対して、辻さんの訴えはよくわかりましたよ、あなたはもう、あなたの言いはることは、これで補助金も出ないから、もう取り下げてもいいですねということを、わざわざ傍聴席に行っていた方に言われた。それに対して、川崎弁護士は、いやちょっと、それでいいですねって言われたときに、川崎弁護士は、いや、議会と相談せなあかんということを言われて、裁判官が、そんなことはないでしょうみたいな形で、取り下げということをされたという話を聞いてるんで、そういう話を聞くと、どうも今、助役が言うてはる72万1,000円の着手金で40万円の報酬という形で、成功報酬ということでは、どうも話が合わない。それでこの辺の部分相当何かゆがんでとられてるのと違うかなということ、今、改めて私は思いました。実際に町自身が、実際、それは平成7年の話ですから、今さら蒸し返すつもりはないんですが、ただやっぱり、この町の方の説明というのは、やっぱりどう考えても理解ができへんということ、ちょっと思ってます。

○辻委員長 小城町長。

○小城町長 私は今西谷委員おっしゃるように、それは辻さんも松本さんも払ってないとおっしゃるけども、それはだれかその弁護士入れた関係の方とどういう話をされたのか、それは知りませんが、こういう関係としては、やっぱりそれは着手するということは、もう必ず金は払わないけません。だから、議会の関係の北海道の視察も、議会の議決を打って行っておられて、最終的には判子は、執行は私がしますから、小城利重に対して、結局裁判打たれたんです。そのときに私は100万円払って、もう亡くなった宮崎議員がそのときに、町長にやっぱり100万円の費用を払えよと、やっぱりみんなが行った責任があんのやと、議会の議決を打ってるのに、もうそのまま何もあんな方知らんと、この裁判を勝手にやってるなということじゃないと、そういうことだけはやっぱりご理解をいただかなかつたら、それはやっぱり今、西谷委員も払ってないから、辻さんもあるいは松本さんも払ってない。それは本人は払ってないかもわかりませんけれ

ども、だれかがどこかで、私はその当時の弁護士がだれであったのか知りませんが、何かそういう関係では、弁護士の関係は私はあると思います。だから、払った、払わへん、やっぱり着手される限りは必ず着手金が要るんですから、それはただではいかない。だから、そういうことをもっと研究せんと、ただ話だけを聞いて、そしてここで言うていただくというのは、私はやっぱりうちとしてはもう明らかに、服部の公民館の問題については、訴訟されたものですから、うちは川崎弁護士をお願いして、そして着手金と、そしてさっき言うたとおり下げられたけれども、結局、当初から議会の中でも申し上げてるように、何も私の方は、一切手続がされてないから、補助金は出しませんよと言うて、何遍も、西谷委員さんもおられたときに、隣の山本直子さんも、そんなもん、西谷さん何も裁判する必要ありませんやと、何遍もおっしゃった経緯もございませし、そのときも当時、宇治議長が、私は服部の自治会館の問題で解決できなかったからということで、最終、あいさつもされとったこともございますけれども、やはりそういう経過は私はやっぱりあると思うんです。

だから、何も払うてないからどうと言うよりも、やっぱり着手する限りは、必ず着手金は必要であると思います。

○辻委員長 西谷委員。できましたら、この平成7年の事件で、今、19年決算の中で、そのへん慎重にお願いしたいと思うので、よろしくお願いします。

○西谷委員 見解が違いますから。これは、これ以上言うてもしやあないと思います。ただ、そういうことがあったということだけは、一応みんなに知っていただきたいなということで、これで終わらせていただきたいと思います。

○辻委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○辻委員長 それでは、総務費について審査を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

(午後 2時57分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

○辻委員長 それでは、再開いたします。

次に、第3款、民生費について、説明を求めます。

西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、第3款、民生費の概要につきまして、説明をさせていた

できます。座らせていただきまして、ご説明をさせていただきます。

主な施策の成果報告書、ごらんいただきたいと思います。

第3款、民生費につきましては、125ページから161ページにかけてでございますが、民生費全体の決算額は、予算現額33億1,515万6,000円に対しまして、決算額は26億3,322万5,887円で、執行率は79.4%であります。

それでは、125ページの第1項、社会福祉費、第1目、社会福祉総務費であります。予算現額1億9,504万1,000円に対しまして、決算額は1億7,568万7,214円で、90.0%の執行率であります。

職員の人件費及び国民健康保険特別会計への繰出金並びに社会福祉協議会等への補助金が主なものであります。

まず、地域ぐるみの福祉活動の推進としまして、民生児童委員活動の支援では、民生児童委員44人、主任児童委員3人に対しまして、活動費の助成を行いました。

次に、126ページ、福祉のまちづくりの推進としまして、社会福祉協議会との連携では、地域の福祉向上の推進役として活動しており、また介護保険指定事業者でもあります社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動の育成、小地域福祉会の活動支援、相談援助など、地域ぐるみの福祉活動の推進を行いました。また、各種福祉団体への支援では、遺族会、母子寡婦福祉会、保護司会の各種福祉団体の助成をし、その活動を支援しました。

また、施設入所者への慰問では、斑鳩町より各施設に入所されています方々を慰問し、交流を行うため、知的障害者（児）施設へ13カ所、身体障害者福祉施設5カ所、児童福祉施設3カ所、老人福祉施設1カ所、救護施設に2カ所、国立病院1カ所の各施設を訪問して、144人の方々を慰問いたしました。

さらに、戦没者追悼式の開催では、戦没者のご遺族や関係者の方々に多数ご参列をいただき、中央公民館において追悼式を、5月29日に開催し、先の戦争でお亡くなりになられた方々に哀悼の意をささげました。

また、福祉基金の活用では、高齢者福祉や障害者福祉等の福祉活動促進のため、福祉基金の活用を図りました。平成19年度末での積立金は、3億2,431万125円となっており、この基金の運用益を福祉施策の充実を図り活用するために、平成19年度も高齢者優待乗車券交付事業に充当をいたしました。

次に、127ページ、国民健康保険の充実としまして、国民健康保険事業の支援であ

ります。

法令上定められた一般会計から国保特別会計への繰出金であり、決算額は5,566万1,933円でありました。職員給与費等、事務に要する経費、出産育児一時金、財政安定化支援事業等にかかります所要額を繰り出したしました。

また、防災・消防としまして、災害弱者把握実態調査の実施では、身体・知的・精神障害者手帳所持者等を対象に、災害に備えた実態調査を実施し、要援護者リストの作成を行っております。このリストにつきましては、災害担当課とも協議を行い、地元関係機関に提供することで、日ごろからの見守り、声かけに活用することで、災害時に備えてまいりたいと考えております。

次に、128ページ、第2目、国民年金事務取扱費であります。

予算現額1,242万円に対しまして、決算額は1,140万4,297円で、執行率は99.8%であります。

国民年金の充実として、国民年金事務のうち、法定受託事務を行いました。国民年金については、5,000万件に上る年金番号の未統合が明るみとなり、年金特別便による資格納付記録の確認作業が行われるなど、依然としてマイナスイメージを払拭できないでおります。そのような中、町では定められた受付業務のほか、被保険者や社会保険事務局等からの問い合わせに対し、町が保管しております被保険者台帳などによる資格納付記録の確認に協力をしているところであります。

なお、委託料につきましては、平成19年度に継続認定にかかる磁気媒体化の費用120万7,500円を支出したことにより、前年度より支出額が増加したものであります。

次に、129ページ、第3目、老人福祉費であります。予算現額2億7,834万円に対しまして、決算額は2億5,962万5,254円で、執行率は93.2%であります。

高齢者福祉の増進を図るため、高齢者の生きがいづくりや、健やかで活力ある地域づくりを推進し、在宅のひとり暮らしの高齢者だけの世帯に対しまして、生活支援サービスを提供することにより、高齢者が住みなれた地域で生活し、自分らしく生活できるように各事業に取り組みました。

まず、地域ぐるみの福祉活動の推進としまして、緊急通報装置等の設置では、ひとり暮らしの高齢者等が自宅で急病や災害等の緊急事態に陥ったとき、緊急連絡がいつでも

24時間確実に委託業者に届き、あらかじめ組織した近隣の協力員や消防署とも連携をしながら、迅速かつ適切な対応が図られ、安心して在宅生活を送っていただけるよう、緊急通報装置が必要な方に貸与し、その体制づくりに努めました。

次に、生きがいつくりであります。高齢者の社会参加を促進することにより、高齢者が健康で生き生きとした生活を送ってもらえるように、各事業に取り組みました。

まず、敬老式典の開催では、高齢者を敬愛し、長寿を祝うため、9月15日、いかるがホールで敬老式典を開催し、251人の方のご参加をいただきました。また、130ページ、老人クラブへの助成及び高齢者健康づくりの推進では、人生経験豊かな高齢者の知識と経験を生かし、生きがいつくりと健康づくりのための多様な社会活動をされている老人クラブの活動に対しまして、助成を行いました。

さらに、高齢者優待券の交付及び131ページ、高齢者優待利用券の交付では、高齢者の社会参加を促進するため、70歳以上の方を対象に交付を行いました。高齢者優待利用券の交付では、奈良交通のバスカードといきいきの里の入浴券から、利用者の選択により交付をしており、高齢者優待乗車券は、1,863人、高齢者優待入浴券は220人の方に交付をしました。

次に、介護保険サービスの推進としまして、老人福祉施設三室園組合との連携では、広域圏で設置しております一部事務組合の三室園の運営に要します費用の負担を行い、施設機能とサービスの充実に努めました。

また、ホームヘルプサービスの利用助成では、低所得の高齢者や障害者がホームヘルプサービスを利用した場合、その利用料の一部助成を行い、利用者の負担軽減を図り、介護保険サービスの円滑な利用を支援いたしました。

続きまして、132ページ、介護予防、生活支援の推進としまして、ひとり暮らし高齢者等の自立と生活の質の確保を図ることにより、要介護状態に陥らないように生活支援サービスを提供しました。

まず、老人福祉施設への入所では、身体上、精神上あるいは環境上の理由及び経済的理由等により、生計維持が困難な高齢者に対しまして、養護老人ホームへの入所措置を実施しました。

次に、軽度生活支援サービスの提供では、在宅のひとり暮らし高齢者等の生活を支援するため、シルバー人材センターの会員が、援助の必要な高齢者宅に訪問をして、日常生活の簡単な手伝いを行いました。

また、133ページに移りまして、訪問理美容サービスの提供では、理容院に行くことが困難な方に対しまして、理容師が自宅に訪問しての提供を実施いたしました。

また、愛の訪問サービスの提供では、自宅に乳酸飲料の配達を行うことにより、高齢者の安否確認を行いながら、健康増進に努めました。

さらに、介護保険の要介護4または5の認定を受けた高齢者を在宅において介護されておられます家族の方で、過去1年間、介護保険サービスを利用されなかった場合に、在宅ねたきり老人介護手当の支給を行い、在宅介護の支援を行いました。

次に、134ページの老人保健の充実であります。

老人保健への支援につきましては、一般会計から老人保健特別会計への繰出金で、決算額は1億6,645万2,827円であります。老人保健の医療等にかかります経費は、高齢により診療報酬支払基金、国、都道府県、市町村ではそれぞれの規定の割合に応じて負担することとなっており、その町の負担分として繰り出したものであります。

後期高齢者医療制度への対応では、平成20年4月施行の後期高齢者医療制度の導入に当たり、町が行う事務にかかる電算の整備、被保険者証の交付とその諸準備に努めました。また、奈良県後期高齢者医療広域連合との連携では、この制度の運営主体であります広域連合への事務負担金を支出したものであります。

次に、135ページ、第4目、老人憩の家運営費であります。予算現額1,809万8,000円に対しまして、決算額は1,766万3,205円で、97.5%の執行率となっております。老人憩の家の運営では、本年度は東、西の両老人憩の家とも、295日の開館を行い、東、西の老人憩の家を合わせて3万6,979人の方々にご利用をいただきました。老人憩の家では、入浴とともにカラオケや囲碁、将棋を楽しんでいただいたり、老人クラブの集会等にも利用されますとともに、月1回の高齢者健康体操を開催し、高齢者の生きがいの場の提供や、健康づくりの促進に努めました。

続きまして、136ページ、第5目、新生活振興費であります。

予算現額8万6,000円に対しまして、決算額は8万6,000円で、100%の執行率となっております。消費者意識の向上の生活学校の活動支援としまして、生活学校の活動に支援を行い、地域の課題や環境問題等を学びながら、住みよい地域づくりの推進に努めていただいております。

次に、137ページ、第6目、医療対策費であります。

予算現額1億2,086万6,000円に対しまして、決算額は1億1,338万3,

690円で、執行率は93.8%であります。

福祉医療の充実としまして、137ページの老人医療費の助成、138ページの乳幼児医療費の助成、心身障害者医療費の助成、139ページの母子医療費の助成、重度心身障害老人等医療費の助成、精神障害者医療費の助成をそれぞれ行いました。乳幼児、母子家庭、高齢者、障害者のうち、対象となる方々に対し、医療費の自己負担分を助成し、扶助費で1億852万2,301円を支出したものであります。この事業は、原則として県の補助を受けて実施しておりますが、本町では対象者の拡大や全額助成など、町単独で県補助対象の枠を超えた助成を行っております。平成19年8月から、乳幼児医療費の助成について、奈良県の補助の対象が拡大され、小学校就学前のすべての通院と入院について助成されることとなりました。このことにより、それまで町が単独で実施してきた部分について、県の補助が受けられることとなったものの、町として助成の対象としていなかった部分にまで拡大されたことで、扶助費による助成額が増加いたしました。

また、137ページ、支出状況のその他であります。前年度に比べ約188万円減少しておりますが、これは福祉医療費資金貸付制度の利用が減少したことによる貸付金の支出の減少が主な理由であります。

次に、140ページ、第7目、人権対策費であります。予算現額111万円に對しまして、決算額は93万7,465円で、84.4%の執行率であります。

人権教育の推進としまして、人権問題職員研修の実施では、職員の人権意識の高揚を図るため、各種の研修に参加いたしました。また、啓発活動の促進としまして、人権問題の啓発では、差別をなくす強調月間や人権週間におきまして、のぼり旗、懸垂幕の掲出、街頭啓発を実施したほか、差別をなくす町民集会、人権講演会の開催を行い、啓発活動の推進を図りました。

また、インターネット人権相談の実施では、人権相談に対して迅速に関係機関との連携による解決を図るため、インターネットによる相談体制を整えました。

今後も、すべての人が生まれてきてよかった、生きることはこんなにも素晴らしいと実感できる社会の実現を目指し、引き続き人権侵害を許さない社会的雰囲気をつくり、あらゆる差別の撤廃に向けたなお一層の啓発活動の推進をしてまいりたいと考えております。

次に、141ページ、第8目、国民健康保険医療助成費であります。

予算現額1億720万1,000円に対しまして、決算額は1億719万9,076円で、執行率は99.9%であります。

国民健康保険の充実では、国民健康保険基盤の安定化として、主に低所得者の国民健康保険税の軽減部分を補てんするため、法令の定めにより、国民健康保険事業特別会計に繰り出しをしました。町の実際の負担は4分の1であります。

次に、142ページ、第9目、あゆみの家管理運営費であります。予算現額112万2,000円に対しまして、決算額は107万9,899円で、96.2%の執行率となっています。

あゆみの家の維持管理に伴います経費が主なものであります。あゆみの家は、療育教室や福祉作業所の活動の場として、児童の育成、発達の促進や障害者の福祉の向上を図るため、活用をさせていただいており、その環境を整える必要があることから、あゆみの家の施設維持及び管理に努めました。

次に、143ページ、第10目、福社会館管理運営費であります。予算現額238万7,000円に対しまして、決算額は228万1,461円で、95.5%の執行率であります。

福社会館の維持管理に伴います必要経費が主なものであります。この福社会館は、斑鳩町社会福祉協議会へ無償で貸与しており、福祉活動の拠点として、また福祉団体、ボランティアグループ等の活動の場として、民間に延べ343団体、4,808人の方のご利用があり、その環境を整える必要があることから、福社会館の施設維持及び管理に努めました。

次に、144ページ、第11目、障害福祉費であります。予算現額2億4,045万3,000円に対しまして、決算額は2億1,984万1,280円で、執行率は91.2%であります。

障害福祉につきましては、平成18年度に定めた障害者福祉計画により、リハビリテーションとノーマライゼーションの二つの理念を基本として、障害を持つ人も、障害を持たない人も平等に社会参加できるように、また障害を持った人は、家庭や地域社会の中で安心して暮らせるように、その施策の充実に向けて努めています。

まず、社会参加の促進、支援としまして、障害者福祉計画推進協議会の開催では、障害者福祉計画に基づく障害を持つ人が安心して地域生活を送るための支援と、その実現に向けた各施策を確実に推進していくため、障害者福祉計画推進協議会において、計画

の進捗管理を行いました。

次に、各種障害者福祉団体への活動支援では、障害者の社会参加を促進し、その活動を支援するため、障害者福祉協会など、福祉団体に対して助成を行いました。また、福祉作業所の運営支援では、一般就労が困難な障害者が、就労能力及び生活能力の向上を図るため、当町にある斑鳩町福祉作業所と天理にありますあおぞら福祉作業所の2施設の運営に対して助成を行いました。当町からは斑鳩町の福祉作業所には10人の方が、あおぞら福祉作業所には1人の方が通所されております。なお、これまで福祉作業所として活動されていた虹の家につきましては、平成19年度から地域活動支援センターに移行され、引き続き活動をされております。

また、145ページ、重度身体障害者の移動支援では、常時車いすを利用され、外出機会の少ない重度の障害者のために、リフト付乗用車による移動支援を行いました。また、手話奉仕員の養成では、手話奉仕員の養成を行いました。

146ページ、手話通訳者の設置・派遣では、コミュニケーション支援事業として、聴覚障害や言語機能障害の方のために、役場庁舎内に手話通訳者1名を配置し、窓口業務の対応のほか、障害者等の要請に応じ、学校、病院等や、町主催の講演会等における手話通訳者の派遣などの障害に応じた支援を行いました。

また、心身障害者（児）ふれあいの集いには、心身障害者（児）及びその家族を対象に例年実施をしており、昨年は7月末に愛知県西浦温泉方面へ行きました。

また、147ページ、身体障害者ふれあいの集いにつきましては、8月末に曾爾村の温泉で実施をいたしました。参加いただいた障害者の方々には、楽しい思い出になり、また保護者の方には日ごろの疲れをいやしていただける機会になったのではないのかと考えております。

さらに、車いす昇降用リフト付マイクロバスの運行では、町公共施設の利用や社会参加の促進を図るため、障害者や高齢者等の方々で主に構成されます団体の交通手段として、バスの運行を行いました。

続きまして、自立支援策の充実であります。障害を持つ人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害の種別にかかわらずサービスが利用できるように、障害者自立支援法が施行されております。

自立支援法に基づくサービス利用状況であります。まず身体障害者（児）の生活を支援するために、日常生活を容易にするために、補装具の交付、修理や148ページの

日常生活用具の給付を行いました。

次に、重度心身障害者の生活の安定を図るために重度心身障害者等福祉年金の支給を、緊急通報装置の設置のため福祉電話基本料金の助成を、社会参加の促進を図るため福祉タクシー利用料金の助成事業を、引き続きそれぞれ実施いたしました。

また、149ページであります。障害の程度を軽減したり、除去したり、または障害の進行を防ぐため、更生医療費の支給や更生訓練費の支給をいたしました。

また、150ページ、自立支援認定審査会の運営では、障害程度区分の認定事務を、王寺周辺広域休日応急診療施設組合に委託し、西和7町合同で実施をしております。

また、障害者相談の支援では、西和7町で生活支援センター「ななつぼし」に委託し、身体・知的・精神障害の相談に対応できる相談員を配置したところ、延べ76人の障害者や介護者から、1,245件の相談がありました。

また、151ページ、障害者の移動支援では、屋外での移動が困難な障害を持たれる方に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のため、外出の移動を支援いたしました。さらに、日中一時支援サービスの提供、152ページの地域活動支援センターの機能強化では、日中の活動の場や創作活動等の機会の提供を行い、社会との交流の促進等の支援を行いました。

151ページに戻っていただきまして、障害者介護給付、訓練等給付費の支給では、自宅介護利用者数は31人で、延べ3,767時間、重度訪問介護では3人で、延べ407時間、行動援護では2人で185時間、短期入所では8人で延べ575日、療養介護では2人で延べ407日、生活介護では10人で1,436日、施設入所者で39人、自立訓練で1人、ケアホームでは4人、グループホームで1人の利用がありました。また、就労移行支援では3人で延べ562日、就労継続支援では16人で延べ2,365日の利用があり、みずからサービスの調整が困難な利用者に対し、サービス利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整により、サービス利用を支援するサービス利用計画の作成は、1人の利用がありました。

続きまして、152ページ、療育・保育・教育の充実としまして、療育教室の開催では、心身の発達などについて心配のある幼児に対しまして、遊びを通じた集団活動等により、身体の発達や知的活動、情緒の安定、社会生活などの調和的発達に努めており、利用者は15人でありました。

次に、153ページ、第12目、ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費

であります。予算現額3,215万円に対しまして、決算額は3,126万6,598円で、97.2%の執行率であります。

職員の人件費及び施設の維持管理に伴います経費が主なものであります。社会参加の促進支援としまして、ふれあい交流センターいきいきの里の充実であります。当該施設は、多世代間の交流の場として開館以来多くの方々にご利用いただいているところであります。本年度は4万876人の方の利用があり、前年度と比較しますと1,350人の増となっております。

施設別の利用状況であります。入浴者数は3万7,360人、娯楽室は2,003人、小広間は1,288人でありました。前年度と比較しますと、娯楽室、小広間は前年度よりわずかに利用者が減少しておりますが、浴場の利用者につきましては1,389人の増となっております。増加した理由としましては、平成17年度に実施した利用料金の改正により、町内の利用料金の値下げと同時に、町外の利用料金の値上げを行うことで、町内の方の利用をしやすくしたこと、及び70歳以上の方に、希望により交付するいきいきの里入浴券、また敬老記念品として配布するいきいきの里入浴券では、本人だけでなく家族の方もご利用していただけるようにするなど、町内の方の利用促進を図ってきたことによるものと考えております。

次に、154ページ、第13目、介護保険事業繰出費であります。予算現額2億2,748万1,000円に対しまして、決算額は2億1,629万9,892円で、執行率は95.0%となっております。

介護保険の充実としまして、介護保険への支援では、介護保険事業特別会計にかかわります介護給付費、職員給与費、事務費、地域支援事業に要する所要額を当科目より繰り出しを行い、介護保険事業の円滑な推進に努めたところであります。

次に、155ページ、第14目、(仮称)総合福祉会館建設事業費であります。予算現額15億3,500万円に対しまして、決算額は9億3,608万65円で、60.9%の執行率であります。(仮称)総合福祉会館につきましては、正式名称が斑鳩町総合保健福祉会館としまして、本年9月1日にオープンをいたしましたけれども、建設につきましては、昨年の6月に着工し、本年の5月末に竣工いたしました。工期が19年度と20年度の2カ年にわたりましたことから、平成19年度につきましては3月末で70%の施工を終えており、年度末の出来高精算としましてその支払いをしたところであり、残額につきましては、平成20年度に繰越明許をいたしております。

続きまして、156ページ、第2項、児童福祉費であります。予算現額5億4,439万9,000円に対しまして、決算額は5億4,039万491円で、執行率は99.2%であります。

まず、第1目、児童福祉総務費であります。予算現額1,916万5,000円に対しまして、決算額は1,902万7,831円で、執行率は99.2%であります。職員の人件費が主なものであります。子育て支援の充実としまして、次世代育成支援地域協議会の開催では、子育てを行う人が安心して子育てできるようにする支援と、その実現に向けた各種施策を確実に推進していくため、次世代育成支援地域協議会において計画の推進と進捗管理を行いました。

次に、遺児福祉年金の支給では、母子・父子福祉の推進ということで、遺児福祉年金を両親のいない家に、1人当たり年額3万6,000円、片親のいない遺児に1人当たり年額1万8,000円の給付をそれぞれ行い、遺児の自立支援を行いました。その対象世帯数は26世帯、対象児童は39名であります。また、父子家庭の激励では、児童の健全な育成のために、父子家庭の児童に小学校入学時にお祝いの品物を贈りました。

また、157ページ、保護者が病気等のため、子どもの養育が困難なときに、一時的に児童福祉施設で子どもを保護するショートステイサービスの提供を行い、2名の利用がありました。

次に、地域ぐるみでの子育ての支援の充実としまして、子育てサポーターの支援及びつどいの広場の実施では、少子化、核家族化の進行に伴う家族形態の変化や都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化から、子育て中の親が子育てについての相談者や協力者が身近にいないなど、家庭や地域における子育て支援機能が低下しております。このような中で、乳幼児と親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図れることができ、さらに町が養成した子育てサポーターによる育児相談などを行う斑鳩町つどいの広場事業を、平成18年6月より月・水・金の週3回、午前10時から午後4時までの間で、斑鳩幼稚園の空き教室を利用して実施しております。その利用は、3月末までに延べ2,575人、1日平均18人の親子の利用者があり、来られた親の子育てに対する負担感の軽減を図り、安心して子育て、子育てができる環境の整備が図れると考えております。

次に、158ページの第2目、児童手当費であります。予算現額1億8,819万8,000円に対しまして、決算額は1億8,672万7,203円で、99.2%の

執行率であります。児童手当の給付に要した経費が主なものであります。

急速な少子化の進行を踏まえた総合的な次世代育成支援対策を推進するため、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図り、子育て家庭への支援を行うことから、小学校終了までの子どもを養育している人に児童手当の給付を行いました。

さらに、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図るために、平成19年4月から、3歳未満の乳幼児を養育している人に対する児童手当の額が、第1子及び第2子については5,000円から一律1万円に増額されました。受給者数としましては、3歳未満の児童では564人、3歳以上小学校終了前までの児童では1,292人に児童手当を支給しました。

次に、159ページ、第3目、保育園費であります。予算現額7億1,836万1,000円に対しまして、決算額は3億1,630万400円で、99.3%の執行率であります。保育士、給食調理員の人件費と、施設の維持管理に伴います経費が主なものであります。

子育て支援策の充実としまして、保育体制の充実では、たつた、あわの両保育園に276人の園児を受け入れ、通常保育以外に特別保育事業といたしまして、未満児保育、長時間保育、延長保育等を引き続き実施するとともに、保護者の多様なニーズや緊急時等の対応といたしまして、あわ保育園で一時保育事業を実施し、常に園児の安全と衛生面に十分な注意を払いながら、子育てと仕事の両立を支援し、子どもを安心して生み育てられる環境づくりを進めるため、保育所運営に取り組んでいるところであります。

まず、午後6時30分まで保育を行います長時間保育では、たつた保育園で115人、あわ保育園で121人の園児の利用があり、午後8時まで保育をいたします延長保育では、たつた保育園で延べ391人、実人数は8人です。あわ保育園で延べ1,352人、実人数は21人の利用がありました。

また、保護者の傷病により家庭での保育が困難な場合に、あわ保育園で実施しております一時保育事業では、延べ87人、延べ日数で843日の利用がありました。

さらに160ページ、広域入所の充実では、保護者の勤務の都合等による多様な保育ニーズに対応しますため、本町以外の市町村において相互に入所を行います広域入所を実施し、12市町村へ79人の保育委託を行いました。これに要しました経費としまして、4,943万3,790円を支出しております。逆に、8市町村から18人の児童を受託いたしました。

また、161ページ、地域ぐるみの子育て支援の充実としまして、保育園地域活動の実施では、保育園において電話での子育て相談を初め、家庭支援講座の開催や、移動動物園、ふれあい人形劇、園庭開放を行うなど、世代間や異なった年齢児の交流を図り、地域での子育て支援を推進しました。また、高齢者や地域の未就園児などとの交流も行い、より地域に根差し、地域に開かれた保育園を目指して、その運営に努めているところでもあります。

次に、162ページ、第4目、一日里親会費であります。予算現額45万2,000円に対しまして、決算額は43万1,548円、95.4%の執行率であります。毎年、両親または片親のいない小・中学生の子どもたちを、町長が親がわりとなって実施いたします一日里親会は、8月8日に神戸市の青少年科学館と花鳥園を見学し、当日参加した59人の子どもたちには、楽しい夏休みの思い出になったのではないかと考えております。

次に、163ページ、第5目、学童保育運営費であります。予算現額1,822万3,000円に対しまして、決算額は1,790万3,409円で、98.2%の執行率であります。指導員の人件費及び施設の維持管理に要します経費が主なものであります。

放課後児童対策の充実では、保護者が労働や疾病等の理由で、放課後帰宅しても保護を受けられない児童の健全育成を図ることを目的に、学童保育サービスを実施しています。近年の共働き家庭の一般化、就労形態の変化等に伴い、受け入れ児童数も年々増加している状況となっており、斑鳩学童保育室では107人、西学童保育室では42人、東学童保育室では70人の合計219人の児童を、放課後及び学校休業日に開設して児童の健全育成に努めてまいりました。

次に、164ページ、第3項、災害救助費、第1目、災害救助費であります。災害の発生がなく未執行となっております。

以上で、第3款、民生費にかかります説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○辻委員長 説明が終わりましたので、第3款、民生費について質疑をお受けいたします。

吉野委員。

○吉野委員 130ページ、老人クラブへの助成というところです。

まず、活動状況のところ、クラブ数が32、会員が2,011、18年が2,01

1、平成19年は2,012となっておりますが、これを例えば5年さかのぼった場合、この活動状況の人員、クラブ数はどんなふうな変化がありますでしょうか。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 5年さかのぼって、過去ですね。将来。

○辻委員長 吉野委員。

○吉野委員 いや、将来じゃなくて、過去のことです。きっちり5年じゃなくても、例えば6年でも7年でも結構です。以前の。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 失礼しました。今の手持ちの資料では、平成15年度の資料がございますので、ご紹介させていただきます。

クラブ数につきましては、以前はクラブ数42クラブございました。会員数は2,079名と、会員数については今とほとんど変わらない状況ですが、クラブ数は当時、小クラブということで、人数の少ないクラブ数も認めておったということで、クラブ数が今よりも10クラブほど多い、過去では多い状況でございました。それが今、32クラブで会員数が2,012人となっております。

○辻委員長 吉野委員。

○吉野委員 平成18年から平成19年、会員数は1名ふえておりますけれども、これは恐らく私じゃないかなと思うんですけれども。この間私が会員になりまして、いろいろ先輩からお話聞いてますと、年々先細りになっていくと、女性も減っていくと、こういうことで、私よりも10歳ほど上の方が大体会員でして、私より下の方とか、私の前後には入ろうかという人はいないわけなんですよ。私、このクラブへ入りまして、一番感じたのは、やっぱり先輩だなという、いろんな面で先輩だなと、いろいろと教えていただくことがある。そういう意味でも、一つの文化の伝承というんでしょうかね、文化、かたいものじゃなくて、人情の伝承というか、やっぱりいろいろ年上の人はいいいもんだなと思って、私、今、大変喜んでこの会員となっております。

このごろ、かなりの年をとった人でもこれ加入しなくなったというのは、自分は若いもんだと恐らく思ってるんじゃないかと思うんですよね。もうこれ1回入ってみたら、なかなかいいもんだなということがわかると思うんですよ。何が悪いかなと私、思いましたら、一つは、いろんな趣味がふえてきて、それぞれの活躍する場がふえたということはいいだろうと思うんですけれども、老人会の「老」という字が、これいけないんじ

やないかなと思いましたがね。名称の変更というか、こないだ、百年会館で、さる高名な、高齢なお医者さんの講演聞きましたら、老人クラブじゃなくて、新老人の会とか、何かしたらいいんじゃないかと、そういう話を聞きました。新婦人の会というのがあるから、それ会としたろかなと思ったりしたんですけどね。

いずれにしろ、もっと積極的に町としても会員数をふやす方向でいていただきたいと思うわけでありまして。何かそういう方策はありませんでしょうか。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 吉野委員がご検討いただきましたように、この高齢者の65歳以上の方、各地域によって老人クラブ、結成されておりまして、それぞれ加入されておられる方、おられない方、ございますが、お年寄りの生きがいということで実施して、福祉の効果につきましても、できる限りこういうクラブに参加していただいて、生きがいを持って、地域にお子さん、若い人に持っておられる知識等をまた教えていただきたいというふうに思っているところでございまして、できるだけ参加していただけるように、今後とも努力していきたいというふうに思います。

○辻委員長 吉野委員。

○吉野委員 何度も言って申しわけありませんけれども、いわゆるこのままいきますと、我々65歳以上の人たちの横のつながりは出てくるんですけども、年齢差というこの縦のつながりが途切れてしまうというのは非常にもったいないなど、私もつくづく思っております。そういう意味もありまして、ひとつまた、一生懸命、私も勧誘に入ってるんですけど、いやいやまだまだという人が多くて、そう聞くと何歳かといったら、私より四つ五つ上の人がそういうことを言うわけなんですよ。残念だなどと思います。

そして、もう一つ、すいません、よろしいですか。140ページに、上から2行目のところに、これ要望としてのことなんですけれども、人権問題の啓蒙・啓発、この啓蒙という字は、私もちょっと以前に人様から注意されたことがありまして、「蒙」というのは無知蒙昧の「蒙」であったりして、ちょっと語感が悪いんじゃないかと思うんですけども、これはこの用語でよろしいんでしょうかね。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 啓蒙・啓発という言葉で、使っております。

○辻委員長 吉野委員。

○吉野委員 どうでしょうかね。このごろ、この啓蒙という言葉は使われなくなってきた

ということで、どうでしょう。これはいいでしょうね。どうでしょうかね、皆さん。

○辻委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 来年からこの「啓蒙」という言葉を外させていただきまして、「啓発」に統一させていただきたい、かように思います。

○辻委員長 ほかに。

小林委員。

○小林委員 ちょっと教えていただきたいんですけども、129ページの緊急通報装置等の設置、これ、貸していただく条件ですね、もともとその場所に電話線があるというのが、電話を引いてはるのが条件かというのと、これと149ページの福祉電話基本料金の助成、ここにも緊急通報に必要な福祉電話の基本料金の助成というふうに書いてますので、これと先ほどの違いを教えていただきたいのと、福祉電話基本料金の助成に関しては、これ、19年度1人でするので、年間大体2万2,000円ぐらい、こういう金額がかかるということでもいいんでしょうか。ちょっとお願いします。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 129ページの緊急通報装置の設置でございます。これにつきましては、今、委員が申されましたように、電話線が家庭に引き込んであるという状態で、設置できるものでございまして、先ほど申されました148ページの福祉電話基本料金助成がございまして、これにつきましては、その家庭に電話料金等支払うことが困難なひとり暮らしの在宅心身障害者の方がおられて、緊急通報装置を設置するにも設置できないという家庭がございまして、その場合にこの福祉電話基本料金の助成というサービスを使いまして設置しているところでございまして、これは経過措置でございまして、以前1件ございまして、今現在使用されておるところでございまして、最近につきましては、1件もご利用がないという状況でございまして、各家庭に電話があって、引き込まれているという状況でございまして、この福祉電話の設置については、サービスについては、最近ではないというところでございまして。

○辻委員長 小林委員。

○小林委員 それと、146ページの手話通訳者の設置について、お聞きしたいんですけども、福祉課の窓口のところ、1名おられますけれども、町主催の講演会等に、福祉課が担当されるときは手話される方がおられるんですけども、福祉課が関係ない、人権とかいろいろそういう町主催の講演であっても、手話の方がおられませんので、そ

ういう、どういときはおられて、どういときはおられないということは、決まっているのか、ちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 町主催の講演会等では、手話が必要な場合には、福祉課の方にそういう講演会に手話をしてほしいという申込書がございますので、それをいただけますと、福祉課の方で派遣しております。過去、今、年間行事、ほとんど町の場合、福祉課でも把握しておりますので、その場合には担当課から要請がありまして、手話を派遣しているところがございます。

○辻委員長 小林委員。

○小林委員 はい、わかりました。福祉課が関係のないところは、要請があれば行っていただけるということですね。

あともう一つ、ちょっと確認なんですけれども、150ページの自立支援認定審査会の運営について、お聞きしたいんですけれども、この運営のときからまた障害者区分認定は別の業者がされるんですけれども、斑鳩町で18年度、19年度合計100件の審査があるんですけれども、この100件に斑鳩町については、この審査について不服申し立てはなかったということで、いいんでしょうか。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 認定審査会で審査いただきまして、それぞれ障害程度区分を決めていただいております。その結果についての不服審査は今のところ聞いておりません。ありません。聞いておらない状況です。

○辻委員長 ほかにございませんか。

里川委員。

○里川委員 報告書の127ページに、国民健康保険事業への支援ということで、出てるんですが、出産育児一時金の繰り出しという項目でも上げていただいているんですが、もちろん、出産一時金出るんですけど、以前になかなか生活が大変なご家庭などに、前もってその分を先に病院へ支払うときに貸付をしてあげて、本来なら後で申請して受け取るべきものなんですけれども、そのときにちょっと費用の方が大変だったら、先にお出しできるようなシステムにしてくださいということで、お願いして、そういうシステムにしていっていただいたと思うんですが、そういう利用状況ですね、その利用状況、どうなっているかというのが1点お尋ねしたいのと、もう一つ、医療にかかわることなんで、

134ページの報告書の後期高齢者医療制度への対応ということで、金額を上げていただいておりますが、この金額に対しての何て言うんですか、負担割合というのかな、広域連合での負担金とか、県からとか、何かどっかからの負担金とかあるのか、これはまるまる町の一般会計からの持ち出しになっているのか、ということ、ちょっととりあえずその2点、教えていただきたいと思います。

○辻委員長 植村国保医療課長。

○植村国保医療課長 出産育児一時金につきましては、平成19年度から先にその金額をお渡しするというのではなくて、病院とご本人さんとの了解のもとで、出産があったときに、本来ご本人さんに支出すべき育児一時金を、病院の方へ支給するというので、いわゆる現金給付ではなくて現物給付、現物払いするということです。去年は、出産育児一時金は26人あったんですけれども、このうち、その制度を利用された方の人数については、ちょっと今、資料を持ち合わせていないんですが、この制度を利用される方はふえてきております。确实、ご本人さん、窓口にご相談あった場合には、この方法も周知させていただいているところでございます。

2点目ですが、後期高齢者医療制度の対応ということで、金額まず2,015万5,550円支出させていただいております。内訳ですね、市町村事務のこの後期高齢者の導入に当たっての初期の市町村事務のシステムの導入ということで、1,631万7,000円でございます。そのうち、国庫負担は413万9,000円。1,631万7,000円のうち、国庫負担が413万9,000円、残りは町の持ち出しです。もう1点、保険料の激変緩和対策というのが去年の途中で打ち出されまして、それにかかります経費としましては315万円、これにつきましては、全額国庫負担で受け入れております。その1,631万7,000円と315万円の合計と、そこに表示させていただいている金額との差につきましては、いわゆる一般的な事務経費ということで、町の持ち出し分ということでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。その出産一時金の件につきましても、利用者ふえているようですが、さらにまた本当に今、若い世代の皆さん、なかなか大変な苦しい状況の中で、頑張っただけ子どもさん得ようと頑張っただけの方についての応援ができるように、さらにまたこういう制度をご存じない場合もありますので、窓口でもとおっしゃってましたけれども、こういう制度があるということもPRしていただけたらありがたいなど

いうふうに思います。

もう、さらに、ちょっと、ここに報告書の132ページに、ひとり暮らし老人等日常生活用具の給付で上げていただいているんです。以前に私、火災警報器の件で、ちょっと一般質問した経過もあるんですが、この年、ゼロ。18年度ゼロ、19年度ゼロいうてきてまして、利用状況悪いということは聞いてたんですが、ただし、この不用額調書見ますと、ここに5ページですか、ひとり暮らし老人等の日常生活用具の給付の利用実績がなかったため、これ予算の見積もり1万6,000円ですもんね。なんかもともともう町、やる気あるのかどうかもわからんような数字上がってるんですけど、これ、利用ないということできてますけど、この1万6,000円って、一体、電磁調理器、火災警報器、これ火災警報器1台でも5,000何ぼかする言うてましたでしょう。一般家庭やったら3件、大体およそ3台ぐらい設置するのが義務になってきてると思うんですけどね。この1万6,000円って予算立てはって、利用ゼロですけどね、なんか町はこれもう全然やる気、ほんまにあるのというような気がしてならないんですけども、これについてはどんな予算、見積もりしはったんか。電磁調理器やったらどんだけ、火災警報器やったらどれぐらいというその見積もりがあつての1万6,000円やったのか。そしてサービス利用者についてはゼロというのは、町としてどういうふうにご認識いただいているのか、これはお尋ねしておきたいなと思います。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 日常生活用具の給付でございますが、15年度では1件の利用がございまして、16年度3件、17年度ゼロ、18と19ゼロと、最近では過去3年、このサービスを利用された方がおられない状況でございました。そのことから、過去の実績等から予算組みしたわけでございますが、1万6,000円というのは火災報知器基準額がございまして、1万5,500円となっております。ですから、その1台設置された場合に1万6,000円という形で予算組みさせてもらっております。また、利用がゼロということで、委員の方からご指摘がございました。以前にもご指摘いただいたところでございますが、火災報知器、あと自動消火器の対象者につきましては、おおむね65歳以上の所得税非課税世帯に属する寝たきり老人、ひとり暮らし老人等となっているところでございます。要綱等ではそうっております。おおむね65歳以上で所得税非課税の世帯、また心身機能の低下に伴いまして、防火等の配慮が必要な寝たきりで、また認知症等の症状がある方ということになっております。この方につきましては、当然、

ご本人さんからそういう、本人さん自身からそういうサービスの利用を申し込まれるということはないと認識しております。ご近所の方とか、小地域福祉会でありますとか、そういう近所の見守られている方から、そういう申請等がくるということで認識しております、各民生委員さんでありますとか、そういう小地域福祉会にはそういう制度の周知を行っていったところでございますが、過去3年利用者がいないというふうでございます。そういうところでございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 今の説明を聞いてたら、そしたらここに、132ページに書いてある、じゃあ電磁調理器はどこへ行ったんという感じですよ。ここには書いてあるものの、予算のときには電磁調理器はもう飛ばしてるというふうな状況になってるんですけどね。

それで、電磁調理器というのは、大体幾らぐらい、本来見込んでおられるのか、この予算にも入ってへんような状態ですのでね。予算にも入ってへんけど、まあ一応あるわけですから、基準額、電磁調理器では幾らぐらいというふうに考えておられるのか。

それと、私も小地域福祉会で福祉員を長いことずっとさせてもらってますけど、あんまり小地域福祉会の中で、これ、こういう話も何て言うんですか、こういうことありますよとか、こんな話、これまでもなかなかしていただけてないような状況があると私は思っておりますので、できるだけ民生委員さんとか、小地域福祉会の中で、またこういうふうな日常的に話が出て、皆さんがこういう認識持っていただけるような取り組み方、さらには火災警報器、報知器ね、設置義務づけに向けての、またいろいろな町の今後の施策を期待したいとは思っておりますが、とりあえず電磁調理器の方の、あるとしたら基準額どうなってるのか、教えてほしいと思います。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 基準額がございます。電磁調理器につきましては4万1,000円となっております。先ほど言いました火災報知器が1万5,500円、自動消火器というのがございますが、2万1,700円となっております。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 電磁調理器の方が高いわけですが、4万1,000円もあつたら、これもしも申し込みしてきはつたら、一番最初に言うたように、また補正予算組まんなんのか、何しやんなんのか、わかりませんが、十分に、こういう問題についてはそれぞれの高齢者さんの状況など把握する中で、きちっとした予算編成、そしてまた利用につきまし

ても、せっかくの制度でしたら、やっぱり啓発をうまくやっていただくということ、お願いしたいと思います。

それと、報告書の140ページにございます人権問題職員研修の実施ということで、各種人権研修への職員参加が52名となっております。この件につきましては、以前より特定の団体が主催する研修会にかなりの人数の職員を派遣しているような状況があるということ指摘して、改善をずっと斑鳩町の方でもしてきていただいているというふうには考えております。いろいろなところが主催するものに、どんどん積極的に参加していただいて、いろんな研修をしていただくということが大事なかなと思ってるんですが、この52名の行かれました研修先ですね、一体何種類というんですか、幾つの研修先に行かれたのかということ、一つと、それとこの人権対策費にかかわりましては、これは確認なんですけれども、これまで斑鳩町が安堵町とかかわってやってまいりました小集落地区改良事業、残事業がある中での動向ですね。19年度なんかはどういうようなことがあったか、全く動いてなかったとか、全く何の相談もなかったのなら、そういうことで結構でございますので、ご回答をお願いしたいと思います。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 各種人権研修への職員参加、52名でございますが、研修先につきましては7種類ございます。ブロック別研修でありますとか、人権教育セミナーでありますとか、それぞれ2人、また町の町民集会にもそういう職員を派遣しておりますので、そういうのを入れまして全部で52名という形にさせてもらっております。

次に、小集落地区改良事業でございます。先ほど委員言われましたように、地域改善対策特別措置法が平成14年3月末で切れてから、安堵町の方でそういう動きというのが、現在のところ、ない状況でございます。昨年につきましても、そういうことで安堵町の方からも申し入れがなかったという状況でございます。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 わかりました。

それともう一つ、私、ずっとこだわってる問題なのでお尋ねをしたいと思いますが、報告書の152ページに、療育教室の開催というふうに書いていただいております。これにつきましては、19年度、この決算をさせていただくに当たっては、社協さんへの委託であったと思うんですが、そして平成20年度からは、町の直営という形でやっていただいている事業であるというふうに思ってるんですけれども、このサービス利用者

の数なんですけれども、後で出てきますけれども、私は1歳半検診や3歳児検診、そしてまたいろいろな機会をとらえて、子どもさんの発達に心配があれば、どんどん早い段階での対応をしていって、少しでも子どもさん大きく伸びていただきたいということを常々言ってきたんですけども、どうもこの利用者数15というのも、もう少しいていただいてもいいのかなというふうに思ってるんですが、ここのところ、療育教室に入っただけに当たって、町はどのようなご努力をしていただけているのかということ、それとまた、委託の変更について、どういうことから委託変更になったかということもあわせて、この際ですのでお聞きしておきたいと思います。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 療育教室の利用者の推移でございます。

委員おっしゃいますように、平成15年度から推移を申しますと、利用者が19人、15年度は19人でした。16年度は16人と少ないときもございます。また、17年、18年は17人ということで、19年度は15人という数字になっております。これにつきましては、それぞれ指導員でありますとか、また保健センターとも連携をとりまして、そういう発達に心配のある幼児に対しまして、療育に来ていただくという形での努力しているところでございますが、その利用の方が少ないという年に、19年度はなったということと考えております。ただ、療育に行きにくいというふうな状況で人数が減ってきているという状況ではないというふうに確認をしております。

また、療育教室が社会福祉協議会の委託事業から町の直接事業になったことですが、生き生きプラザ斑鳩がこの9月から開館いたしました。その中で、療育また子育てを含めまして、地域活動支援センターという形で、町としては子育て支援をしていくということで考えていたところでございまして、その療育教室につきましても、町の直接の事業として取り組んでいくという形で19年度からやったところでございます。

そういうことで、保健センターとの連携、保健センターが生き生きプラザにも入っておりますことから、保健センターともより連携をとりやすくなるということも考えておりますし、また地域子育て支援センターの中には、相談室も設けております。その相談に来られる方にも、中にもそういう心配な方もおられるということもございまして、素早く対応できるというふうに考えておりますところから、町の直営というふうにさせてもらったところです。

○辻委員長 里川委員。

○里川委員 ただいまの説明で、地域活動支援センターとして、総合的にやっていくんだということで、それはそれで結構です。直営でやっていただくのは、それにこしたことはないんです。ただ、社協さんの場合でしたら、ボランティアコーディネーターがいらっちゃって、ボランティアさんをうまくやっぱり、きちっと把握しながら動かしてきておられるというふうに、私は見ております。そういったところを、ちょっと町直営になりまして、ボランティアさんとの関係の中で、そういうボランティアコーディネーターなる方も、そんなそういう状況にもないかなと思いますので、当面はもたついたりとかあるかもわからないんですけど、やっぱりそういうノウハウも、そういうやってこられた方と十分意見交換したり、教えていただいたりしながら、やっぱりボランティアさんをどんどんうまく入っていただいて、やっていただけるというのは、もう本当に町にとって重要な、ましてやこの部門は重要なことですので、これからはちょっと頑張っただけの辺は町としても直営でやっていただくについても、一番気をつけてその活力生かしていただけるように、連絡などうまくとっていただけるようにしていっていただけたらと思います。

○辻委員長 ほかに。

西谷委員。

○西谷委員 147ページの車いすのリフト付マイクロバスの運行なんですが、これ、延べの人員は書いてへん、回数はどれぐらい年間利用されてるのかということと、それと153ページのふれあい交流センターいきいきの里の入浴の利用者はふえているにもかかわらず、その使用料収入が減っているというのは、これはどういうわけなんですか。

○辻委員長 西川福祉課長。

○西川福祉課長 まず、1点目のリフト付マイクロバスの運行の件数というか、回数でございまして。198件の回数がございました。利用された方が4,075人ということでございまして。

それと2点目のふれあい交流センターいきいきの里の利用者数はふえております。ただ、使用料収入が減っているのはなぜかということですが、17年度に料金改正を行いまして、町外の方を値上げし、町内の方を値下げいたしました。その関係で、町外の方の利用者がかなり減りました。町内の方の利用者がふえたところでございます。それと、敬老会の記念品として、1,000円のいきいきの里の入浴券を配布している

ところでございます。そういう利用券を使った利用者が多い、また70歳以上の方に配布しております優待入浴券、これにつきましても利用される方が多いという形で、利用者は多いんですが、収入が入ってこないという状況でございます。

○辻委員長 それでは、これをもって民生費の審査を終わります。

ここで、時間を延長させて、19時まで時間延長させていただきます。

それでは第4款、衛生費について説明を求めます。

○辻委員長 西本住民生活部長。

○西本住民生活部長 それでは、第4款、衛生費の概要につきまして、ご説明を申し上げます。座らせていただきまして、説明をさせていただきます。

主な施策の成果報告書をごらんいただきたいと思います。

第4款、衛生費につきましては、165ページから204ページにかけてでございます。

衛生費全体の決算額は、予算現額7億8,954万7,000円に対しまして、決算額は7億5,180万8,015円です。執行率は95.2%であります。

それでは、165ページの第1項、保健衛生費、第1目、保健衛生総務費であります。

予算現額1億2,750万8,000円に対しまして、決算額1億2,594万1,341円、執行率は98.8%であります。意識啓発と健康づくり活動の支援としまして、愛と輝き夢フェスタの開催であります。環境、健康、福祉について考え、理解を深めるために、実行委員会方式により開催をし、約1,500人の参加がありました。平成19年度は町制60周年を記念し、官学連携協定を結んだ奈良大学にご協力をいただき、「家庭における心の健康」と題して、講演会の開催をいたしました。

次に、166ページ、保健体制の充実では、日曜、祝日、年末年始の医療サービスの提供などを行うため、王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対して、所要の分担金等を支出いたしました。また、公害の未然防止の徹底といたしまして、西和衛生試験センターとの連携であります。環境基本法によりまして、環境基準が定められております大和川、竜田川、富雄川の水質検査、廃棄物処理施設のダイオキシン類や、ばいじん濃度等の測定を西和衛生試験センターと連携して定期的に行っているところであります。

河川の水質状況につきましては、大和川ではBODの年間平均値は7.84ミリグラム／リットルとなっており、前年度と比較をいたしまして、0.79ミリグラム／リットル低くなっております。また、竜田川におきましても、BODの年間平均値は6.9

3ミリグラム／リットルと、前年度より0.522ミリグラム／リットル低くなっております。しかしながら、富雄川につきましては、BODの年間平均値が8.51ミリグラム／リットルと前年度より3.56ミリグラム／リットル高くなっているというところであります。水質調査の結果につきましては、採取時の気象や水量、あるいは河川工事の実施状況によっても変動いたしますので、この数値だけを見て、雑排水の流入が増加し、水質が悪化したか否かは判断しがたい状況であります。いずれにいたしましても、三つの河川とも監督基準で定められております5ミリグラム／リットル以下で、以下をクリアーしていない状況でありますので、引き続きBODを初めといたします水質状況の推移を注意深く確認するとともに、水質浄化への啓発を充実させてまいりたいと考えております。

次に、167ページ、上水道の充実では、水道高料金対策への支援といたしまして、水道の安定的な経営を促進するため、企業債利子返還金の一部に対しまして、一般会計から支援したところであります。

次に、168ページの第2目、感染症予防費であります。予算現額3,381万4,000円に対しまして、決算額3,367万4,280円、執行率99.5%であります。予防体制の充実としまして、168ページから170ページまでに掲げております各種予防接種を実施いたしました。高齢者インフルエンザ、日本脳炎、二種混合、三種混合、麻疹・風疹混合、BCGの各予防接種は、委託医療機関における個別接種とし、延べ5,384人が接種されました。また、ポリオの予防接種は、保健センターでの集団接種とし、431人が接種されました。特に168ページの高齢者インフルエンザ予防接種につきましては、例年より2カ月ほど早い11月から、各地でインフルエンザが発生し、そのことが大きく報じられたこともあり、接種率は54.4%と増加しております。対象者も増加している中で、自己の健康管理の意識が高められていると考えております。

また、170ページの麻疹・風疹予防接種につきましては、平成18年度から接種回数が2回となったことから、第2期の対象者であります小学校就学前の年長児には、個人通知を行うとともに、幼稚園や保育園に啓発のポスターを掲示し、接種勧奨を行いました。また近年、高校、大学生の麻疹や百日ぜきなどの集団感染が報告されており、社会問題となっておりますが、これらの原因につきましては、乳幼児期に未接種であることや、ワクチンの効果が減却することから発生しております。そこで、保健センター

では、乳幼児期から予防接種の必要性を正しく理解していただき、早期に接種していただくよう啓発に努めました。また、未接種者に対しましては、個別に接種勧奨を行い、接種率の向上に努めました。

次に、171ページ、第3目、母子衛生費であります。予算現額606万4,000円に対しまして、決算額598万6,312円、執行率は98.7%であります。

まず、予防・相談体制の充実では、乳児、幼児及び妊婦に対する健康診査等、実施いたしました。特に172ページの1歳6カ月児及び3歳児健診におきましては、内科と歯科の健診を同時期にできるようになったことや、幼稚園や保育園等の関係機関と連携し、未受診者に対し受診勧奨を行ったことにより、受診率が1歳6カ月健診では3.0ポイント、3歳児健診では7.6ポイント上昇いたしました。健診時の相談や指導においては、成長発達等の身体面の不安だけでなく、言葉のおくれや落ちつきがない、興味に偏りがあるなど、保護者が子どもの発達に対して不安を抱いているケースがふえてきていますことから、発達検査やより専門的な相談ができる機会をふやすため、平成19年度から臨床心理士による相談回数を16回から24回にふやし、発達相談や指導の充実に努めました。

次に、174ページの保健体制の充実では、新生児訪問やパパママスクール、子育て教室などを行い、保護者が地域で安心して子育てができるように、保護者同士の交流のきっかけづくりや育児力を高めることができるように支援いたしました。

また、175ページの妊産婦相談・指導の実施では、平成19年度より妊娠届出時にマタニティキーホルダーを配布し、妊産婦自身が母親としての自覚を高め、また周囲の人々が妊産婦に対して愛護し、優しい、いい環境づくりができるよう、マタニティマークの周知啓発にも努めました。

次に、176ページの食育の推進では、子どもの食生活は母親の食に対する意識が大きく影響され、特に乳幼児期は生涯の食習慣の基礎となる大切な時期であることから、妊娠期のパパママスクールや、乳児期の離乳食教室、幼児期の子育て教室などで食の大切さを伝えました。さらに平成19年度は、幼稚園児に対して栄養バランスをテーマにした教室を開催し、食育の推進に向けた取り組みを行ったところであります。

続きまして、177ページ、第4目、老人保健事業費であります。予算現額5,701万4,000円に対しまして、決算額5,666万9,223円、執行率99.3%であります。

まず、意識の啓発と健康づくり活動の支援としまして、健康手帳の作成では、主として40歳以上の方を対象に健康手帳を交付し、検診の記録や自己の健康管理についての意識向上に努めました。

次に、予防相談体制の充実であります。基本健康診査を初め、各種がん検診等を実施するとともに、生活習慣病予防に取り組みました。

まず、基本健康診査の実施では、委託医療機関で2,961の方が受診されました。疾病構成割合では、依然として高脂血症が最も多く、50.8%を占めており、次に高血圧が41.0%となっております。これらの方に対しましては、保健師、栄養士などによる個別指導や、生活習慣改善のための教室への参加を勧めるなど、生活習慣改善に向けた支援をしております。

178ページから180ページまでの各種がん検診の実施では、集団検診と個別検診の両方で実施しており、延べ5,949の方が受診されました。各種がん検診において、がんと診断された人は大腸がんが5人、胃がん3人、乳がんが3人、子宮がん2人、前立腺がん4人、肺がんが2人となっております。がんは食生活の欧米化や加齢により、発症リスクが高まり、斑鳩町においても高齢化が進行する中、今後ますます増加していくと推測されます。そこで、がんも食生活などの生活習慣に大きく影響することから、がん予防にも視点を当てた生活習慣病予防の推進に努めるとともに、検診の受診勧奨をより一層強化していく必要があると考えております。

また、182ページの健康教育の実施においては、メタボリックシンドロームの予防に重点を置いて行いました。メタボリックシンドロームは食生活の乱れ、運動不足、喫煙習慣などの不健康な生活習慣の積み重ねで起こることから、平成19年度は運動習慣の定着を図るため、健康運動指導士から具体的な運動方法や実践に向けた指導を受けることで、運動習慣の定着の推進に努めたところであります。

次に、184ページの第5目、健康づくり推進事業費であります。予算現額40万6,000円に対しまして、決算額40万5,350円、執行率99.8%であります。

予防相談体制の充実では、生活習慣病の改善や予防のためには、食生活及び栄養改善の意識を向上させることが大切です。このことを多くの住民の方々に周知するために、各種教室やイベント参加など、保健センターと協働した保健事業を行っていただいている食生活改善推進委員協議会及び栄養士会への活動を支援いたしました。

続きまして、185ページ、第6目、狂犬病予防費であります。予算現額50万6,

000円に対しまして、決算額38万9,714円、執行率は77.0%であります。

狂犬病予防法に基づきます畜犬登録事務、畜犬登録業務及び狂犬病予防注射済票交付業務等を実施したところであります。狂犬病予防免疫の実施といたしまして、狂犬病予防注射済票交付業務では、奈良県獣医師会と連携して実施しております狂犬病予防集合注射において交付した651頭に直接動物病院で接種されました542頭を合わせまして、前年度より21頭多い1,193頭に対しまして、狂犬病予防注射済票を交付しております、狂犬病予防注射接種率は前年度から1.6%増の72%となっております。

畜犬登録業務では、新規に90頭の登録申請があり、死亡、転出、転入による増減を差し引きいたしまして、平成19年度末現在で前年度末から8頭少ない1,657頭の畜犬が登録をされているところであります。なお、散歩時の犬のふんの処理などの犬の飼い方マナーにつきましては、集合注射会場での啓発活動のほか、環境保全推進委員によります巡視、定期的に実施しております環境パトロール時の広報等によりまして、好評の傾向にあると判断をいたしておりますが、依然、撲滅には至っておりませんので、引き続きマナー向上への啓発を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、186ページ、第7目、火葬場費であります。予算現額1,966万3,000円に対しまして、決算額1,898万140円、執行率96.5%であります。

火葬場の運営といたしまして、火葬場の維持管理では、火葬業務、火葬施設の日常的な維持管理を行うために、業務の一部を委託するとともに、設備の保守点検、補修工事を行い、常日ごろから適切な業務、施設の維持管理に努めているところであります。また、火葬場の周辺対策では、火葬場周辺の方々にご理解とご協力をいただきながら、適切に運営いたしますため、周辺環境整備に努めてきたところであります。

続きまして、187ページ、第8目、環境対策費であります。予算現額246万1,000円に対しまして、決算額224万8,270円、執行率91.3%であります。

まず、環境と共生するまちづくりの推進といたしまして、地球温暖化防止事業であります。私たちが一人一人の生活スタイルを省エネ、省資源といった視点から見直し、温暖化の現状や個人レベルでの取り組みについて認識を深めるとともに、意識の向上を図りますため、成人を対象といたしました体験型学習会を開催し、94名の参加を得たところであります。

次に、188ページの環境保全意識の高揚といたしまして、環境教室の充実でありま

すが、環境問題に対します住民意識の向上、取り組みを始める契機を提供するため、親子を対象とした環境教室を2講座開催をいたしました。また、自治会別環境問題学習会の実施では、行政と住民が環境問題について共通認識を持ち、共同して解決に向けた取り組みを進める契機とするために、平成10年度より継続して開催しております自治会別環境問題学習会、通称エコトーク21につきまして、平成18年度から引き続きまして、町内東地区の自治会を対象に、逼迫する最終処分場問題に対応し、循環型社会の形成を目指すべく、「もったいない」を合い言葉に、「3Rな暮らしを」をテーマに、26会場、33自治会で開催し、560名の参加をいただいたところであります。なお、学習会後のアンケート方式によります意識調査では、参加者の93.3%の方がエコトークに参加して意識が変わった、あるいは今後の取り組みの参考になったと答えられており、共通認識を持つ場として一定の効果をj確認しているところであります。

次に、189ページ、住民活動の支援といたしまして、環境保全推進員の充実であります。環境保全活動の地域でのリーダー的な役割と、行政と住民とのパイプ役的な役割を担っていただいております環境保全推進員につきまして、平成19年4月、第6期の委員を、各自治会に1名ずつ、計114名を委嘱いたしまして、地域の巡視を中心に、草の根的な活動を展開していただいているところであります。

次に、190ページの省資源型・省エネルギー型都市づくりといたしまして、ISO14001の推進、及びISO14001の啓発であります。平成15年2月に、奈良県内の市町村で初めて認証取得いたしましたISO14001であります。ISO規格に基づきまして、施設の運営や環境に影響を及ぼす可能性のあります業務、事務事業につきまして、環境管理を徹底し、環境への負荷低減を図るとともに、継続的にシステムを見直しました結果、年1回実施されます外部審査で、平成19年度におきます当町の環境マネジメントシステムは、環境負荷低減に向けて向上しているとの評価をいただきました。また、環境マネジメントシステムによりますオフィス活動での環境配慮行動におきまして、取り組みを始める前年の平成13年度と平成19年度を比較いたしまして、約230万円の経費が節減できているなど、費用対効果もあらわれており、環境マネジメントシステムによります効果をj確認しているところであります。

なお、平成19年度におきましては、職員の環境マネジメントシステムに対しますレベルアップを図るため、内部環境監査員養成研修を実施し、対象者15名が受講し、新たに内部環境監査員としての資格を有したところであります。

また、各家庭や地域、学校でもISOの基本理念に基づきました環境配慮行動を実施していただこうと、当町が独自に構築いたしました家庭版ISOエコいかるがファミリー、エコいかるがキッズにつきましても、平成19年度では386組の家庭で活動をいただいているところであります。

次に、191ページの公害の未然防止の徹底についてであります。竜田川流域の1市2町、生駒市、平群町、斑鳩町で構成しております竜田川生活排水対策推進会議におきまして回収をしております廃食用油の回収推進につきまして、平成19年度は前年度より1,110リットル多い4,360リットルを回収したところであります。なお、流域市町全体では、約9,000リットルの廃食用油を回収しており、洗濯用石けんにリサイクルし、啓発物品として活用しているところではあります。今後はバイオ燃料としての活用を図るべく、推進会議におきまして、調査研究を始めているところであります。

また、公害指導の実施では、遊休地の草刈管理に対します指導を38件行うとともに、住民から寄せられました公害等に関する苦情相談85件につきまして、調査指導を行い、すべての事案につきまして、一定の解決を見ております。

次に、192ページの第9目、保健センター運営費であります。予算現額673万1,000円に対しまして、決算額669万8,263円、執行率99.5%であります。保健センターの維持管理としまして、保健センターの維持管理にかかる経費を支出いたしました。清掃や警備、各種点検にかかる委託料として365万9,162円を支出いたしました。また、需用費は271万7,512円であり、主に光熱水費となっております。保健センターにおいては、各種検診、予防接種、各種教室等を開催しており、乳幼児から高齢者まで、多くの住民の方々にご利用いただき、健康管理に関する事業を開催いたしました。今後も健康づくりの情報の発信や活動の拠点として、その運営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、193ページ、第2項、清掃費、第1目、清掃総務費であります。予算現額1,666万2,000円に対しまして、決算額1,656万4,989円、執行率99.4%であります。職員の人件費とごみ収集時の収集車の事故によります賠償金が主な支出内容であります。

次に、194ページ、第2目、塵芥処理費であります。予算現額3億9,569万8,000円に対しまして、決算額3億6,330万306円、執行率91.8%でありま

す。

リサイクル処理を初めとしたごみ処理、ごみ減量化、資源化の推進、衛生処理場の運営及び維持管理を実施しているところであります。

まず、環境と共生するまちづくりの推進といたしまして、小学生のごみポイ捨て禁止啓発看板の作成では、町内3小学校の協力によりまして、平成19年度におきましても、小学生によりますポイ捨て禁止啓発看板を50枚作成いただき、竜田川、大和川、富雄川沿い及び白石畑に向かう町道157号線など、ポイ捨て、不法投棄の多発地帯を中心に設置をさせていただいたところであります。

次に、ダイオキシン、騒音対策等の徹底では、ばい煙検査の実施として、衛生処理場における有害物質に関する抑制対策を図るとともに、ダイオキシン類や有害ガス等の測定を実施しております。ダイオキシン類対策特別対策措置法では廃棄物焼却施設については、年1回以上のダイオキシン類濃度の測定が義務づけられておりますが、当町では周辺住民の不安を解消するために、年4回の測定を実施しておりまして、平成19年度におきましては、最小値で0.018ナノグラム、最大値で0.24ナノグラム、平均値で0.115ナノグラムと、法規制数値であります5ナノグラム以下を大きく下回っておりまして、適正に焼却処理ができているものと判断しております。

次に、195ページ、ごみの減量化、資源化の推進であります。まず、ごみ減量化、資源化の啓発では、住民の方々にごみ減量化あるいは分別収集の必要性を認識していただくため、平成19年度につきましても、ごみのゆくえ探検ツアーを年3回開催し、計79名のご参加をいただいたところであります。また、粗大ごみのリクエスト収集であります。ごみ分別の徹底を図るために、平成12年度に粗大ごみにつきましては、予約制によります軒先収集を実施しており、19年度におきましては1,485件の依頼があり、順次処理をしたところであります。

次に、不燃物のリサイクル、196ページの資源物のリサイクルであります。当町のリサイクル処理につきましては、従来からびん類、缶類、それからペットボトル、食品トレーのリサイクル処理に加え、平成17年10月より、その他プラスチック類のほか、不燃物の破碎処理を充実させ、可能な限り資源化を図り、埋め立て量の削減に努めているところであります。なお、それぞれの処理量と資源化量につきましては、195ページから196ページにかけて記載をさせていただいております。

次に、マイバッグ持参推進サポーターであります。住民の方々にとりまして、最も

身近なリデュースの実践を推進するため、公募いたしました22名のマイバッグ持参推進サポーターの方々とともに、レジ袋削減に向けました啓発事業を実施したところであり、その結果、町内の三つのスーパーで、マイバッグの持参状況は、前年度から4.1%増加の26.1%の方がマイバッグを持参して買い物をされるなど、サポーターにより地道な活動が徐々に成果としてあらわれてきている状況であります。

また、平成19年度におきましては、町内の三つのスーパーの店長との意見交換会も実施し、事業者、消費者、行政が改めて共通認識を深めて、今後、それぞれの立場で行動する際の参考となる場になったのではないかと考えております。

次に、197ページから199ページのリサイクル活動の推進のうち、198ページの古紙類・繊維類のリサイクル回収モデル、紙製容器、包装類のモニター回収では、地域の事情によりまして、古紙類等を回収できない自治会を対象に、町が回収を行っております古紙類・繊維類のリサイクル回収であります。平成19年度では新たに申し出のあった1自治会を加え、13自治会を対象に月1回の回収を行いまして、29.28トン古紙類再生業者に売却し、18万9,980円の収益を得たところであり、また現在、容器包装類には、その容器包装類がどのような素材で製造されているかを表示することが法律で定められておりますが、住民の方々にその表示の存在を理解いただくとともに、排出や回収時の問題点を掘り起こすため、平成18年度から実施をしております紙製容器包装類のモニター回収事業につきまして、平成19年度におきましては、さらにモニター自治会を8自治会から17自治会に増加をいたしまして、月1回の紙製容器包装類の分別回収を行い、前年度から3.68トン多い11.09トンの紙製容器包装類を回収し、古紙類再生業者に売却をし、3万6,470円の収益を得たところであり、

そのほか、資源物集団回収、家庭生ごみ減量化などの奨励事業、生ごみ堆肥化講習会などを開催し、住民の皆様への意識啓発に努めておりまして、家庭系廃棄物では平成12年度のごみ処理有料化導入後、毎年前年度の排出量を下回ってまいりました家庭から排出されました廃棄物、資源物の処理量は、平成18年度に初めて、前年度を上回る排出量になりましたが、平成19年度では5,316.93トンと、前年度と比較しまして144.04トン、2.6%の減少となったところであり、しかしながら、平成19年度における事業系一般廃棄物の搬入量につきましては、2000.3トンと、前年度と比較しまして67.53トン、3.5%の増加をしております。平成19年4月か

ら、前年度を上回る搬入量で推移いたしましたことから、9月に町内全事業所の訪問指導を再び実施し、ごみ減量化、資源化の促進を呼びかけしましたところ、9月以降は1,106.73トンと、前年度の同時期以降と比較しまして、122.87トン、約10%の搬入量が減少したところであります。なお、当町では、国道25号線を中心に、飲食店や店舗が増加傾向にあることから、引き続き事業系一般廃棄物の搬入量の推移を注意深く確認し、必要な対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

また、家庭系ごみ排出量の減少によりまして、住民1人当たり1日のごみ排出量は700グラムと、前年度と比較いたしまして、26グラム減少したところであります。平成18年度のデータとの比較になりますが、国民1人当たりの1日の排出量は、1,082グラムとなっております、当町は大きく全国平均を下回る排出量となっております。

また、当町における廃棄物、資源物の総量は、資源物集団回収、古紙類・繊維類回収事業、紙製容器包装類回収モニター事業、空き缶回収事業での回収量を合わせまして、9,496.314トンとなっており、うち資源物として再生利用をしました量は、2,739.984トンと、資源化率は28.9%と、前年度と比較しまして1.2%減少をしております。資源化率の減少の原因といたしましては、資源化処理をしていない食品残さを中心とした事業系一般廃棄物の搬入量が増加したためと分析しているところであります。資源化率におきましても、平成18年度のデータとの比較になりますが、全国平均の資源化率は19.6%となっておりまして、当町は全国平均を上回る資源化率であります。しかしながら、全国に約2,000施設ございます最終処分場の残余容量は、あと15.5年という調査結果が公表されておりますように、今後ますます資源化を進め、最終処分量を減少させていくことが重要課題となっております。このことから、当町では平成20年度から、これまで焼却処理をしておりました剪定枝葉、紙、草等を堆肥化処理に移行するなど、資源化処理を通じて最終処分量の減少に努めているところであります。

次に、202ページ、第3目、し尿処理費であります。予算現額1億2,055万9,000円に対しまして、決算額1億1,859万3,616円、執行率98.4%であります。

まず、し尿処理技術の向上では、施設からの放流水につきまして、オゾン処理装置によります高度処理を実施するなど、水質汚濁の防止に努め、適正な施設運営に努めてい

るところであります。

次に、203ページ、合併処理浄化槽設置の促進として、浄化槽の設置補助であります。河川等の水質汚濁を防止するため、平成19年度におきましても、引き続き、浄化槽の設置者に対しまして補助金を交付するとともに、浄化槽の適切な維持管理につきまして、広報紙等を通じまして、その啓発に努めたところであります。

最後に204ページ、第4目、美化推進費であります。予算現額246万1,000円に対しまして、決算額235万6,202円、執行率95.7%であります。環境保全意識の高揚として、美化推進活動の充実、美化推進啓発の充実では、ポイ捨てしにくい雰囲気醸成するとともに、美化意識の向上などを図るため、クリーンキャンペーンの実施や環境パトロールを実施し、啓発広報を実施したところであります。クリーンキャンペーンの実施では、環境月間であります6月に、町内7コースでいかるがの里クリーンキャンペーンを実施し、前年度より265名多い1,035名のご参加を得たところであります。また、9月を自治会内美化キャンペーン月間として位置づけ、各自治会に対しまして、自治会内の道路、公園、水路等の清掃活動を呼びかけ、114自治会で実施していただくなど、美化意識の向上に努めてきたところであります。

以上で、第4款、衛生費にかかります説明とさせていただきます。よろしくご審査を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○辻委員長 説明が終わりましたが、本日はここまでとし、これで散会いたします。

明日午前9時よりから再開し、引き続き審査することといたします。

本日はどうもご苦労さんでした。

(午後 4時56分 散会)